

信託法改正要綱試案に対する意見書

2005年8月26日

日本弁護士連合会

【 総 論 】

第1 はじめに

今回の信託法改正は、大正11年に制定された信託法にとって、制定以来80年を経て初めてなされる大改正であり、昨年11月の信託業法改正とあわせて(さらには、今回の信託法改正を受けて引続きなされると言われている更なる信託業法改正とあわせて)今後のわが国における信託制度の発展を方向づける重要な法改正であることは疑いのないところである。しかも、わが国においては、信託制度の導入当初、必ずしも健全な形で信託制度が機能していない状況の下において信託法及び信託業法が制定され、戦後は、既存の信託会社はすべて「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」(現在の「金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」に基づいて業務を行う信託銀行に移行し、信託業法に基づく信託会社が存在しないまま今日に至っているという特殊な沿革を有しており、従来わが国の信託ビジネスは、専ら信託銀行によってのみ担われてきた。

それゆえ、法改正にあたっては、信託制度の積極的な活用とその健全な発展を図る見地より、現代社会の多様なニーズに対応した制度を整備することはもとより、わが国における信託制度そのものを、幅広い視点から全般的かつ根本的に見直す必要があると言える。今般公表された信託法改正要綱試案(以下「要綱試案」という。)とあわせて公表された信託法改正要綱試案補足説明(以下「補足説明」という。)によれば、「今回の改正では、金融、資産流動化、投資、事業経営など様々な方面での活用が考えられる商事信託分野のみならず、少子高齢化社会の進展に伴い今後はその社会的需要がますます高まることが予想される民事信託分野、民間ボランティア活動の受け皿としての発展が期待される公益信託分野など、信託利用のあらゆる場面を見据え、現在及び将来の社会的経済的ニーズに柔軟かつ的確に対応できるルールの法制化を目指している。」と説明されているが(補足説明1頁)、まさしく信託制度の全般的な見直しを目的としているものといえる。

しかるに、要綱試案を概観するに、事業の信託の許容、有限責任信託や信託宣言の

提案、受託者の義務の任意規定化、受益者多数の信託における多数決制度の導入、信託受益権の有価証券化の提案など、主として資産流動化実務をはじめとする商事信託の側面からの現代化の要請に対応した、柔軟かつ効率的な信託制度の整備に主眼がおかれた提案であるように見受けられる。

しかしながら、以下に指摘するとおり、信託法は、我が国の法体系上、民事基本法制の一つをなす民事法と位置づけられるという認識に立ったうえで、むしろ民事法分野全般における今後の幅広い社会的ニーズに応える民事信託の発展に資するための規律と制度の整備が、まずもって十分に検討されなければならない。

第2 民事基本法制における信託法の位置付け

そもそも信託法は、民法の特別法であるという意味において民事法であり、商事法の中に位置づけられるものではない。信託制度は民事的分野と商事的分野にまたがるものであり、その意味においては、信託法は民事法と商事法とを包括する法律であるといえるが、商法が民法の特別法である以上、商事信託は民事信託の特別類型である。すなわち、法制度としての体系としては、民事信託制度と商事信託制度とは並列的な関係に立つものではなく、民事信託制度の中に、その特別な類型としての商事信託制度が位置づけられるべきものである。

したがって、立法上の議論をするうえで、まずもって想定されるべき信託類型は民事信託であって、商事信託ではないし、ましてや商事信託の中に位置づけられる流動化を伴う信託といった特定の種類の信託ではないはずである。もちろん、昨今、急速に発展しつつある流動化のための信託等の商事信託にかかる信託商品設計・運用に過度な制約がかからぬよう、信託実務に配慮した柔軟かつ効率的な法制となるよう配慮すべきことも重要ではある。しかしながら、流動化のための信託等の特定の商事信託において使い勝手のよい法律にするという観点をことさら重視し、これを基点として信託法制全体を考えるのは誤りである。むしろ、上記のような法制度としての体系に照らすならば、個人を対象とした民事信託を基本として法制度を設計したうえで、その枠内で商事信託への配慮を行うべきである。仮にこれらの特定の信託が民事法たる信託法の枠内に納まらないということであれば、民事基本法たる信託法ではなく、別途、特別法で対処するのが筋であろう。

また、信託法が民事基本法制の一つと位置づけられる上、民事実体法の基本をなす民法その他の民事法全般との整合性を図ることはもちろんのこと、民事手続法（民事訴訟法、民事執行法など）や倒産法制との整合性にも十分配慮した法制とすべきであることはいうまでもない。すなわち、信託法が、信託制度の基本となる実体法である以上、信託法上の権利の実現は、最終的には民事訴訟法や民事執行法といった民事手

続法によって図られることとなる。また、信託制度が、委託者や受託者（あるいは受益者）からの倒産隔離機能に着目した制度であるという一面を有する以上、信託関係者の倒産時における規律はきわめて重要であるといえる。

しかるに、要綱試案において、改正信託法と民事手続法制（民事訴訟法や民事執行法など）とりわけ倒産法制との整合性について、十分な検討と議論が尽くされているといえるのか、大いに疑問を感ずるところである。

第3 民事信託の重要性

民事信託を基本に考えるべきことは、上記のような法理論的、法体系的観点からの要請だけでなく、社会的ニーズに応える信託の促進という、法政策的な要請からも重要である。すなわち、戦後のわが国においては、信託の担い手が信託銀行に限られてきたという特殊事情から、民事信託を中心に発展した英米と異なり、商事信託中心に発展してきたという沿革的経緯がある。しかしながら、前記のとおり、少子高齢化が進み、国民の財の蓄積が高度化した現代社会において、今後一層、民事信託を拡充する必要性が強く求められているといえる。具体的には、たとえば、以下のような場面における信託が有用であるといえよう。

- 高齢者、制限能力者、障害者を受益者とする信託。「親亡き後」、「伴侶亡き後」、自己の能力減退問題に対応する信託。（財産隔離機能を有する信託の方が、これら要保護者に財産を残す成年後見制度等よりはるかに保護に資する。）
- 不動産管理信託
- 財産承継のための、遺言代用信託や跡継ぎ遺贈といったニーズに対応する信託。

これらの信託を含む民事信託を拡充するための制度基盤を整備することが、商事信託のためのそれと同様に、今回の信託法改正の主要な検討課題とされなければならない。

第4 信託の担い手の重要性

もとより、民事信託にしる商事信託にしる、信託法を改正しただけで信託制度の拡充を果たすことはできない。信託の担い手といわれる信託受託者について、適正な業務遂行が確保されるような基盤整備を行う必要がある。その点に関しては、戦後の信託業務が専ら信託銀行のみによって担われてきたわが国にとって、先般の信託業法改正において、受託可能財産の拡大とともに信託の担い手の拡大が図られたことは、きわめて重要な意味を持つところであり、今後の信託制度の飛躍的な発展を可能とする

ものである。今後は、様々な信託財産について様々な目的の信託が設定され、その担い手についても様々な主体が登場するものと予想される。

もっとも、そうした様々な信託が基礎とする法律関係、社会関係は複雑、深刻であり、各種の信託の設計・利用にあたっては、専門家の関与が必要不可欠であるといえる。とりわけ民事信託の分野においては、司法改革審議会意見書で「市民生活上の医師」となるべく期待され要請されている弁護士が、民事信託のアドバイザーとして、また担い手（受託者）として、積極的に関わっていくべきであり、そのような基盤整備なくして民事信託の健全な発展は期待できないと考える。もとより、法律事務に関する法律事件の処理として、弁護士が最も適切な紛争解決の方法として受託者となることも当然認められるはずである。

今回の改正にあっても、弁護士が依頼者である委託者・受益者のための法律事務の一環として、あるいはその延長線上で、信託の受託者などの担い手になることを視野に入れた検討が必要である。もちろん、弁護士が受託者として信託の担い手となるにあたっては、信託業法、弁護士法その他関係法令の整備の観点からの検討も必要であろうが（信託法改正後の信託業法改正においては、この点を明文で明らかにすべきであろう）信託法の規律を整備するに際し、弁護士がその業務として、受託者や信託財産管理人や信託管理人等となり、種々の信託業務を担い得ることを前提として制度設計がなされるべきである。

第5 検討の基本的視点

1 信託の本質を損なわない限度における任意法規化

信託は受益者（あるいは委託者）と受託者の「信認関係」を基礎として、他人の財産の所有権の移転を受け、これを管理するわけであるから、その信認を裏切って受益者の利益が害されるようなことがあってはならない。したがって、信託法の条項のうち、忠実義務や善管注意義務あるいは自己執行義務などの受託者の義務や、受益者の権利に関する条項を任意規定化し、信託行為で受託者の義務を減免しあるいは受益者の権利を制限することを認めることについては、無制限にこれを認めるべきではない。

もとより信託銀行を受託者とする信託において銀信間取引を全て否定したり、商事信託におけるプロ同士の信託取引における柔軟な信託設計を著しく制限したり、後記3のように今後の民事信託の発展の障害となるような硬直的な法制はとられるべきではないし、信託法の諸規定を任意規定化して、信託行為の定めにより柔軟な法律関係の設計を認める方向性自体は尊重されてしかるべきである。しかしながら、それが行き過ぎて信認関係に基礎を置く信託の本質を否定することとなるような、あるいは健全な信託とは言えないような信託を正面から認めてしまうことは許されないというべ

きである。特に、委託者、受益者が個人であるプロアマ間の取引（高齢者が対象となることも多いと考えられる）においては、厳格な要件、弊害防止措置なくして、信託行為の定めにより、信託関係の基礎となる受託者の義務の減免を安易に認めることは、むしろ弊害をもたらすおそれもあり、信託制度に対する国民の信頼を損なうことが懸念される。

2 濫用防止のための方策

信託は、委託者の財産を委託者からも受益者からも隔離して受託者に移し、かつ受託者の固有財産からも独立性を有するという仕組みであることから、濫用される危険も大きい。柔軟な商品設計ニーズに対応するための多様な信託を許容する必要性はあるが、常に濫用防止に意を用いることが肝要である。信託の濫用が横行すると、信託制度に対する一般的信用を失わせ、民事商事を問わず、信託の健全な発展にとっての障害となる。脱法信託や訴訟信託の禁止はもちろんのこと、信託宣言、目的信託、有限責任信託等についても、これらを認めるうえでは、弊害を防止する仕組みをあわせて検討すべきである。

なお、訴訟信託については、訴訟という関係者の権利義務に直接影響を及ぼす行為にかかる信託であり、専門的知識も有せず業務上の倫理にも服しない者が他人の法律事件にみだりに介入することを防止しもって紛争関係者の権利利益の保護を図ることを目的とする弁護士法第72条の趣旨にも反するものであって、現行法以上に例外を設けたり緩和したりすべきではないことについては、各論（第2）において指摘するとおりである。

3 受託者の過度のリスクを緩和する方策

民事信託では、今後、営利企業でない個人も受託者となることが期待されることを鑑み、上記1、2に反しない限度で、受託者の過度なリスクを適切に緩和する方策を認めるべきである。これにより、民事信託ないし個人の信託受託者が増え、信託が健全に発展することが期待される。

その他、資金力、人的物的資源を有する企業でなければ受託者となれないような仕組みは、極力排除されるべきであるし、信託の本質を損なわず、受益者保護や濫用防止という要請に反しない限度で、民事信託の受託者にとって過度の規制とならないような法制度を目指すべきである。

4 他の法制との整合性

前記のとおり、民商事の一般法、民事訴訟・執行法制、倒産法制と整合性のある法制度となるよう十分な検討をすべきである。

たとえば、詐害信託（第3）における詐害行為取消権の特則と倒産手続における否

認権との関係（否認の要件についての影響の有無）や悪意の受益者に対する受益権譲渡請求に関する訴訟手続、受託者の損失てん補責任（第25）の履行請求権の執行方法（いかなる債務名義に基づいて執行可能か）、信託財産の破産に関する規律（第59）についての破産法の各条項の適用関係、有限責任信託（第66）における信託財産に対する執行方法（執行対象財産の特定方法）といったことについて、他の法制との整合性を考慮した規律が明らかにされなければならない。

【 各 論 】

[総則関係]

第1 信託の意義について

1 信託の意義

信託とは、次の要件が満たされるものをいうものとする。

- a 財産の譲渡、担保権の設定その他の処分があること。
- b 財産の処分を受けた者が、一定の目的（自己の利益を図るものを除く）のために、当該財産の管理又は処分その他の当該目的の達成に必要な行為を行うこと。

2 信託契約の効力

信託契約は、委託者となる者と受託者となる者との合意のみによって、その効力を生じるものとする。

3 信託契約の効力発生時における債務の引受け

信託契約の効力が生じる時に、受託者となる者は、委託者となる者が負担している債務を信託財産に属する債務として引き受けることができるものとする。

<現行法の関連条文> 第1条

1 について

[意見]

賛成する。

[理由]

「財産」と規定することにより、権利として成熟したものに限られず、金銭的価値のあるもの全てが対象となることを明確にし、また、受託者の行為が管理又は処分に限られず、権利取得行為や債務負担行為が含まれることを明らかにするものであり、信託の活用に資するものということができる。

なお、分別管理義務を信託の定義に含めるかについては、必ずしも定義に含める必要性は認め難いし、他の契約等との区別は当事者の合理的意思の解釈によってなされるであろうから、特に不都合はないと思われる。

2 について

[意見]

賛成する。

[理由]

本来、合意により契約が成立するのが原則であるし、財産の処分がなされるまで信託契約の効力を発生させないこととすべき必要性・合理性も見出し難い。

したがって、端的に、意思表示によって契約が成立し、効力を生じるとすべきである。

3について

[意見]

賛成する。

[理由]

信託の設定の時ににおける債務の引受けを認めることについては、特段の不都合は認められず、確認的な規定というべきものである。また、事業の信託を行うことも可能と解されることからすれば、信託の活用範囲を広げるものであり、社会的資源の活用手段の多様性の観点からも望ましい。

第2 脱法信託及び訴訟信託について

1 脱法信託の禁止

現行法第10条の規定の趣旨を維持し、法令により財産権を享有することができない者は、受益者としてその権利を有するのと同じ利益を享受することができないものとする。

2 訴訟信託の禁止

現行法第11条の規定の趣旨を維持し、信託は、訴訟行為をさせることを主たる目的としてすることができないものとする。

<現行法の関連条文> 第10条及び第11条

1 について

[意見]

賛成する。

[理由]

信託により脱法行為がなされることを禁止すべきことは言うまでもないところであり、現行法の規定の趣旨を維持すべきである。

2 について

[意見]

賛成する。なお、「正当な理由がある場合は、この限りにならない」旨の訴訟信託禁止の例外の明文規定を設けることについては、強く反対する。

[理由]

弁護士代理の原則や弁護士法第72条に反する脱法的な行為、あるいは司法機関を利用して不当な利益を得る行為は禁止されるべきであり、現行法の規定の趣旨を維持するのが相当である。

訴訟信託禁止の例外につき「正当な理由がある場合は、この限りにならない」旨の明文規定を設けることについては、以下の観点より強く反対する（その詳細については、2005年1月21日付日弁連意見書参照）。

- (1) 民法第90条の規律の存在を論拠として、現行法第11条の立法趣旨を、弁護士代理の原則や弁護士法第72条に反する脱法的な行為の排除のみに限定することは妥当な解釈ではないこと。
- (2) 訴訟信託禁止の例外の明文規定を設けることについての具体的な立法事実が見出し難いこと。
- (3) 任意的訴訟担当の許容性を根拠に訴訟信託の許容性を基礎付けることには、論理的必然性が認められないこと。

- (4) 仮に、訴訟信託について任意的訴訟担当として許容するならば、訴訟手続的な見地から種々の立法的手当が必要と思料されるところ、そうした検討が十分になされていないこと。
- (5) 現行法第10条に相当する規律(脱法信託)において禁止の例外について明文規定が設けられていないこととの整合性を欠くこと。
- (6) 「正当な理由」という一般条項によって例外を許容することについて合理性を欠くこと。
- (7) 訴訟信託禁止の例外について明文規定が設けなくとも、「主たる目的とする」との点の解釈、脱法性ないし潜脱性あるいは反公序良俗性に照らした個別的判断により事案に応じた妥当な解釈適用が可能であること。

第3 詐害信託について

1 詐害行為の取消しの特則

(1) 受託者の下にある信託財産の取戻し

委託者がある債権者を害することを知って信託を設定した場合には、債権者は、受託者において、その債権者を害することを知って信託を設定したことを知らなかったときであっても、民法第424条第1項の取消権を行使することができるものとする。ただし、受益者の全部又は一部が、受益者として指定されたことを知った当時において、委託者がある債権者を害することを知って信託を設定したことを重大な過失によることなく知らなかったときは、この限りでないものとする。

(2) 受益者に給付された信託財産の取戻し

(1)の場合において、更に受益者が信託財産の給付を受けたときは、債権者は、民法第424条第1項の取消権を行使することができるものとする。ただし、受益者が、受益者として指定されたことを知った当時において、委託者がある債権者を害することを知って信託を設定したことを重大な過失によることなく知らなかったときは、この限りでないものとする。

2 悪意の受益者に対する受益権の譲渡請求

委託者がある債権者を害することを知って信託を設定した場合には、債権者は、受益者に対して、受益権を委託者に譲渡するよう請求することができるものとする。ただし、受益者が、受益者として指定されたことを知った当時において、委託者がある債権者を害することを知って信託を設定したことを重大な過失によることなく知らなかったときは、この限りでないものとする。

(注) 受益者として指定された者がいまだ受益権を取得していない場合並びにいわゆる目的信託(第69参照)及び公益信託(第70参照)の場合には、債権者は、委託者に詐害意思がある限り、常に取消しが可能であるものとする。

<現行法の関連条文> 第12条

1 (1)本文について

[意見]

賛成する。

但し、詐害信託取消訴訟における被告当事者適格、委託者破産の場合の否認権の要件と効果、詐害信託取消訴訟と否認訴訟との関係等についてさらに検討すべきである。

なお、受託者悪意の場合には、悪意の受託者との関係において詐害行為取消権の成立を認めるべきとの意見もある。

[理由]

現行法では、受益者が善意の場合でも詐害行為が成立し、その効果として受益権が消滅するが、贈与の場合と比べても、受益者に酷であるから、受益者が悪意又は善意重過失の場合に限って、詐害行為の成立を認めようとする試案に賛成である。信託という法律構成を今後活用する場面が増大すると考えられるが、委託者に詐害意思がある限り、受益者の善意悪意にかかわらず、常に詐害行為が成立するとすれば、信託の安全性・信頼性が劣ることとなり、その利用が妨げられると懸念されるからである。

受益者の主観の判断基準を、「受益者として指定されたことを知った当時」としてはいるが、信託設定時であれば早すぎ、現実の給付を受けたときであれば遅すぎるので、試案の考え方に賛成である。

また、委託者として信託を設定することは債務者にとって財産減少行為であり、受託者は信託に直接の利害を有しないので、受託者の主観にかかわらず、詐害行為の成立を認める試案は現行法と同様に支持できる。

なお、受託者の債権者より委託者の債権者を保護することを明確にすることにより、詐害信託に加担しようとする受託者を牽制することが期待できるとの見地から、「受託者悪意の場合は、その後に関係のある第三者が登場しても、原則として信託財産の返還を認めることとし、信託財産の返還ができない場合は、それに代わる全額の価額賠償を認めることにしてはどうか。」との意見もある。

信託について詐害行為が成立する場合の要件については、民法が修正されているが、効果については、現行信託法第12条第2項の特則が削除されているのみで、新たな特則は設けられていない。したがって、たとえば、受託者に返還を求めるとできる財産の範囲、具体的には、信託財産に債務負担がある場合、信託財産に担保設定がなされている場合、信託財産が譲渡処分されている場合等の効果については、原則として民法と同様に解釈によって解決を図るべきことになる。

次に、詐害行為取消権を行使する場合の被告については、信託財産の返還を求めるとすれば、信託財産を保有している受託者を被告とするのが素直である。しかし、実質的な詐害行為の成否は受益者の主観によるから、受益者を被告に加えるべきとする考え方と、被告は受託者のみで足りるとする見解がありうる。後者とする、受益者の知らないところで詐害行為が成立し受益権を失うことになりかねず不都合であるが、前者とすると、受益者が多数であるとき債権者は受益者の全員を知りえない場合が少なくないと思われるので実務的に対応できない虞がある。そこで、被告は受託者のみで足りるとするが、受託者は受益者に訴訟告知をすべき義務を課すことが考えられる（試案の補足説明では、受託者が十分な主張・立証を行わなかったときは、受益者に対して責任を負うことになり、受益者は必要に応じて補助参加できると説明するが、受益者の利益保護としては不十分である）。詐害行為取消権を

行使して、受託者に対し信託財産の返還を求めるとともに、受益者に対し既に給付を受けた財産の返還を求める場合などは、当然、両者が被告となるので問題はない。

さらに、委託者破産の場合の信託行為に対する否認権の要件と効果についても整理しておく必要がある。信託法に、破産法第160条第1項の特則として、受託者の主観を問わないこととしたうえ、「受益者として指定されたことを知った当時」に受益者が悪意又は善意重過失の場合に限って(受益者が複数の場合の特則は次項のとおり)、信託行為について詐害行為否認ができるとしてはどうか。

1(1)但書について

[意見]

困難な問題であるが、受益者の一人でも善意無重過失であれば、常に詐害行為の成立を否定することは、委託者の債権者の犠牲のもとに信託行為(受託者及び受益者)を保護することにならないか疑問が残るとの意見がある。

[理由]

受益者が多数存在する場合、試案では、一人でも善意無重過失の受益者がいると、受託者に対する詐害行為は成立しないとされているが、委託者の債権者の保護に欠けるのではないか。他方、受益者が多い場合に、詐害行為の成立を安易に認めると、信託に対する安全性や信頼性を害し、信託の利用が妨げられる虞が生じる。

1(2)について

[意見]

賛成する。

[理由]

債務者が債権者を害することを知って信託行為をした場合、受託者の主観にかかわらず、受益者が悪意又は善意重過失であれば、受託者に対する詐害行為が成立する。この点を明らかにしたのが(1)である。そして、債権者が、詐害行為取消権を行使して、受託者に対して信託財産の返還を求めた場合、受益者の保有する受益権(将来給付を受ける権利)は当然に消滅する。

(2)では、受益者が既に給付を受けた財産があるとき、その返還を求めるには、受益者に対して詐害行為取消権を行使する必要があるが、その場合の受益者の主観的要件が(1)と同様であることを定めたものであり、賛成である。このとき、受益者ごとに判断されるので、ある信託について受益者の一部に善意無重過失の者がいても、受託者に対する詐害行為の成否とは異なり、悪意又は善意重過失の受益者(以下「悪意等の受益者」という)に対する詐害行為の成立は否定されない。受益者が悪意又は善意重過失であるとき、既に受けた給付を保有する正当な理由はないから、当然であろう。

なお、受益者の主観の判断基準は、現実の給付のときではなく、「受益者として指定されたことを知った当時」としているが、(1)と同様に賛成である。

また、委託者破産の場合の否認権についても、同様に、受託者の主観にかかわらず、受益者が悪意又は善意重過失の場合は、受益者に対して否認権を行使して、既に受けた給付の返還を求めることができることを明らかにすべきである。

2について

[意見]

賛成する。但し、詐害行為取消権に基づく受益権の返還との関係が明確でないとの指摘がある。

なお、委託者破産の場合に破産管財人が権利行使し得るか明らかにすべきである。

また、悪意の受益者に対する詐害行為取消権と受益権譲渡請求権とは、競合して行使することが可能であることを明確に規定すべきである。

[理由]

受益者が悪意又は善意重過失の場合で詐害行為が成立するときに、委託者の債権者は信託行為を取り消して、受託者に対して信託財産の回復を求めることができ、それによって、受益者の受益権は消滅する。

しかし、委託者の債権者としては、受託者に対して詐害行為取消権を行使して、信託財産の返還を求めるまでもなく、信託行為を有効に存続させたまま、受益者から受益権の譲渡を求めれば足りる場合もあろう。

また、試案の1(1)但し書きによれば、受益者の一部が善意無重過失であれば詐害行為が成立しないが、そのとき悪意等の受益者に受益権をそのまま保有させておく正当な理由はない。

したがって、委託者の債権者は、悪意等の受益者に対して、詐害行為の成否を問わず、信託法上の請求権として、受益権の譲渡を求めることができるとする考え方に賛成である。

なお、かかる請求の被告となるのは、受益者のみで足りる。受託者の信託財産になんらの影響がないからである。

もっとも、この信託法上の請求権と、悪意等の受益者に対する詐害行為取消権との関係が必ずしも明確でない。受益者の一部が善意無重過失のために受託者に対する詐害行為が成立しない場合でも、悪意等の受益者に対しては詐害行為が成立すると解されるので、1(2)記載のとおり、その権利を行使して既に給付を受けた財産の返還を求めることができるが、このとき同時に受益権の返還請求もできると解し得るとすれば、2の信託法上の請求権と同じことになる。すなわち、信託法上の請求権として、詐害行為取消権の成立要件と全く同じ要件の下で、受益権の譲渡請求を認めるのであるから、そもそも悪意の受益者等に対して詐害行為取消権を行使し

て受益権の返還を請求できると解する場合には、実質的に同じ請求権を認めることとなり、受益者に対する詐害行為取消権の行使と信託法上の請求権の関係が明確でないように思われる。試案の補足説明によっても、「受益権は、信託の設定により処分された財産の価値が化体したものであると考えれば、（信託法上の請求権は）実質的には、1(2)に基づいて行使される取消権と同様の機能を有するものである」とし、これらの権利は重複して成立することもありうると解しているようにも読める。

いずれにしろ、以上のように、受益権譲渡請求権が詐害行為取消権と同一の要件の下に、実質的に同じ効果を有する権利であることに照らすならば、委託者破産の場合に破産管財人がこの信託法上の請求権を行使し得るか明らかにすべきである。また、破産管財人は、破産手続開始決定により中断した詐害行為取消訴訟を受継できるが（破産法第45条第2項）この受益権譲渡請求訴訟についても、これと同様に、中断・受継がなされるものと解し得るか明らかにすべきであろう。

なお、受益権の譲渡請求は、受託者との関係において信託行為を取り消さないことを前提とする請求と理解できるが、他方、受益者複数の場合において善意の受益者がいるときに、悪意の受益者に対し、すでに給付された信託財産を取り戻すとともに、将来給付されることになる信託財産の給付を防止するためには、詐害行為取消権の行使と受益権の譲渡請求権の行使を、双方同時に容認する必要があるため、それが可能であることを明らかにすべきである。

(注)について

[意見]

賛成する。

[理由]

いずれの場合も受益者の利益を考慮する必要がないから、債務者に詐害意思のある限り、詐害行為の成立を認めても差し支えないと解される。

第4 受託者不適格者について

受託者不適格者から破産者を除くものとし、未成年者、成年被後見人又は被保佐人は、受託者になることができないものとする。

<現行法の関連条文> 第5条

[意見]

賛成する。

[理由]

会社法において、株式会社の取締役の欠格事由について破産者が除かれていることと同様、破産者を受託者とする信託行為の効力を常に一律に無効とすべき必要性・合理性はない。

第5 受託者による受益権の全部の継続保有の禁止について

受託者が受益権の全部を固有財産で保有する状態が継続した場合には、信託は、存続させないものとする（第57の1d参照）。

（注）第三者の名義をもって信託の利益の全部を享受する場合についても、同様とする。

<現行法の関連条文> 第9条

[意見]

賛成する。

[理由]

受託者が受益権の全部を取得する状態となったとしても、新受託者を選任し、又は受益権の全部又は一部を譲渡することにより、受託者と受益者が兼任する状態を解消する場合には、特段の不都合は生じないことから、受託者が受益権の全部を取得することを直ちに無効とすべきではない。

第6 信託の公示について

現行法第3条第1項の規定の趣旨を維持し、登記又は登録すべき財産については、信託は、その登記又は登録をしなければ、これをもって第三者に対抗することができないものとする。

(注) 現物の有価証券に係る公示方法を定めた現行法第3条第2項の規定は削除し、株券廃止会社の株式に係る公示方法を定めた同条第3項の規定の趣旨は維持するものとする。

<現行法の関連条文> 第3条

本文について

[意見]

賛成する。但し、既存の公示制度のあり方については、信託財産の独立性を確保し得る限度において、利用者に過度の負担を課すことを回避する観点から見直すべきである。

[理由]

信託の対抗は、特定の財産について受託者の債権者が差押え等を行った場合、当該財産が受託者の固有財産に属さないことを主張できるかという局面（信託財産の独立性）における問題である。この点に関しては、不動産信託の登記制度、特許権の登録制度等のように、信託の対抗が可能となるために、特定の信託財産に属することまでの公示を必要とする制度は、利用者に対して重い負担を課しているとの指摘もあり、したがって、当該財産が特定の信託財産に属することまでの公示は必要ではなく、単に、何らかの信託財産に属することが公示できれば足りるとの意見もある。

もっとも、信託財産の独立性は、ある信託財産と他の信託財産との間でも確保されるべき問題であり、その意味においては、単に固有財産との区別にとどまらず、信託として特定するに足る最低限度の公示内容は備えている必要があるともいえる（信託債権者が信託財産に対する強制執行を申し立てる場面においては、信託の特定がなされない公示内容では、執行不能のリスクを負担することとなり得る）。

したがって、公示制度のあり方（とりわけ公示内容如何）については、慎重な検討が必要である。

なお、受託者が特定の財産を信託目的に反して処分した場合、受益者が取消権（要綱試案第31参照）を行使できるかという局面においては、その前提として、当該財産が特定の信託財産に属することまでの公示が必要との見解があるが、取消権行使の可否に関し、相手方又は転得者の主観と信託の公示の有無との関連を切断する

見解に立つ限り、このように解する理由はないと考える。

(注)について

[意見]

賛成する。

[理由]

証券の交付のみで転々譲渡が予定されている有価証券については、確かに現行法の公示方法は現実的ではない。同項が削除されると、有価証券の信託の対抗要件に関する規定がないことになるから、現在、規定のない金銭・動産・一般の債権などと同じ取り扱いになり、信託の公示なしに信託財産であることを善意の第三者にも対抗することができることになる(四宮169頁)が、結果的に受益者の保護にもつながることになり、特に反対する理由も見いだせない。

また、株券廃止会社の株式の譲渡は、現物株券の場合と異なり、株主名簿への記載又は記録が第三者に対する対抗要件になっている(会社法第130条第1項)のであるから、その信託についても株主名簿への記載等を第三者対抗要件とすることにした方が望ましい。

第7 裁判所の監督について

現行法第41条第1項の規定（非営業信託に関する裁判所の監督）は、削除するものとする。

<現行法の関連条文> 第41条第1項

[意見]

賛成する。

[理由]

現行法制定当時の状況とは異なり、現在においては、信託制度に対する信用維持のために裁判所の監督を要する状況にはなく、むしろ、裁判所に監督機能を期待することは實際上困難であり、現実的でない。

[信託財産関係]

第8 信託財産の範囲について

現行法第14条の規定の趣旨を維持し、信託財産の管理、処分、滅失、損傷その他の事由により受託者の得た財産は、信託財産に属するものとする。

< 現行法の関連条文 > 第14条

[意見]

賛成する。但し、信託財産の範囲を画する規定を設けるにあたっては、下記の点に留意すべきである。

[理由]

信託財産の直接的な代位物に限らず、実質的な価値代替物を広く包含する趣旨であると理解され、妥当である。

もっとも、受託者が信託勘定において第三者から贈与を受けた財産など、委託者から移転された財産とは無関係の信託財産も想定され得る。また、受託者の善管注意義務違反に基づく損害賠償請求権や忠実義務違反に基づく損失てん補請求権（利益吐き出し責任について乙案を採用した場合の「利益吐き出し請求権」）なども、信託財産を構成するものと解されるところ、これらの債権は受託者を債務者とするものであることから、「受託者が得た財産」との表現には馴染まない。

したがって、信託財産の範囲については、信託財産を構成するこれらの財産や債権をも包含する表現の規定を設けるべきである。

第9 信託財産の付合等について

現行法第30条の規定の趣旨を維持し、信託財産につき付合、混和又は加工があった場合においては、各信託財産及び固有財産は各別の所有者に属するものとみなして、付合、混和又は加工に関する民法の規定（民法第242条から第248条まで）を適用するものとする。

（注）各信託財産・固有財産で共有するものとされた財産の分割に関する規律を設けるものとする。

<現行法の関連条文> 第30条

本文について

[意見]

賛成する。

[理由]

信託財産と受託者の固有財産ないし他の信託財産との間において付合、混和又は加工が生じた場合に、各財産が格別の所有者に帰属するものと擬制したうえで民法の付合、混和又は加工に関する各規定を適用するとの現行法第30条の規律は相当であり、維持すべきものである。

(注)について

[意見]

賛成する。

[理由]

信託財産と受託者の固有財産ないし他の信託財産とが共有関係にある場合には、いずれの共有者も受託者であるため、受託者においてその共有物の分割をなすことは利益相反行為となる。そこで、受託者の利益相反行為に関する一般的規律に従い、共有物分割の協議をなすべき当事者や、協議が調わないときに裁判所に共有物分割請求訴訟を提起すべき当事者を定める必要がある。

したがって、識別不能状態となったために共有とみなされる財産に限らず、共有物たる信託財産一般の分割手続に関する規律を整備すべきである。

第10 信託財産と固有財産等との識別不能について

1 信託財産と固有財産とで識別不能状態にある各財産の共有擬制

ある信託の信託財産に属する財産と当該信託の受託者の固有財産に属する財産とを識別することができなくなったときは、信託財産及び固有財産がその当時における価格の割合に応じて識別不能となった各財産を共有するものとして取り扱うものとする。

2 信託財産間で識別不能状態にある各財産の共有擬制

ある信託の受託者が他の信託の受託者を兼ねる場合において、各信託の信託財産に属する財産を識別することができない状態に至ったときも、と同1様とするものとする。

3 共有持分の割合

1及び2による共有に係る共有持分の割合は、均等であると推定するものとする。

(注) 各信託財産・固有財産で共有するものとされた財産の分割に関する規律を設けるものとする。

<現行法の関連条文> なし

1について

[意見]

賛成する。

[理由]

識別不能の状態となった信託財産と固有財産をそれぞれ共有財産であると擬制することにより、受託者の債権者から識別不能財産に対して差押えがなされた場合には、受益者は第三者異議の訴えを提起することによって物権的な救済を得ることが可能となり、他方、信託債権者から識別不能財産に対して差押えがなされた場合には、受託者は第三者異議の訴えを提起することによって物権的な救済を得ることが可能となるので、受益者と受託者（ないし受託者の債権者）との公平の見地から妥当である。

2について

[意見]

賛成する。

[理由]

受託者が複数の信託の受託者を兼ねる場合の各信託財産が識別不能となったときについても、上記1の理由と同様に、各信託の受益者間の公平の見地から妥当である。

3について

[意見]

賛成する。

[理由]

識別不能状態となった時点における各財産の価格の割合が、判然としない場合も想定されることから、識別不能となったために共有とみなされる各財産の共有持分の割合は均等であると推定することは合理的である。

(注)について

[意見]

賛成する。

[理由]

信託財産と受託者の固有財産ないし他の信託財産とが共有関係にある場合に、受託者の利益相反行為に関する一般的規律に従い、共有物分割の協議をなすべき当事者や、協議が調わないときに裁判所に共有物分割請求訴訟を提起すべき当事者を定める必要があることについては、第9において指摘したとおりである。

第11 受託者の相続財産からの分離について

現行法第15条の規定（受託者の相続財産からの分離）は、削除するものとする。

<現行法の関連条文> 第15条

[意見]

賛成する。

[理由]

信託財産が相続財産に属しないことは、信託の本質から当然のことであり、現行法第15条はこの当然のことを明確にする規定であった。

受託者の死亡により任務が終了したときは、新受託者が選任されれば信託財産は新受託者に帰属するし、また、新受託者が就任しない限り信託財産は法人とみなす旨の規律が設けられるならば、この点は、そのことから明確になるから、あえて明文規定を設ける必要はない。

第12 信託財産に対する強制執行等について

1 信託財産に対する強制執行等の禁止

次の(1)から(4)までに掲げる権利に基づく場合を除き、信託財産に対しては、強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することができないものとする。

(1) 信託財産について信託前の原因によって生じた権利

(2) 信託財産のためにする行為であって受託者の権限に属するものにより生じた権利

(3) 受託者の権限に属しない行為であって第31の1により取消しがされていないもの（当該行為が信託財産のためにされたものであることを相手方が知っている場合に限る）により生じた権利

(4) 受託者の権限に属しない行為であって信託財産に属する財産について権利の設定又は移転をするもの（当該行為が信託財産のためにされたものであることを相手方が知らない場合に限る）により生じた権利

2 受益者等の異議

1に違反してした強制執行、仮差押え、仮処分又は競売に対しては、受益者又は受託者は、異議を主張することができるものとする。この場合においては、民事執行法第38条及び民事保全法第45条の規定を準用するものとする。

（注）受託者が信託事務の処理につき不法行為をした場合において、当該不法行為に基づく損害賠償に係る債権者が、信託財産に対して強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することができることとするかどうかについては、なお検討するものとする。

< 現行法の関連条文 > 第16条

1 について

[意見]

賛成する。

[理由]

信託財産は、受託者の固有財産と分別され、受託者の債権者から隔離される必要があるから、受託者の債権者は、原則として、信託財産に対する強制執行等ができない。これができるのは、要綱試案の掲げる4つの場合に限るのが相当である。

2 について

[意見]

賛成する。

[理由]

受託者及び受益者が第三者異議を主張できるのは当然である。委託者は、信託設定後は、直接信託財産に関して利害関係を有しないので、第三者異議を主張できな

いものとしても特段の不都合はない。なお、信託契約の内容によっては、委託者に異議権を認めてもよい場合があるとする見解もあり得るが、当事者間の合意によって訴訟法上の権利を付与するのは、理論的に問題があるといえよう。

(注)について

[意見]

不法行為債権者は、原則として信託財産に対して強制執行等ができるべきである。

[理由]

受益者は、受託者が信託事務を処理することによって受益権を具体的に享受できるのであるから、受託者が信託事務の処理につき不法行為をした場合、その損害賠償債務は、最終的には、信託事務により利益を享受する受益者が負担すべきである。他方、受託者に十分な固有財産があるとは限らないから、被害者保護の観点からも、受託者の信託事務による不法行為に基づく損害賠償債務について、信託財産が負担しないとするのは相当とは言い難い。また、信託財産たる工作物にかかる工作物責任のように信託財産と密接に関わる不法行為については、信託財産をもって損害をてん補すべきものといえる。

もっとも、取引的不法行為と純然たる事実行為たる不法行為とは、必ずしも同列に論じ得ないし、受託者の使用者の不法行為にかかる受託者の使用者責任なども含め、当該不法行為の態様によっては、信託財産に対する強制執行等を認めることが相当でない場合も否定し得ない。

したがって、原則として不法行為に基づく損害賠償請求権による信託財産に対する強制執行等を認めるべきであるが、一切の例外を否定すべきでもないと考える。

第13 受託者の倒産の場合における信託と倒産手続との関係について

1 受託者の破産手続との関係

- (1) 受託者につき破産手続が開始された場合においては、信託財産は、破産財団に属しないものとする。
- (2) (1)の場合において、破産管財人が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、破産管財人に対し、これをやめることを請求することができるものとする。
- (3) (1)の場合においては、受託者が信託行為により受益者に対して負担する債務に係る債権（以下「受益債権」という。）は、破産債権としないものとする。
- (4) (1)の場合においては、信託財産に属する債務に係る債権（受益債権を除く。以下「信託債権」という）の免責許可の決定（破産法第252条第1項参照）による免責は、信託財産との関係では、その効力を主張することができないものとする。
- (5) (1)の場合において、破産手続の開始により受託者の任務が終了しないときは、破産者が受託者の職務を行うものとする。

2 受託者の再生手続との関係

- (1) 受託者につき再生手続が開始された場合においては、信託財産は、再生債務者財産に属しないものとする。
 - (2) (1)の場合において、再生債務者等（民事再生法第2条第2号参照）が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、再生債務者等に対し、これをやめることを請求することができるものとする。
 - (3) (1)の場合においては、受益債権は、再生債権としないものとする。
 - (4) (1)の場合においては、信託債権の再生計画による免責又は変更は、信託財産との関係では、その効力を主張することができないものとする。
 - (5) (1)の場合において管理命令があったときは、受託者の職務を遂行する権利並びに信託財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属するものとする。ただし、再生手続の開始により受託者の任務が終了する場合は、この限りでないものとする。
- (注1) なお、有限責任信託（仮称）（第66参照）を創設し、信託財産のみを責任財産とする信託債権を認めることとする場合には、受託者倒産の場合における信託と倒産手続との関係に関しては、当該信託債権は受益債権と同様に取り扱うものとする。
- (注2) 受託者の更生手続との関係については、2に倣い規律を整備するものとする。
- <現行法の関連条文> なし

1 (1)について

[意見]

賛成する。

[理由]

信託財産は受託者の固有財産に属しない以上、破産財団を構成しないのは当然のことである。

1(2)について

[意見]

反対する。

[理由]

提案にかかる破産管財人に対する信託財産の差止めの請求は、現行信託法第16条第2項が、個別執行がなされた際に、受益者、受託者に第三者異議訴訟の提起権を認めていることが、その論拠の一つとされている。しかし、第三者異議訴訟は、その判決により、執行機関に対して執行の続行の中止を命じるものであるが、破産管財人は執行機関ではない。因みに、執行目的財産に対して所有権を有する者は、第三者異議訴訟を提起できるが、同目的財産が破産管財人の占有下にある場合、当該所有者は取戻権を有しているのみで、破産管財人がそれを処分しようとしている場合に、第三者異議類似の訴訟形態は想定されていない。況や、ここで提案されているような差止請求権などは存しない。せいぜい取戻権に基づく給付請求権を本案とする処分禁止の仮処分を請求できるととどまるのであり、そのことと対比するならば、受益者に差止請求権を認めるのはバランスを欠くものといえる。

また、手続法的にみても、差止請求権は個々の受益者毎に認められ、それには対世効は存しないから、各訴訟の内容が区々であると、その訴訟の効力を受ける破産管財人は、当該目的物の処理に困ることになる。当該目的物が破産財団に属するか信託財産かは、結局のところ、破産管財人と受益者全員との間（又は受益者全員に既判力が及ぶ形）の訴訟（確認訴訟）によって決めざるを得ない。したがって、法制審において当初提案されていた確認請求制度を差止請求の制度に替えても、結果的には異ならないはずである。

かかる訴訟は、破産管財人、受益者の何れが原告となっても、訴訟形態としては変わらないが（固有必要的共同訴訟又は類似必要的共同訴訟）、かかる多数当事者の訴訟を避けるには、早期に新受託者又は信託財産管理人を選任し、それらの者と破産管財人との間で決着をつけるべきことになる。

なお、新受託者又は信託財産管理人の選任に手間取り、その間に破産管財人が信託財産に属すると思われる財産を処分する危険があるときは、各受益者は、確認請求を本案として、処分禁止の仮処分を申立てることもできると考えられる（共有者の保存行為と考えれば、当該仮処分の申立ては、固有必要的共同訴訟にはならないといえる）。また、事実上の処分の差止めを求め

るには、受益者は、利害関係人として、破産裁判所に破産管財人に対して監督権の行使を求めることができる。

なお、要綱試案では、(5)の場合にも、受託者たる破産者とは別に、受益者が差止請求権を行使できるとの趣旨と解されるが、破産により信託が終了し、後任の受託者が選任され、あるいは信託財産管理人が選任された場合にも、受益者に独自にかかる権限を認めると解されるのであれば、やはり妥当性を欠くと考える。

1 (3)について

[意見]

賛成する。

[理由]

受益債権は信託財産を引当とすべき債権であるから、破産債権とならないのは当然である。

1 (4)について

[意見]

賛成する。

[理由]

受託者の破産手続・免責手続が、信託財産に対して効力を及ぼさないものである以上、受託者の固有財産との関係で信託債権について免責がなされても、信託財産との関係では何らの制約を受けないことは当然である。

1 (5)について

[意見]

賛成する。

[理由]

現行法第5条は、破産者を受託無能力者としているが、取締役について、破産者が欠格事由ではなくなった(会社法第331条)のと同様、破産手続開始を信託受託の終了原因とする論理必然性はない。要綱試案第4で、受託者不適格者から破産者を除くとされていることを受けて、信託行為で破産手続の開始により受託者の任務が終了しないと定められた場合には、受託者の職務を破産者が行うことを認めることが相当である。

2 (1)について

[意見]

賛成する。

[理由]

1 (1)と同様である。

2 (2)について

[意見]

反対する。

[理由]

1 (2)と同様である。

2 (3)について

[意見]

賛成する。

[理由]

1 (3)と同様である。

2 (4)について

[意見]

賛成する。

[理由]

1 (4)と同様である。

2 (5)について

[意見]

賛成する。

[理由]

民事再生管財人には「業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利」が専属するのであり（民事再生法第66条）、再生会社が受託者として有する信託財産の管理及び処分をする権利は、受託者としての任務が継続する以上、管財人に専属すべきことになる。

もっとも、管理命令は、「再生債務者の財産の管理又は処分が失当であるとき、その他再生債務者の事業の再生のために特に必要があるとき」に選任されるものであり、かかる事由の存在は、「受託者の解任事由」に当たる余地があるといえるし、管理命令の発令を受けた法人が、信託を業として営業し続けること自体、妥当性を欠くものというべきである。

なお、会社更生手続の場合、管財人は必置の機関であり、信託を業とする株式会社に更生の見込みがある以上、信託財産についての管理処分権も管財人に専属することに異論はない。

(注1)について

[意見]

賛成する。

[理由]

信託財産のみを責任財産とする有限責任信託制度が創設される場合には、その信託債権は、受託者の固有財産にかかる倒産手続においては倒産債権とはならないものであるから、受益債権と同様に取り扱うことが相当である。

(注2)について

[意見]

賛成する。

[理由]

信託の倒産隔離の必要性は破産手続、再生手続と共通であり、更生管財人には「事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利」が専属する（会社更生法第72条）のであるから、2に倣った規律が相当である。

第14条 相殺に関する規定の取扱いについて

1 第三者が信託財産に属する債権を受働債権としてする相殺の禁止

固有財産又は他の信託財産に属する債務に係る債権を有する者は、当該債権をもって信託財産に属する債権に係る債務と相殺をすることができないものとする。ただし、受託者による利益相反行為の禁止の例外(第19条第2項(2)参照)に該当する場合において、受託者がその承認をしたときは、この限りでないものとする。

2 第三者が固有財産に属する債権を受働債権としてする相殺の禁止

信託財産に属する債務に係る債権(信託財産のみを責任財産とするものに限る。)を有する者は、当該債権をもって受託者の固有財産に属する債権に係る債務と相殺することができないものとする。ただし、受託者がその承認をしたときは、この限りでないものとする。

(注1) 1の例外として下記の趣旨の規定を設けるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

1 固有財産又は他の信託財産に属する債務に係る債権を有する者が当該者に対して受託者が有する債権は固有財産又は他の信託財産に属すると信じるに足りる正当な理由がある場合には、この限りでないものとする。

2 信託財産に属する債権に係る債務者が受託者に対して当該債務者が有する債権は信託財産に属すると信じるに足りる正当な理由がある場合には、この限りでないものとする。

(注2) 2の例外として下記の趣旨の規定を設けるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

信託財産に属する債務に係る債権(信託財産のみを責任財産とするものに限る。)を有する者が、当該者に対して受託者が有する債権は信託財産に属すると信じるに足りる正当な理由がある場合には、この限りでないものとする。

<現行法の関連条文> 第17条

1について

[意見]

賛成する。

[理由]

現行法第17条は簡易に過ぎ、いかなる相殺が禁止されるのか不明確である嫌いがあつたところ、類型を分けて具体的に規定しようとするものであり、妥当である。

但書についても、形式的には相殺禁止規定にかかるが実質的には信託財産の利益を図り得る場合などに、妥当な解決をもたらし得ると解される。

また、受託者からの相殺については、利益相反行為の規律に委ねるのが統一的で

あり、そこにおいても利益相反行為の禁止の例外に該当する場合には相殺が許されると解されるが、受託者からの相殺についても明文で規定した方が、より明確である。

2について

[意見]

賛成する。

[理由]

上記1と同様である。

(注1)について)

[意見]

「信じるに足りる正当な理由がある場合」との要件で相殺禁止の例外を認めることには賛成し難い。

[理由]

信託財産と固有財産（あるいは他の信託財産）との峻別を前提に、実質的な相殺適状にないことから相殺が禁止される以上、本来、理論的には相殺を許容し得ないはずである。しかるにこれを許容し得る根拠は、債権の準占有者に対する弁済（民法第478条）に準ずる相殺である点に見出し得るにとどまる。

したがって、相殺の意思表示をなす者の「善意無過失」というより明確な要件の下に許容すべきであり、「信じるに足りる正当な理由がある場合」との外観法理のごとき要件で相殺禁止の例外を認めるべきではない。

(注2)について)

[意見]

「信じるに足りる正当な理由がある場合」との要件で相殺禁止の例外を認めることには賛成し難い。

[理由]

上記(注1)と同様である。

第15 信託財産に係る混同について

1 物権に係る混同

ある財産を目的とする権利と当該財産とが、信託財産と固有財産又は他の信託財産とにそれぞれ帰属したとしても、その権利は混同によって消滅しないものとする（民法第179条参照）

2 債権に係る混同

債権と債務とが、信託財産と固有財産又は他の信託財産とにそれぞれ帰属したとしても、その債権は混同によって消滅しないものとする（民法第520条参照）

<現行法の関連条文> 第18条

1 について

[意見]

賛成する。

[理由]

信託財産に関し、混同が生ずる場合が現行法第18条でカバーできない部分もあることを認識して規定するものであり、解釈上の疑義を回避する妥当なものである。

信託財産に係る混同について、物権と債権とに分けて立法するという配慮がなされており、より望ましいものである。

2 について

[意見]

賛成する。

[理由]

債権の混同については、現行法には規定がないから本規定を設けることは債権の混同に関する法の理解を一義的にすることに資するものと考えられる。

第16 委託者の占有の瑕疵の承継について

【甲案】

現行法第13条の規定（委託者の占有の瑕疵の承継）は、削除するものとする。

【乙案】

現行法第13条の規定の趣旨を維持し、受託者は信託財産の占有につき委託者の占有の瑕疵を承継するものとする。

<現行法の関連条文> 第13条

[意見]

乙案に賛成する。

[理由]

現行法第13条は、当然の規定であるが、確認規定と解すれば足り、あえて削除する必要はない。

[受託者関係]

第17 信託事務遂行義務について

受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならないものとする。

<現行法の関連条文> 第4条

[意見]

賛成する。

[理由]

信託事務遂行義務は、信託の中核をなす義務であり、「信託の本旨」にしたがって信託事務処理を処理すべきことを信託法において明確に宣言すべきである。

第18 善管注意義務について

受託者は、信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもってしなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(注) 現行法第21条の規定(信託財産に属する金銭の管理方法)は、削除するものとする。

<現行法の関連条文> 第20条及び第21条

本文について

[意見]

本文について賛成するが、但書については、反対する。

[理由]

委託者や受益者の信託を受けて信託財産の管理又は処分その他信託目的の達成のために必要な行為を行う受託者の義務として、善管注意義務は信託における本質的な義務であり、無制限に軽減し得るとすることは、かかる信託の本質に反するものである。

確かに、グループ企業内において設定される信託を想定するならば、一定程度の軽減を認めることの合理性はあるものの、他方、一般的に全く無制限に軽減することを許容するならば、濫用のおそれを否定し得ないこととなる。その意味において、信託業法第28条第2項において、善管注意義務が強行法規として規律されていることには合理性があるというべきである。

したがって、仮に善管注意義務につき任意規定化する場合は、たとえば「信託の本旨に反しない限度において」任意規定化することを許容するなど、相当の配慮をなすべきである。

また、米国統一信託法典におけるブルーデント・インベスタールールに倣い、善管注意義務を具体化する規定を設けることも検討されるべきである。

(注)について

[意見]

賛成する。

第19 忠実義務等について

1 受託者の忠実義務等

受託者は、信託事務を処理するに当たっては、法令及び信託行為の定めに従い、受益者のために忠実かつ公平に行動しなければならないものとする。

2 受益者の利益と相反する行為（3の競合行為を除く）の禁止。

(1) 受託者は、受益者の利益と自己又は第三者の利益とが相反する行為をしてはならないものとする。ただし、受託者が第三者とする取引であって受益者の利益と第三者の利益とが相反するものについては、受託者が受益者の利益を犠牲にして第三者の利益を図る目的をもってされるものに限るものとする。

(2) 次に掲げる場合には、(1)の禁止の例外を認めるものとする。

a 信託行為にその行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。

b 受託者がその行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

c 受益者の利益を害しないことが明らかであって、かつ、受託者がその行為をすることについて合理的な必要性が認められるとき。

3 競合行為の禁止

(1) 受託者は、受益者の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図る目的をもって、固有財産又は他の信託財産の計算で、受託者として有する権限に基づき行うことができる取引と同一の取引をしてはならないものとする。

(2) 次に掲げる場合には、(1)の禁止の例外を認めるものとする。

a 信託行為にその行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。

b 受託者がその行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

4 利益取得行為の禁止

(1) 受託者は、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

【甲案】

a 信託財産を利用して不当な利益を取得する行為

b 信託事務の処理に当たって不当な利益を取得する行為

【乙案】

信託財産を利用して不当な利益を取得する行為

【丙案】

特段の規定を設けないものとする。

(2) 次に掲げる場合には、(1)の禁止の例外を認めるものとする。

a 信託行為にその行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。

b 受託者がその行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

5 1つの信託の受益者間の利益が相反する行為の禁止

(1) 受益者が複数存在する信託においては、受託者は、受益者間の利益が相反する行為をしてはならないものとする。

(2) 次に掲げる場合には、(1)の禁止の例外を認めるものとする。

- a 信託行為にその行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。
- b 受託者がその行為について重要な事実を開示して、不利益を受けるおそれのある受益者の承認を得たとき。
- c 受託者がその行為を行うことについて正当な理由があるとき。

(注1) 2(2)c及び5(2)cの場合においては、受託者は、受益者に対し、その行為について重要な事実を事前又は事後に通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

(注2) 受益者の承認は、事前だけでなく事後でもよいことを前提としている。

(注3) 受益者の承認については、これに代え、又はこれに加えて委託者等の承認を要する旨の定めを信託行為に置くことを許容することを前提としている。

<現行法の関連条文> 第22条

1について

[意見]

賛成する。なお、忠実義務を一切免除するなど信託の本質に反する信託行為の定めは無効とするとの規定を置くべきである。

[理由]

受託者が忠実義務を負うことを明らかにするとともに、「2」以下で捉えきれない忠実義務違反が行われたときに、受託者の責任を問うるものとする必要がある。

また、受託者に対する信託関係を基礎とする信託の本質に照らし、忠実義務を一切免除することは許されないものとするべきである。

2(1)について

[意見]

但書について、次の点を検討すべきである。

- a 但書部分の立証責任は、受託者に負わせること。
- b 要件を客観化し、「受託者が受益者の利益を犠牲にして第三者に利益を得させる場合に限る」とすること。

[理由]

第三者との間の行為が忠実義務違反の問題となるケースとしては、信託財産の債権の回収に先んじて受託者が固有財産に属する債権を回収する(弁済を受領する)行為、信託財産の投資取引の見返りとして受益者の知らないところで第三者から投資情報を得る行為、受託者が固有財産である投資商品を保有している場合に、信託財産で同一銘柄の投資商品を購入し、価格が上昇したところで固

有財産の投資商品を売り抜ける行為等が想定される(なお、日本銀行金融研究所「金融取引における受任者の義務と投資家の権利」金融研究1998年4月号)、忠実義務の規律としては、これらのケースを適正に規律できる必要がある。

提案内容は、適法な行為と忠実義務違反行為を画する基準として、「受益者の利益の犠牲にして(自己又は)第三者の利益を図る目的」の有無を提案している。しかし、一般的に主観的態様の立証は容易でないこと、特に信託においては受託者が信託に関する情報を独占していることに鑑みれば、利益相反取引の成立範囲を目的により画するときには、受益者がこれを立証することは極めて困難といわざるを得ない。

受託者が信託事務処理に関する情報を独占していることに加え、本来的に受託者は忠実義務を負っていること、及び、受託者は受益者に対して情報提供義務を負っていることに鑑みれば、適法な第三者との間の取引と忠実義務違反の取引を区別する要件の立証責任を受託者に負わせることが必要である。(受託者は、忠実義務違反の行為を行うに際しては、受益者に対して同行為が受益者の不利益としないことを説明すべき義務があると考えられることもでき、こうした義務を立証責任の分配にも反映させることから、根拠づけることもできる。)

また、そもそも利益相反取引の成立範囲を目的という主観的要件により画することは基準としての明確性を欠くというべきであり、要件は可及的に客観化されることが望ましい。また、提案内容を前提としても、忠実義務違反が問題となる場合においては、多くの場合受託者において「目的」の存在を争うことが予想されるがこのような場合には結局客観的な間接事実の積み重ねにより、「目的」の存否が判断されることになると考えられるところ、そうであるとすればむしろ要件を客観的なものとするの方が適当である。

忠実義務違反に関する規律のあり方としては、行為基準を客観的に明らかにすることが考えられるが、明確な行為基準を画することが困難なときには、利害関係を受益者に開示させ、それを受益者が監視する規律を整備すること、が考えられる。よるときには、受益者が利害関係についての情報に接することができること、及び、受益者が監視機能を発揮できる民事ルールが必要とされるというべきであり(上記 ~ の行為もかかる規律のもとで受託者に適正な行為が期待しうる。) そのためには、上記の「a」、「b」又はその双方を検討すべきである。

2(2)について

[意見]

賛成する。但し、「a」については、許容される行為の具体的定めがあり受益者の予見可能性が実質的に確保されていることを必要とすること、また、「b」につ

いては、受益者が重要な事実について十分な理解の下で承諾したことを必要とする
ことを、明文又は解釈により明らかにすべきである。

[理由]

信託行為の定めをもって許容されるためには、信託行為に具体的定めがあり
かつその内容が受益者に示されて受益者の予見可能性が実質的に確保されてい
ることが必要であり、受益者の承諾により許容されるためには、重要な事実が
開示され、これに対する受益者の十分な理解が確保された上で、承諾が行われる
必要がある。また、受益者の利益を害しないために許容される場合も、受益者
の利益を害しないことが受託者受益者間で争いになる余地がない程明白である
ことが必要というべきであり、また、合理的な必要がない場合にまでこのような
行為を許容する必要はないから、この点についての限定も要件とすべきである。

禁止の例外は基本的に当事者間の任意の合意に基づいて許容されるものであ
るところ、かかる任意の合意等が認められるためには、当事者間において重要な
事実についての認識が共有されることが当然の前提となる。(信託行為により禁
止の例外が認められる場合でも、禁止の例外の許容という受益者に一般的に不利
な地位を課す以上、受益者の任意の合意を擬制し得る状態は必要というべきであ
り、そのためには信託行為の開示あるいは一切の情報提供により、受益者に重要
な事実の認識が共有されることが必要である。また、受益者の利益を害しないこ
とが明らかな場合でも、受益者の承諾を擬制し得る状況が必要というべきであ
る。)

また、実質的にも信託事務処理の適正確保のためには、受益者の監督権限の行
使(又は行使可能性)が重要であるところ、忠実義務が問題となる場面は特に受
益者の監督権限の行使(可能性)が期待される場面であり、受益者への情報提供
はその権限行使の入り口となるべきものであるから、的確な情報提供が行われる
必要がある。

3(1)について

[意見]

次の点を検討すべきである。

- a 適法な競合行為と忠実義務違反の競合行為を区別する要件(提案内容では
「受益者を犠牲にして第三者の利益を図る目的」)の立証責任は、受託者に
負わせること。
- b 要件を客観化し、「受託者が受益者の利益を犠牲にして第三者に利益を得
させる場合に限る」とすること。

[理由]

上記2(1)と同様である。

3(2)について

[意見]

賛成する。但し、「a」については、許容される行為の具体的定めがあり受益者の予見可能性が実質的に確保されていることを必要とすること、また、「b」については、受益者が重要な事実について十分な理解の下で承諾したことを必要とすることを、明文又は解釈により明らかにすべきである。

[理由]

上記2(2)と同様である。

4(1)について

[意見]

甲案に賛成する。

[理由]

委託者や受益者は、受託者が自らの利益のためでなく受益者のために信託財産を管理運用又は処分してくれるものと信頼して信託財産を委ねているものであり、信託関係はかかる信頼のもとに成立している。受託者が信託財産を利用して不当な利益を取得し、又は、信託事務の処理にあたって不当な利益を取得する行為は、かかる信頼に背くものであり、信託関係の基礎を掘り崩すことになりかねない。かかる行為が許されないことは明文の規定をもって、禁止すべきである。

4(2)について

[意見]

賛成する。但し、「a」については、許容される行為の具体的定めがあり受益者の予見可能性が実質的に確保されていることを必要とすること、また、「b」については、受益者が重要な事実について十分な理解の下で承諾したことを必要とすることを、明文又は解釈により明らかにすべきである。

[理由]

上記2(2)と同様である。

5について

[意見]

賛成する。

[理由]

受益者間の公平義務を規定するものであり、相当な規律である。また、禁止の例外についても、妥当である。

(注1)について

[意見]

信託行為により通知を免除することまで許容する趣旨であれば反対する。

(注2)について

[意見]

賛成する。

(注3)について

[意見]

信託行為の定めにより受益者の承認に「加えて」委託者等の承認を要することを許容することには賛成するが、受益者の承認に「代えて」委託者等の承認でよいとすることには反対する。

第20 忠実義務違反等の効果について

1 受益者の利益と相反する行為(第19の3の競合行為を除く。)の禁止に違反する行為の効果

これに違反した行為の効果については、次のとおりとするものとする。

- a いわゆる自己取引及び信託財産間取引は、無効とするものとする。
- b aにかかわらず、受益者は、当該行為を追認することができるものとする。
- c aの取引に係る信託財産について更に受託者と第三者との取引がされた場合には、当該取引は、第三者が当該aの取引が利益相反行為であることを知り、又は重大な過失により知らなかったときは、受益者が第31の規律に従い取り消すことができるものとする。
- d 受託者と第三者との取引(以下「第三者間取引」という)は、第三者が当該行為が利益相反行為であることを知り、又は重大な過失により知らなかったときは、受益者が第31の規律に従い取り消すことができるものとする。

2 競合行為の禁止及び利益取得行為の禁止に違反する行為の効果

これに違反した行為の効果については、次のとおりとするものとする。

- a 当該行為は、有効とするものとする。
- b 受益者は、当該行為が信託財産のためにされたものとみなすことができるものとする。ただし、第三者の利益を害する場合には、この限りでないものとする。

3 1つの信託の受益者間の利益が相反する行為の禁止に違反する行為の効果

これに違反した行為の効果については、次のとおりとするものとする。

- a いわゆる自己取引及び信託財産間取引は、無効とするものとする。
- b aにかかわらず、不利益を受けるおそれのある受益者は、当該行為を追認することができるものとする。
- c aの取引に係る信託財産について更に受託者と第三者との取引がされた場合には、当該取引は、第三者が当該aの取引が利益相反行為であることを知り、又は重大な過失により知らなかったときは、不利益を受けるおそれのある受益者が第31の規律に従い取り消すことができるものとする。
- d 第三者間取引は、第三者が当該行為が利益相反行為であることを知り、又は重大な過失により知らなかったときは、不利益を受けるおそれのある受益者が第31の規律に従い取り消すことができるものとする。

4 利益の返還に関する特則(いわゆる利益吐き出し責任)

【甲案】

受託者が第19に違反することにより得た利益の額は、信託財産が被った損失の額と推定するものとする。

【乙案】

受託者が第19に違反する行為をしたときは、受益者又は他の受託者は受託者に対

し、その行為によって得た利益を信託財産に返還することを請求することができるものとする。

<現行法の関連条文> なし

1、2、3について

[意見]

賛成する。

[理由]

当事者間の利害を調整する規律として妥当である。

4について

[意見]

乙案に賛成する。

[理由]

一般に損害賠償理論において損害の範囲は損害を被った者の「得べかりし利益」の範囲と考えられているから、甲案によったときには、受託者がその権限を逸脱して信託財産を利用して利益を得た場合、受託者がリベートを得た場合等には、これらの利益を受益者（又は信託財産）の「得べかりし利益」と観念することは困難であり、結局、受託者が不正な利益を収受することを許容することになってしまう。

受託者が信託に関して不正な利益を得てはならない義務を負っていることに鑑みれば、かかる義務違反の効果として、受託者の不正利益を吐き出させ、信託財産に帰属させることが必要である。

実質的にも、甲案により受託者が不正な利益を収受しうるとなれば、受託者の不当な信託財産利用行為等を誘発することになりかねず、他方、乙案によればかかる利益を収受できないことになるから、受託者のかかる行為を抑止することができ、信託事務処理の適正確保に資する。

第21 分別管理義務について

1 分別管理の原則

受託者は、信託財産と固有財産及び他の信託財産とを分別して管理しなければならないものとする。ただし、信託財産について信託の登記又は登録をすることができないものである場合において、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

2 金銭に関する特例

信託財産が金銭である場合には、第23の1(1)の措置を講じることをもって1の措置を講じたものとする。

<現行法の関連条文> 第28条

1 について

[意見]

本文について賛成するが、但書については、反対する。

[理由]

信託財産について分別管理をなすことは、信託財産の倒産隔離機能を確保する観点からも、また、受託者の忠実義務の履行を確保する観点からも、きわめて重要であり、信託の本質をなす規律である。

信託財産の効率的な管理又は処分等の観点からは、分別管理義務の緩和のニーズが指摘されているが、かかるニーズを考慮しても、信託行為の定めにより分別管理義務を一切免除することは、信託の本質に反し許されないというべきである。

したがって、分別管理義務の任意規定化を図るとしても、信託行為による別段の定めは無制限に認められるべきでなく、その限界を画するべきである（例えば、「信託目的に反しないことが明らかな場合には、信託行為の別段の定めにより、帳簿上の管理で足りることとすることができる。」とすることなどが考えられる）。また、信託行為の別段の定めにより帳簿上の管理のみで許容される場合でも、信託財産に不足が生じたときには、物理的な分別が行われなかったことに起因する場合も含めて、善管注意義務違反となり得ることを明文規定により明らかにすべきである

なお、不動産の分別管理に関して、直ちに登記ができる状態となっていれば現実に登記が行われていなくても分別管理義務を履行したと評価できる旨の説明が行われているが（補足説明 51 頁）、分別管理義務の履行内容としてはあくまでも登記を必要とすべきであり、上記のような場合には特段の事情がある場合に極めて例外的に義務違反とまでいえない場合があり得るとしても、一般的に上記の取り扱いを許容すべきでない。

分別管理の実質を確保するため、解釈によって分別管理義務の内実が損なわれ

ることのないよう配慮が必要である。

2について

[意見]

賛成する。

[理由]

金銭については、特定性を有しない性質に照らし、帳簿上の管理が適正になされている限り支障はないといえる。

第22 信託事務の処理の委託について

1 信託事務の処理を委託する権限

現行法第26条第1項に定める自己執行義務を見直し、受託者は、信託行為の定めによる場合その他他人に信託事務の処理を委託することが信託目的に照らして相当な場合には、他人に処理を委託することができるものとする。

2 信託事務の処理を委託した受託者の責任

(1) 1により他人に信託事務の処理を委託した場合

【甲案】

受託者は、選任及び監督について過失がなければ、その責任を免れるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

【乙案】

受託者は、信託事務の処理を委託された者に故意又は過失がなければ、その責任を免れるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(2) 1に違反して信託事務の処理を委託した場合

受託者は、信託財産に損失又は変更が生じたときは、1に違反することがなかった場合にも当該損失又は変更が生じたことを証明しなければ、不可抗力を理由としてその責任を免れることはできないものとする。

3 信託事務の処理を委託された者の責任

現行法第26条第3項の規定(受託者から信託事務の処理を委託された者の責任)は、削除するものとする。

<現行法の関連条文> 第26条

1について

[意見]

賛成する。但し、自己執行義務の原則自体は維持することを明文で規定すべきである。

[理由]

信託事務処理において現行の自己執行義務を緩和することにつき、一定の必要性・合理性は認められるが、他方、民事信託等においては自己執行義務の原則を明確にしておくことは、なお意義があるというべきである。

2について

[意見]

(1)について乙案に賛成する。但し、受任者に故意過失がなくとも、受託者の選任監督に過失がある場合には責任を負うことを前提とする。また、「信託行為

に別段の定めがある」場合についても、「選任監督に過失がある場合に責任を負うとすることができる」等、信託行為の別段の定めが許容される限界を明らかにすべきである。

(2)について賛成する。

[理由]

自らの債務を履行するために他人を利用する場合、利用した他人の故意過失については、信義則上債務を履行すべき者の故意過失と同視するのが民法の一般原則であるところ、乙案はかかる原則に適合する。また、自己執行義務が緩和される中で、受益者の権利保護を後退させる事態を招かないためにも、乙案を採用することが必要である。

なお、乙案は、受任者に故意又は過失があり、そのために信託財産に損失が生じたときは、受託者は、その選任又は監督に故意過失がなくとも責任を負うとするものであるが、受託者は、受任者に故意又は過失がない場合でも責任を負うことがあることに留意が必要である。すなわち、受任者に故意過失がなくとも受託者に選任又は監督に過失がある場合(業務に不適合な業者を選任した場合、業務内容についての指示が誤っていた場合など)受任者に故意又は過失がなくとも、受託者はその責任を免れない。

3について

[意見]

2(1)において乙案が採用される限りにおいて賛成する。

[理由]

2(1)において甲案を採用したときには、受託者の責任が軽減されることになるが、かかる場合には受益者において受託者から委託を受けた者の責任を問うことができなければ、受益者は十分な権利保護を受けることができず、現行の規律に比して著しく不利な立場に置かれることになってしまう。したがって、2(1)において甲案を採用したときには、現行法第26条第3項の規定は維持されるべきであり、これを削除とする提案には、「2の(1)」において乙案が採用される限りにおいて賛成する。

なお、一般的な民事信託の規律としては上記のとおりと考えるが、商事信託とりわけ資産流動化等の場面では、受任者が高度の裁量権を有し、実質的には受任者が信託の運営に重要な役割を果たしている場合が存するところ、かかる場合については受託者と同様の義務を負うことが相当な受任者も存すると考えられる。したがって、この点については、さらに慎重な検討を行うべきである。

第23 帳簿作成義務等について

1 帳簿等の作成義務等

- (1) 受託者は、信託事務の処理及び計算を明らかにするため、帳簿その他の書類を作成しなければならないものとする。
- (2) 受託者は、(1)の書類及び信託事務の処理に関する書類を作成した時から10年間、これらの書類を保存しなければならないものとする。ただし、これらの書類を受益者に引き渡したときは、この限りでないものとする。
- (3) 受託者は、毎年1回一定の時期において、その受託する信託財産について、信託財産の状況に関する書類を作成しなければならないものとする。
- (4) 受託者は、(3)の書類を作成した時から10年間、その書類を保存しなければならないものとする。ただし、これを受益者に引き渡したときは、この限りでないものとする。
- (5) 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、(1)の書類及び(3)の書類のそれぞれ全部又は一部の提出を命ずることができるものとする。

2 信託財産の状況に関する報告義務

受託者は、1(3)の書類を作成したときは、その内容につき、受益者に報告しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

3 帳簿閲覧等請求権及び説明を求める権利

- (1) 利害関係人は、1(3)の書類の閲覧又は謄写を求めることができるものとする。
 - (2) 受益者は、理由を明示して、1(2)の書類の閲覧若しくは謄写又は信託事務の処理に関する説明を求めることができるものとする。
 - (3) (2)による請求があったときは、受託者は、一定の事由に該当すると認めるべき相当の理由がある場合でなければ、請求を拒むことができないものとする。
- (注1) 3(3)において、請求を拒むことができる「一定の事由」は、会計帳簿の閲覧等請求権に関する会社法第433条第2項の規定を参考に規律を設けるものとする。
- (注2) 委託者及び受益者の意思の尊重と受益者が有する監督的権能の実効性確保との調和の観点から、信託財産の状況に関する書類(1(3)参照)を作成する基礎となった資料のうち重要なものを除き、1(2)の書類については、信託行為においてその旨を定めるなどの一定の要件の下で、閲覧等請求権の対象としないこともできるものとするかどうかについて、なお検討するものとする。
- (注3) 信託行為に別段の定めを置き、当該信託の受益者以外の第三者(例えば、当該信託と合同運用を行う他の信託の受益者などが想定される。)が帳簿等の閲覧等をするを許容することも可能であるものとするを前提としている。

<現行法の関連条文> 第39条及び第40条

1 について

[意見]

賛成する。

[理由]

忠実義務等について一定の範囲で任意規定化が図られるなかで、受益者による信託の監督権限の行使（又は行使可能性）の確保するため、受託者の受益者に対する情報提供義務は、信託事務処理の適正を図る見地より極めて重要であるところ、かかる受託者の情報提供義務の一環として、帳簿等の作成義務等は、必要不可欠の規律である。

なお、現行の所得税法及び法人税法は、信託の収益の課税に関して、原則として信託財産は受益者が所有するものとして課税している（所得税法 12 条・13 条、法人税法 11 条・12 条）が、かかる課税との関係でも、受益者の帳簿等閲覧請求権及び説明を求める権利は重要な意義を有しうるものであり、受益者の権利行使を可及的に確保することが必要である。

2 について

[意見]

賛成する。

[理由]

信託財産の状況に関する報告義務についても、上記 1 と同様、必要不可欠の規律である。

3 について

[意見]

(1)、(3) について賛成するが、(2) については、「理由の明示」を帳簿閲覧等請求権及び説明を求める権利の要件とする点につき反対する。

[理由]

上記 1 のとおり、受託者の情報提供義務の重要性に鑑み、受益者が帳簿閲覧等請求権及び説明を求める権利は最大限尊重されるべきであり、障害となりうる規律を設けるべきではない。現行法においても閲覧請求権の行使には何ら制約が加えられていないが、かかる現行法の規律を維持すべきである。

株式会社に対する帳簿等閲覧権の行使にあたっては、理由を付した書面をもって請求することが要求され、かつ、上記理由は具体的に記載されなければならないとされているところ、株式会社に対する帳簿等閲覧請求では、理由の具体性をめぐって株主と会社側で紛争となる事例がみられ、事実上、株主が帳簿等閲覧権を行使する障害となる場合がある。株式会社と異なり信託の受託者は受益者に対

して直接忠実義務等の義務を負っており、また、信託の受益者は信託の利益を享受すべき者であるところ、受益者に上記の株主にみられるような負担を負わせることは相当でない。また、受益者が監督権限をはじめとした権利を適正に行使し得るためにも、受益者の帳簿等閲覧請求権、説明を求める権利は、最大限保障される必要がある。特に、未成年・高齢者・障害者の生活保障のための信託等、個人的色彩の強い民事信託の分野においては、受託者において受益者（又は受託者監督人）の請求を拒絶しうる理由は、ほとんど見出し難い。

(注1)について

[意見]

受益者多数の集団信託に適用されるかぎりにおいて、賛成する。但し、請求を拒む事由は広範であってはならず、会社法第433条第2項所定の事由を超えて拒否事由を設けるべきでない。

[理由]

上記3のとおり、帳簿閲覧等請求権及び説明を求める権利は最大限尊重されるべきである。補足説明においても、拒否事由の必要性は「受益者が多数のいわゆる集団信託」について述べられているところであり、受益者が単数または少数の個別性の強い信託の場合には拒否事由を設ける必要性に乏しい。また、受益者が単数または少数の信託において、会社法第433条第2項第1号、同第2号ないし同第4号が想定している場合が典型的に問題となり得るかは疑問であり、また同第3号や同第5号の規律を理由に一般的に拒否し得るとすることは、その妥当性ないし合理性に疑問がある。

(注2)について

[意見]

原則として閲覧等請求権の対象となる書類の限定については認めるべきでない。民事信託の場面での委託者の意思に基づく受益者に対する閲覧制限については検討すべきであるが、これを認める場合でも、受益者が浪費者である等正当な理由が存する場合に限られるべきであり、また、信託監督人等は受益者に対して制限されている書類を閲覧することができるものが確保されることを要する等、受託者に対する監督権能が実質的に確保されていることを要件とすべきである。

[理由]

上記3のとおり、帳簿閲覧等請求権及び説明を求める権利は最大限尊重されるべきである。

他方、民事信託の場面では、受益者が浪費者である等の場合には受益者に対して閲覧制限をすることが信託の目的に適う場合も考えられるところ、このような

場合に一定の範囲で閲覧制限を許容するとしても、重要書類は除外されるべきであり、また、正当な理由がある場合に限られるべきである。そして、受益者に対する閲覧制限が認められる場合には、受益者に代わって制限対象を閲覧しうる者として受託者監督人の選任等が要件とされるべきである。

(注3)について

[意見]

賛成する。但し、帳簿等の閲覧等を請求し得る「第三者」の範囲は、合理的な範囲に限定されるべきである。

[理由]

受益者の意思や利益を尊重する観点から、信託行為に定めによっても無制限に帳簿等の閲覧等を請求し得る「第三者」の範囲を拡張すべきではない。

第24 受益者名簿作成義務について

1つの信託で複数の受益者があるときは、受託者は、受益者名簿を作成しなければならないものとする。ただし、信託行為にその旨の定めがある場合に限るものとする。

(注1) 受益者の氏名又は名称及び住所、受益者の有する受益権の内容、受益者が受益権を取得した日を受益者名簿の法定の記載事項とするものとする。

(注2) 受益者は、理由を明示して、受益者名簿の閲覧等を求めることができるものとする。受託者監督人(仮称)又は受益者代理(仮称)(第44参照)についても同様とするものとする。

(注3) 受益者集会(第47参照)の招集権限を有する者(その他の方法による決議の実施権限を有する者も同様とする。)は、決議の実施のために必要があるときは、受益者名簿の閲覧等を求めることができるものとする。

(注4) 受益者名簿の閲覧等に関しては、受益者の個人情報保護や受託者の営業上の秘密の保護を考慮する必要があると考えられることから、閲覧等の拒絶事由を法定する方向で検討するものとする。さらに、信託行為の定め等により受益者名簿の閲覧等請求権を制限することの可否については、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> なし

本文について

[意見]

反対する。

[理由]

受益者が多数人に上る場合には、受益者名簿がなければ受託者において受益者を把握することは困難であり、さらに、受益者多数の場合で受益者による意思決定に「受益者集会その他の方法」(第47の1)を導入する場合には、受益者名簿がなければ意思決定の合理性は確保されない。すなわち、受益者集会が開催される場合等、受益者が他の受益者の意思形成のために情報提供を行い、あるいは情報交換を行う等の行為は尊重されるべきであり、そのような行為を可能ならしめるために、受益者の受益者名簿の閲覧権は尊重されるべきである。他方、受益者の中に自らの情報の開示を希望しない受益者がいる場合には、かかる意思を尊重して当該受益者の部分の閲覧等を制限する限りにおいて、その合理性が認められる。

したがって、複数の受益者があるときには、受益者名簿を作成すべきことを原則とすべきであり、さらに、受益者多数の場合で受益者による意思決定に「受益者集会その他の方法」を導入する場合には、必ず受益者名簿の作成を要するべきである。

(注1)、(注2)、(注3)について

[意見]

いずれも賛成する。

[理由]

いずれも受益者名簿作成義務に関する規律として相当である。

(注4)について

[意見]

反対する。

[理由]

受益者の意思や利益を尊重する観点から、閲覧等の拒絶事由は最小限の規定とすべきであり、会社法における株主名簿閲覧請求の拒絶事由よりも広い拒絶事由（会社法第125条第3項）を設けるべきでない。

また、信託行為の定めにより受益者名簿の閲覧等請求権を制限することは妥当でなく、制限は、個別の受益者から当該受益者の閲覧を制限する旨の申し出があった場合に、当該受益者の部分の閲覧等を制限するに止めるべきである。

したがって、信託行為に定めによっても無制限に帳簿等の閲覧等を制限すべきではない。

第25 受託者の損失てん補責任等について

1 損失てん補責任等

受託者が信託財産に関してその任務に違反する行為をした場合において、次のa又はbに掲げる事由に該当するときは、受益者又は他の受託者は、受託者に対し、それぞれa又はbに定める事項の請求をすることができるものとする。ただし、bに掲げる事由に該当する場合において、原状の回復が著しく困難であるとき、原状の回復を要する程度が大きくないときであって原状の回復をするには過分の費用を要するときその他特別の事情があるときは、この限りでないものとする。

a 信託財産に損失が生じたとき当該損失のてん補

b 信託財産に変更が生じたとき原状の回復

2 分別管理義務違反の場合の責任

受託者が分別管理義務（第21参照）に違反して信託財産と固有財産及び他の信託財産とを分別して管理しなかった場合において、信託財産に損失又は変更が生じたときは、受託者は、分別して管理をした場合にも当該損失又は変更が生じたことを証明しなければ、不可抗力を理由として損失てん補責任又は原状回復責任（以下「損失てん補責任等」という。）を免れることはできないものとする。

（注）受益者が複数の場合における損失てん補請求権と原状回復請求権の行使のあり方については、なお検討するものとする。

< 現行法の関連条文 > 第27条及び第29条

1 について

[意見]

賛成する。但し、損失填補責任等の履行確保の方法（強制執行の方法）について、所要の規律を整備すべきである。

[理由]

受託者の損失填補責任等の履行は、受託者の固有財産から信託財産へ財産を移転すべきこととなるが、受託者において任意に履行しない場合に、いかなる債務名義に基づいていかなる強制執行が可能であるのか不明である。

すなわち、受益者又は他の受託者は、損失てん補責任を負うべき受託者に対し、いかなる債務名義（判決主文）を取得すべきなのか（形式的には受託者から受託者への支払を命じる判決をすることになる）、また、受益者又は他の受託者がその債務名義に基づく執行債権者となるのか（あるいは、信託財産の管理処分権限を有する受託者が執行債権者となるのか）、そして、どのような執行方法が採られるのか（損失てん補責任については、受託者の固有財産を換価して換価代金を信託財産の管理処分権限を有する受託者に配当ないし交付するのか、また、原状回復請求については、復旧すべき財産を受託者に交付するのか）とい

った信託特有の困難な問題を生ずることになる。

2について

[意見]

賛成する。

[理由]

分別管理義務を怠った受託者が、原則として損失てん補責任等を負うべきことは当然である。

注について

[意見]

受益者複数の場合における損失てん補責任と原状回復請求権の行使のあり方については、各受益者が競合して行使し得るものとし、いずれかの責任追及により満足が得られれば、その時点でその他の請求は認められなくなる（最終的には執行段階で調整されることになる）と解される。

第26 損失てん補責任等に関する消滅時効等について

1 損失てん補責任等に係る債権の消滅時効期間

損失てん補責任等に係る債権の消滅時効期間は、10年間とするものとする。ただし、他の法令に債権に係る消滅時効期間に関する規定があるときは、その規定に従うものとする。

2 受益者の損失てん補責任等に係る債権の消滅時効の起算点

受益者が有する損失てん補責任等に係る債権の消滅時効の起算点は、受益者が、受益者として指定されたこと及び受託者の任務違反行為があったことをいずれも知った時とするものとする。

3 受益者以外の者の損失てん補責任等に係る債権の消滅時効の起算点

受益者以外の者が有する損失てん補責任等に係る債権の消滅時効の起算点は、受託者の任務違反行為の時とするものとする。

4 損失てん補責任等に係る債権の除斥期間

損失てん補責任等に係る債権については20年の除斥期間を設けるものとし、受託者の任務違反行為の時をその起算点とするものとする。

(注) いわゆる利益吐き出し責任を設けることとする場合には(第20の4の乙案参照)、その責任のあり方の検討も踏まえつつ、これについても消滅時効等に関する規定を設けることとするか否かについて、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> なし

1、2、3、4について

[意見]

いずれも賛成する。

[理由]

いずれも相当な規律である。

(注)について

[意見]

いわゆる利益吐き出し責任を設ける場合には、その消滅時効等に関する規定を設けるべきである。

[理由]

法的安定性を図る見地より、一定の消滅時効にかからしめるべきである。

第27 法人役員の連帯責任について

受託者である法人が損失の補償責任等（第25参照）を負う場合において受託者である法人の行った法令又は信託行為の定めを違反する行為につき、法人の理事又はこれに準じる者に悪意又は重大な過失があるときは、当該者は、連帯して、損失の補償又は原状の回復をしなければならないものとする。

（注）いわゆる利益吐き出し責任を設けることとする場合には（第20の4の乙案参照）、かかる責任のあり方の検討も踏まえつつ、これについても連帯責任を課すこととするか否かについて、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> 第34条

[意見]

賛成する。

[理由]

信託財産の保護の見地から、理事等に連帯責任を負わせるべきである。

(注)について

[意見]

理事等に対して、いわゆる利益吐き出し責任についての連帯責任を負わせるべきではない。

[理由]

理事等が実質的に利益を取得しているような場合には、当該理事等に対する直接的な責任追及が検討されるべきであるが、利益を取得していない理事等に対してまで連帯責任を負わせる合理性も必要性もない。

第28 受託者の違法行為の差止請求権について

受託者が法令若しくは信託行為の定め違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって信託財産に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、受益者又は他の受託者は、当該受託者に対し、その行為をやめることを請求することができるものとする。

<現行法の関連条文> なし

[意見]

賛成する。

[理由]

「差止請求権の導入は、一般的な事前規制と異なり、取引当事者のインセンティブと責任に立脚しており、現在の効率性重視の社会作りの流れに整合的なもの」(総合研究開発機構・高橋宏志編「差止請求権の構造」70頁)と評価されているところ、信託においては、受託者は受益者に対して直接忠実義務等の義務を負っているのであるから、受託者がかかる義務に違反して信託財産に著しい損害を及ぼす行為を行おうとするときには、受益者による差止めを認めるべきである。

「法令又は信託行為の定め違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合」との要件については、受託者が信託違反行為を継続している場合があり得ることからすれば妥当である。

「他の受託者」を含めるかについては、受託者複数の場合、各受託者は、原則として善管注意義務に基づき他の受託者が信託違反行為をしないように相互監視義務を負っているところ、その実効性を確保することが必要であり、受益者の利益の保護に資すること、受益者保護の要請は事前の救済手段についてもあてはまることから、「他の受託者」を含めるべきである。

なお、他の受託者の差止請求について要件を緩和すべきかについては、差止請求は受益者の利益を保護する制度であり、受益者に代位して行う側面があると思われるので、要件を緩和すべき特段の理由はないし、濫用防止の観点から、これを否定すべきである。

さらに、受任者に対しても差止請求を認めるかについては、その必要性を認めない。受託者が契約上の地位に基づいて妨害を排除すべきものとし、他方で受益者の保護は、受託者の解任等、監督権を行使することによって図ればよい。

担保提供命令についても、株式会社においては総会屋による濫訴の危険という特殊事情があるが、信託の場合にはそのような事情は認められないこと、仮処分の場合については立担保命令により、それ以外の差止請求については権利濫用論により、濫用的請求への対応は可能と考えられるから、その必要性はない。

第29 検査役選任請求権について

受託者の信託事務の処理に関し、法令又は信託行為の定めに違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、受益者は、信託事務及び信託財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任を請求することができるものとする。

(注1) 検査役の権限(報告徴収権・物件検査権)に関する規定を設けるものとする。

(注2) 検査役は、調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、裁判所に提供して報告しなければならないものとする。

(注3) 検査役は、検査役の選任請求をした受益者及び受託者に対し、調査結果の内容を通知しなければならないものとし、当該通知を受けた受託者は、検査役の選任請求をしていない受益者に対し、検査役から調査結果の通知を受けた旨を通知しなければならないものとする。

(注4) 裁判所は、必要があると認めるときは、受託者に対し、裁判所が相当と認める方法により調査結果の内容を検査役の選任請求をしていない受益者に通知することを命じなければならないものとする。

(注5) 検査役の報酬等については、信託財産の中から支出するものとする。

<現行法の関連条文> 第41条第2項

[意見]

賛成する。

[理由]

現行法第41条第2項においては検査役選任請求権を「利害関係人」に認めているところ、請求権者を原則として「受益者」と限定する一方で、(注1)ないし(注5)において記載する詳細な規律を置くこととしているが、信託事務の処理の適正を図る観点から妥当な規律である。

第30 受託者の権限の範囲について

受託者は、信託財産の管理又は処分その他信託目的の達成のために必要な行為を行う権限を有するものとする。ただし、信託行為に別段の定めを設けることにより、当該権限の範囲を制限することを妨げないものとする。

<現行法の関連条文> 第1条及び第4条

[意見]

賛成する。

[理由]

受託者の任務は、当該信託における目的の達成であり、必ずしも、「管理又は処分」に限定されるものではない。他方、信託行為により受託者の権限を制限し得ることは、むしろ当然である。

第31 受託者の権限違反行為について

1 権限違反行為の取消し

受託者が信託財産のためにした行為がその権限に属しない場合において、相手方が、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知り、かつ、当該行為が受託者の権限に属しないことを知り、又は重大な過失により知らなかったときは、受益者は、当該行為を取り消すことができるものとする。

2 取消しの効果

受益者が複数存在する場合において、その一人が1によりした取消しは、他の受益者のためにもその効力が生じるものとする。

3 取消権の消滅

1の取消権は、受益者が取消しの原因があることを知った時から1月内に行使されないときは、消滅するものとする。行為がされた時から1年を経過したときも同様とするものとする。

(注1) 相手方の主観的要件の証明責任を受益者又は相手方のいずれが負うべきかについては、なお検討するものとする。

(注2) 3の「1月」又は「1年」の期間を見直し、より長期なものとするかどうかについては、受託者との取引の相手方が、受益者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に取消しをするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、当該期間内に取消しがされないときは、取消権は消滅する旨の規定を設けることとするかどうかと併せて、なお検討するものとする。

(注3) 信託債権の責任財産が信託財産に限定された場合であっても、民法第117条の規定における無権代理人の責任と同様に、善意(無重過失)の相手方は受託者に対して固有財産から履行又は損害賠償をすることを求めることができるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> 第31条から第33条まで

1 について

[意見]

要件について、反対する。信託財産への権利の設定又は移転が行われた場合で、当該行為が信託財産のためにされたものであることを相手方が重過失により知らなかった場合も、受益者は当該行為を取り消し得るものとするべきである。

[理由]

取引の相手方が当該行為の対象財産が信託財産と知らず、当該行為が信託財産

のためにされたものであることを知らなかった場合であっても、相手方に重過失がある場合には、当該行為を取消し得るとすることが、受益者と相手方の利益調整と平仄が合い、妥当である（重過失ある相手方を受益者の犠牲のもとに保護するのは受益者に酷である。）。

2について

[意見]

賛成する。

[理由]

受益者保護の見地より相当である。

3について

[意見]

期間について、反対する。「1月」と提案されている期間は「1年」、「1年」と提案されている期間は「10年」とすべきである。

[理由]

「1月」の期間については、受益者が権限違反行為を知った後、専門家に相談を行うなどの必要な対処を行うための期間としては、短すぎる。また、信託期間が長期にわたる信託の場合には、「1年」の除斥期間も短すぎる。

(注1)について

[意見]

相手方の主観的要件の立証責任は、相手方に課すべきである。

[理由]

信託事務処理に関する情報は基本的に受託者に保有されており、受益者は十分な情報を有しないのが通常であり、かつ、受託者が権限違反行為を行った場合には、受託者による適正な情報提供を期待することも困難な場合が多いと考えられる。このような状況の下において、相手方の主観的要件について受益者に立証責任を負わせることは、ほとんど不可能を強いるに近い。また、相手方に主観的要件の立証責任を負わせることは、民法の諸規定及びその解釈（民法54条（最判昭和60年11月29日）、民法96条2項等）とも整合する。

(注2)について

[意見]

上記3のとおり。また、受益者に対する催告の制度を設けるべきである（但し、催告に対する回答の期間は「3ヶ月以上」を要するとすべきである。）。

[理由]

受託者との取引の相手方において、早期に事態を受益者に知らせ法律関係を確定させるインセンティブを与える観点から、催告制度を設けることに合理性が存する。但し、催告制度を設ける際には、受益者の確答までの期間として専門家に相談するなどして結論を得るに相当な期間が確保されるべきであり、最低でも3ヶ月は必要である。

(注3)について

[意見]

信託債権の責任財産が信託財産に限定された場合にあっても、善意（無重過失）の相手方は受託者に対して固有財産から履行又は損害賠償請求することを求め得るものとすべきである。

[理由]

責任財産限定特約が付された契約において、同契約が受託者の権限違反による場合には、もともと責任財産限定特約の基礎を欠いていたというべきであり、そのような事態を招いた受託者において、同特約が存しない場合と同様の責任、すなわち受託者として無限責任を負うとすべきである。

第32 費用等の補償請求権について

1 信託財産から費用の補償を受ける権利

- (1) 受託者は、信託事務を処理するために必要又は有益と認められる費用を支出した場合には、当該費用について信託財産から補償を受けることができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) 受託者は、(1)の権利を行使するために必要があるときは、信託財産を任意に処分することができるものとする。ただし、信託目的の達成の妨げとなる場合には、この限りでないものとする。
- (3) 受託者は、信託財産に属する債務を固有財産をもって弁済した場合には、当該債務に係る債権者に代位することができるものとする。この場合において、受託者は、遅滞なく、信託財産に属する債務を固有財産をもって弁済した旨を債権者に通知しなければならないものとする。
- (4) (1)の権利は、当該権利に係る費用が次のa又はbに該当する場合には、それぞれ当該a又はbに定める額につき、当該費用によって利益を受けた他の権利者に先立って行使することができるものとする。
- a 信託財産の保存のために支出した金額その他の必要費全額
 - b 信託財産の改良のために支出した金額その他の有益費支出した金額又は現に存する増価額のいずれか低い金額
- (5) 信託財産について、強制執行等が開始された場合には、受託者は、(1)の権利を行使するために、配当要求をすることができるものとする。

2 受益者から費用の補償を受ける権利

【甲案】

受託者は、1(1)の場合には、受益者からも補償を受ける権利を有するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

【乙案】

受益者は、費用の補償につき責任を負わないものとするが、受託者と受益者との間で個別に費用の補償の合意をすることを妨げないものとする。

3 引渡拒絶権

受託者は、補償を受ける権利について満足を受けるまで、受益者又は帰属権利者に対し、信託財産の引渡しを拒むことができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

4 損失てん補責任等に係る義務の先履行

補償を受ける権利は、受託者が損失てん補責任等に係る義務を履行した後でなければ、行使することができないものとする。

5 損害補償請求権

受託者が信託事務を処理するために自己に過失なく受けた損害の補償についても、1から4まで（1(3)及び(4)を除く。）と同様とするものとする。

〔注1〕 1(1)については、支出した費用の償還のほか、費用の前払も受けることができるようにする方向で検討するものとする（民法第649条参照）。

〔注2〕 1(5)については、受託者が、信託財産から補償を受ける権利を有することを文書によって証明することにより、配当要求をすることができるようにする方向で検討するものとする。

〔注3〕 2において乙案を採用した場合には、受託者と受益者との間で個別に費用の補償の合意をすることを妨げない旨を明文で規定する方向で検討することとする。

〔注4〕 受託者は、費用等の補償を受ける権利について満足を受けることができないときは、委託者及び受益者への通知をすることなど一定の手続を経た上で、信託を終了させることができるものとする。

〔注5〕 受託者が第三者の故意又は過失により受けた損害については、受託者にも過失があるときであっても、第三者に対して請求することができる損害賠償の額を限度として、信託財産等からその補償を受けることができるものとする。

<現行法の関連条文> 第36条第1項及び第2項並びに第38条

1(1)について

〔意見〕

賛成する。

〔理由〕

受託者は形式的には信託財産の権利主体として権利を確保するために必要な行為、有益な行為を行う義務があるが、その費用は委託者あるいは受益者が負担すべきであり、信託財産から補償を受けられるとするのが便宜である。

1(2)について

〔意見〕

賛成する。なお、但書の部分は「但し信託目的の達成の妨げとなる場合又は信託行為に別段の定めがあるときには、この限りでないものとする。」とすべきである。

〔理由〕

信託財産から補償を受けるためには信託財産を処分しなければならないこともある。なお、(2)についても強行規定とする必要はなく、任意規定であることを明らかにするため、但書を意見のように修正すべきである。また、競売等により法定手続による処分が可能かも検討する必要がある。

1 (3)について

[意見]

賛成する。

[理由]

弁済による代位が生じて当該債務についての担保保存義務を債権者が負うので、債権者にそれを認識させるため通知を必要とすることは妥当である。

1 (4)について

[意見]

賛成する。

[理由]

当該費用の支出により、信託財産の価値が維持・上昇しており、優先権を認めてよい。

1 (5)について

[意見]

賛成する。

[理由]

配当要求を認めないと補償請求権の実現が困難となる。

2について

[意見]

乙案に賛成する。

[理由]

乙案は、同意無くして義務を課されることはないという法の大原則や、信託は受益者に利益を与えるもので不利益を与えるものではないという信託の本質に忠実で、受益者の保護に資すると考えるので、賛成する。

通常、委託者や受益者は、受託者が信託財産の範囲内で信託の管理運営を行うものと想定しており、受託者は信託財産の範囲内において信託の管理運営を行うことが期待されている。また、一般に、受益権は、その名称から権利と認識され、義務が付随するものとは認識されないと思われるところ、受益権に補償等の義務が伴うとすれば、受益者は不測の負担ないし損害を負わされることになる。したがって、受益権は権利の総体と捉えるべきであり、この捉え方は、信託の国際化という視点からも整合するものである（英米の信託法制では受益者に対する補償等請求権は認められていない）。なお、受託者が個別に受益者と

補償請求権について合意をした場合には、信託関係とは別の合意と位置付けられる。

甲案は、原則として受益者に対する補償請求権を認めるものであるが、特に、障害者・未成年・高齢者等の生活保障のための信託において、受益者に対してかかる請求権が当然に認められるのは、不合理である。受託者が信託事務処理に必要な行為をして負担した債務が信託財産でもカバー出来ないというのは異常な事態であり、その点に懸念がある場合は、保険でカバーすることを検討すれば足りる。

3について

[意見]

賛成する。

[理由]

留置権の抗弁の趣旨からして賛成する。但し、その額が少額の場合に、全てを留置させる必要があるかは疑問であるし、受託者が早期に任意処分による回収を図るよう動機付ける規定を設けるべきである。

4について

[意見]

賛成する。

[理由]

受託者の義務を先履行とすることで受益者を保護する必要がある。

5について

[意見]

賛成する。

[理由]

受託者に信託契約に基づいて事務処理を行うにあたり、損失を負担させないために妥当である。

(注1)について

[意見]

反対する。

[理由]

民法第649条と同じ規定で合理的にみえるが、委任の場合は、委任者が、前払後の受任者の行為を充分監督できるが、信託では、信託財産自体が監督できないことは当然として、委託者、受益者も監督が困難であるので、前払に反対、前払を認

めるときは受託者に担保を提供させる必要がある。なお、信託行為で別段の定めをすることは認めるべきである。

(注2)について

[意見]

賛成する。但し、信託法に規定するのか民事執行法に規定するのか、どのような文書で証明するのかなどの検討が必要である。

[理由]

判決の取得は困難であり、補償を受ける権利に実効性をもたせるには先取特権と同じに扱う必要がある。ただ、権利の存在を証明する文書としてどのようなものを要求するか、それを信託法に規定するか、民事執行法に規定するかが問題となる。また、配当要求に対し、債権者は配当異議で争うこととなるが、受益者又は委託者に争う余地は認める必要はないのであろうか。

(注3)について

[意見]

賛成する。

[理由]

受益者が複数いるときは、個別に合意できること、個別の合意の間の調整（合計で受託者の支出額を越えない。求償関係等）規定を定める必要がある。

(注4)について

[意見]

賛成する。

[理由]

必要費、有益費も回収できないときは受託者をその義務から解放する必要がある。但し、「満足を受けることができない」の趣旨を限定的にする必要がある。すなわち、現在の信託財産では必要費、有益費を回収できなくても信託を継続することで将来回収を見込めるときは「満足を受けることができない」ときに該当しないことを明らかにすべきである。

(注5)について

[意見]

疑問である。

[理由]

第三者の行為について、なぜ、信託財産から補償しなければならないか（信託財

産が負担しなければならないか) 疑問である。補償するとしても、まず受託者は第三者に請求し、第三者から現在又は将来にわたって回収できない部分のみ信託財産等からその補償を受けられるとすべきである。

第33 報酬請求権について

1 受託者が信託報酬を受けることができる場合

(1) 受託者は、次のいずれかに該当する場合には、信託事務の処理を行うことの対価としての報酬（以下「信託報酬」という）を受けることができるものとする。

a 信託行為において、信託報酬を受ける旨の定めがある場合

b 商人がその営業の範囲内において信託を引き受けた場合

(2) (1)の場合においては、受託者は、相当の額の信託報酬を受けることができるものとする。ただし、信託行為において信託報酬の額又はその算定方法の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

2 信託報酬を受ける権利の行使方法

(1) 受託者は、1(1)の場合には、信託財産から信託報酬を受けることができるものとする。

(2) 受益者から信託報酬を受ける権利については、次のとおりとするものとする。

【甲案】

受託者は、信託行為に定めがある場合には、受益者から信託報酬を受けることができるものとする。

【乙案】

受託者は、信託行為の定めにより当然に受益者から信託報酬を受けることができるものとはしないが、受託者と受益者との間で個別に報酬の負担の合意をすることを妨げないものとする。

(3) 信託報酬を受ける権利の行使については、費用等の補償を受ける権利の行使に関する規律（第32の1(2)及び(5)並びに4参照）と同様とするものとする。

(4) 受託者が信託報酬を受ける権利について満足を受けていない場合における信託財産の引渡しについては、費用等の補償を受ける権利に関する規律（第32の3参照）と同様とするものとする。

(注1) 1(2)の場合においては、受託者は、信託報酬を受ける前に、信託報酬の額及びその算定根拠を受益者に通知しなければならないものとする。

(注2) 受託者は、信託報酬を受ける権利について満足を受けることができないときは、委託者及び受益者への通知をすることなど一定の手続を経た上で、信託を終了させることができるものとする（第32の(注4)参照）。

(注3) 信託報酬の支払時期等については、民法第648条第2項及び第3項に準じて、所要の規定を整備するものとする。

<現行法の関連条文> 第35条、第37条及び第38条

1 (1)について

[意見]

賛成する。

[理由]

受託者の報酬請求権を否定することはないが、民法の委任及び商行為の規定と平仄をあわせると、本文のようになる。

1 (2)について

[意見]

賛成する。但し、信託行為に信託報酬の額又はその算定方法の定めがない場合において、受託者において「相当の額」を決したときは、受益者に異議権を認めるべきであり、また、裁判所による報酬額の決定の手続きを設けるべきである。

[理由]

報酬額の決定は受託者と受益者の利益が相反する事項である。受託者において任意にその額又は算定方法を決定しうるとすることは、お手盛りの危険があり問題である。

他の類似した関係の規律と比較すると、たとえば、株式会社の場合、取締役の報酬は定款に定めるか株主総会の決議によるとされており（会社法第361条）、取締役が自由に決定できることとされていない。また、商人一般についても、相当の報酬を請求できると規定されているが（商法第512条）、そこでは相手方が額について異議がある場合は、交渉、訴訟等の手続きが必要であり、一方的に相当額を決定して取得できる制度にはなっていない。さらに、成年後見人や遺言執行者の報酬は家庭裁判所が決定することとされている（民法第862条、同第1018条）。

信託の受託者が報酬額を決定できそれについて受益者の異議権を認めないとすると、信託財産は受託者の管理下にあるという信託の特質から、受託者は容易に決定額を取得できてしまう。これは、上記の他制度と比較して著しく平仄を欠くものである。

なお、(注1)では、「信託報酬の額及びその算定根拠」の通知を義務付けるとしているが、これでは不十分である。報酬の決定について信託行為に定めがない場合には、受託者はその額又は算定方法を決定し、受益者にはそれに対する異議権を認め、異議が出された場合は、受託者は裁判所による報酬額決定の手続きを経なければならないとすべきである。

2(1)について

[意見]

賛成する。

[理由]

報酬請求権に実効性をもたせることと、信託財産にかかる費用は原則として信託財産に負担させる観点から妥当である。

2(2)について

[意見]

乙案に賛成する。

[理由]

前記第32の2と同様である。

2(3)について

[意見]

賛成する。

[理由]

報酬請求権の実効性の確保につながる。

2(4)について

[意見]

賛成する。

[理由]

報酬請求権の確保のため必要である。

(注1)について

[意見]

賛成。但し、委託者に通知することも必要であるし、上記のとおり、額を争う方法も定める必要がある。

[理由]

報酬の額により受益権の額、信託財産に影響し、信託で意図したことが実現できないこともあるので委託者にも通知する必要がある。受益者は受益権の額に影響するので通知する必要がある。誰がどのような手続(たとえば非訟手続)で額を争えるか、受託者、複数の受益者に同時に確定できる額を争う方法を定める必要がある。

(注2)について

[意見]

賛成する。

[理由]

報酬を受けられない以上、当該事務から解放する手段が必要である。

(注3)について

[意見]

賛成する。

[理由]

契約に定めのない場合について規定を設ける必要があり、その場合に委任契約に関する規律に準じるのが良い。

第34 受託者が複数の信託に関する規律について

1 信託財産の所有形態

1つの信託で複数の受託者があるときは、信託財産は、その合有とするものとする。

2 信託事務処理の方法

(1) 信託事務の決定

信託事務は、共同受託者の過半数をもって決定するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(2) 信託事務の執行

各受託者は、(1)の意思決定に基づき、信託事務を執行することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(3) 保存行為を行う場合の特例

保存行為については、各受託者は、単独で決定し、執行することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(4) 信託行為に職務分掌の定めがある場合の特例

信託行為の定めにより共同受託者の間で職務が分掌されている場合においては、各受託者は、分掌された職務の限度で、独立して信託事務を決定し、執行するものとする。

3 受託者間の信託事務処理の委託

(1) 受託者は、信託行為に別段の定めがある場合又はやむを得ない事情が生じた場合を除き、他の受託者に対し、重要な信託事務の決定を委託することはできないものとする。

(2) 信託行為の定めにより信託事務を執行する受託者を定めた場合においては、信託行為に別段の定めがあるとき又は当該受託者にやむを得ない事情が生じたときに限り、当該受託者は、他の受託者に対し、信託事務の執行を委託することができるものとする。

4 共同受託者の責任

(1) 受益者に対する責任

受託者が信託財産に関してその任務に違反する行為をした場合に負う損失等補責任等（第25参照）について、受託者が複数の場合には、当該行為に係る意思決定又はその対外的な執行をした受託者が連帯して責任を負うものとする。

(2) 取引の相手方に対する責任

a 信託事務の処理により共同受託者が第三者に対して債務を負担したときは、共同受託者は、固有財産をもって連帯して弁済の責任を負うものとする。

b 信託行為の定めにより共同受託者の間で職務が分掌されている場合において、受託者が分掌された職務の限度で独立に信託事務を処理することにより第三者に対し

て債務を負担したときは、職務を執行した受託者のみが固有財産をもって弁済の責任を負うものとする。

(注1) 受益者の受託者に対する意思表示は、信託行為に別段の定めがない限り、共同受託者の1人に対してすれば他の受託者にもその効力が生じるものとする。また、第三者の受託者に対する意思表示は、共同受託者の1人に対してすれば、他の受託者にも効力が生じるものとする。

(注2) 信託行為の定めにより複数の者が受託者として指定された場合において、指定された者の一部が信託の引受けを拒絶し、又は引受けをすることができなかつたときであっても、信託行為に別段の定めがない限り、信託は存続するものとする。また、共同受託者の一部について任務が終了した場合においては、信託行為に別段の定めがない限り、信託は存続し、任務が終了した受託者の有していた権限等は、残りの受託者が承継するものとする。

(注3) 2及び3の規律に反してなされた行為(例えば、ある受託者が受託者の過半数の賛成を得ずに第三者とした取引)は、受託者の権限に属しない行為となることを前提としている。

(注4) 信託債権者が信託債権に関して受託者の1人に対して債務名義を取得した場合において、当該債務名義をもって共同受託者の合有財産である信託財産に強制執行をすることができるものとするかどうかについては、債務名義の対象となっていない他の受託者に対する手続保障、執行文付与のあり方等を踏まえ、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> 第24条及び第25条

1、2、3、4について

[意見]

いずれも賛成する。

[理由]

いずれも相当な規律である。

(注1)、(注2)、(注3)について

[意見]

いずれも賛成する。

[理由]

いずれも相当な規律である。

(注4)について

[意見]

受託者の1人に対する債務名義をもって共同受託者の合有財産たる信託財産に強制執行をすることができる と解する。

[理由]

かかる強制執行を肯定しても、他の受託者の利益を害する事態は想定し難く、他方、共同受託者全員に対する債務名義を取得することを要求することは、必ずしも共同受託関係やその職務分掌関係を知り得ない信託債権者に困難を強いることとなり酷である。そして、受託者の職務が分掌されている場合も含め、共同受託者相互の連絡を図ることにより、共同受託者側に不測の事態を招来することは回避できるし、契約当事者の一員である共同受託者各自に、かかる連絡を期待すること自体は、特段不合理とは言えない。

第35 受託者の職務の引受けについて

1 受託者として指定された者に対する利害関係人の催告権

利害関係人は、信託行為の定めにより受託者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就任を承諾するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができるものとする。

2 被指定者による回答の相手方及び不回答の効果

1の場合において、受託者として指定された者がその期間内に受益者に対して確答をしないときは、就任を拒絶したものとみなすものとする。

(注) 2の場合において、受託者として指定された者は、信託管理人、受託者監督人(仮称)又は受益者代理(仮称)(第44参照)に対して確答することもできるものとする。ただし、受益者として権利を行使することのできる者がいない場合において、信託管理人が選任されていないときは、1の催告をした者に対して確答すべきものとする。

<現行法の関連条文> なし

1、2について

[意見]

賛成する。

[理由]

相当な規律である。

(注)について

[意見]

賛成する。

[理由]

相当な規律である。

第36 合併又は会社分割による受託者の変更について

1 合併による受託者の変更

受託者が株式会社の場合において、受託者が合併により解散したときにおいても、受託者の任務は終了せず、合併によって設立された株式会社又は合併後存続する株式会社がその任務を承継するものとする。この場合において、受益債権については、会社法上の債権者保護手続（会社法第789条・第810条参照）の対象とはしないものとする。

2 会社分割による受託者の変更

受託者が株式会社の場合において、受託者が会社分割により営業の全部又は一部を設立する株式会社又は他の株式会社に承継させることにより信託財産を移転するときにおいても、受託者の任務は終了せず、当該設立する株式会社又は他の株式会社がその任務を承継するものとする。この場合において、受益債権については、会社法上の債権者保護手続（会社法第799条・第810条参照）の対象とはしないものとする。

（注1）資本減少及び法定準備金減少の手続においても、受益債権については、会社法上の債権者保護手続の対象とはしないものとする。

（注2）信託財産のみを責任財産とする信託債権を有する者についても、会社法上の債権者保護手続の対象とはしないものとする。

<現行法の関連条文> 第42条

1 について

[意見]

賛成する。但し、受託者が「株式会社の場合」に限定する趣旨は不明である。

[理由]

現行法においては、受託者たる法人が合併して解散する場合には、受託者の任務は終了し（第42条）、利害関係人が新受託者の選任を裁判所に請求することとされているが（第49条）、手続として迂遠であるし、包括承継を原則とする合併にあって、受託者の任務についてだけ別異に扱わねばならない理由は特に認められない。

受託者の任務も、他の債務と同様に吸収会社に包括承継されとしても不合理ではなく、それによって、迂遠な手続を回避することができ、円滑な信託事務の処理に資するというべきである。

なお、法人の合併は、株式会社に限定されるものではなく合同会社や会社以外の法人についても認められるものであり、他方、合同会社や会社以外の法人が受託者となることも想定し得るところである。

したがって、受託者が「株式会社の場合」に限定する必要性・合理性はない。

2について

[意見]

賛成する。但し、受託者が「株式会社の場合」に限定する趣旨は不明である。

[理由]

分割の場合については、会社分割によって受託者の任務の帰趨について解釈上不
明確であったところ、受託者の任務は終了せず、当該任務が部分的包括承継の対象
として新会社に移転するものとして明確にしたものであり、手続としても妥当であ
るし、また、合併の場合とも平仄が合う。

なお、受託者が「株式会社の場合」に限定する必要性・合理性はないことについ
ては、上記1と同様である。

第37 受託者の解任及び辞任について

1 受託者の解任

- (1) 委託者及び受益者の合意により、受託者をいつでも解任することができるものとする。
- (2) (1)の場合において、受託者の不利な時期において解任することとしたときは、その損害を賠償しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでないものとする。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (4) 受託者がその任務に違反したことその他重要な事実があるときは、委託者又は受益者は、受託者の解任を裁判所に請求することができるものとする。

2 受託者の辞任

- (1) 現行法第43条の規定の趣旨を維持し、受託者は、委託者及び受益者の承諾がなければ辞任することができないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) 現行法第46条の規定の趣旨を維持し、受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。

<現行法の関連条文> 第43条、第46条及び第47条

1 について

[意見]

賛成する。

[理由]

相当な規律である。

2 について

[意見]

賛成する。

[理由]

相当な規律である。

但し、「やむをえない事由」との点については不明確であるので、例示文言を条文そのものに付加すべきと考える(「信託そのものを終了させるほどではないが、受託業務遂行能力を欠くなどの理由により受託者の辞任は認め、信託は存続させるのが相当と判断すべき場合」であろうか。信託そのものに問題があり、受託者に生ずべき損失負担を避けるための辞任は認めるべきではなからう。そのような場合は信託を終了させるべきである。)

第38 解任及び辞任以外の受託者の任務終了事由について

受託者の任務は、解任又は辞任があった場合のほか、次の場合に終了するものとする。

- a 受託者が死亡し、又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
- b 受託者が合併以外の事由により解散したとき。
- c 受託者について破産手続開始の決定があったとき。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- d 信託行為に定めた事由が生じたとき。

(注) 現行法第44条の規定(受託者の資格喪失による任務終了)は、削除するものとする。

<現行法の関連条文> 第42条及び第44条

本文について

[意見]

賛成する。

[理由]

現行法第42条第1項が、合併による解散によって任務が終了することは信託業法の関係でも疑問とされていたところであり、改正点として、合併による解散を除外したこと、信託行為の定めによる任務終了を明示したこと、その余は現行法を踏襲したことを含め、相当である。

なお、破産手続開始の決定を任務終了事由とする趣旨は、現行法第5条の受託無能力者から破産者を除外する(要綱試案第4 受託者不適格者から破産者を除く)ことを踏まえ、信託行為によって任務が終了しないとすることができることを前提とするものである。

(注)について

[意見]

賛成する。

[理由]

信託行為によって、特定の資格に基づいて受託者とするのであれば、その受託者の任務終了事由も、信託行為によることが相当であり、信託行為に定めがない場合のために現行法第44条に相当する規定を置く必要はない。

第39 前受託者等の義務等について

1 受託者の解任等による任務の終了の場合

- (1) 解任その他の事由（第38のa及びcの事由を除く。）により受託者の任務が終了したときは、前受託者は、受益者及び他の受託者に対し、その旨の通知をしなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) (1)の事由による受託者の任務の終了により受託者の全部が欠けたときは、前受託者は、新受託者又は信託財産管理人が事務の処理をすることができるようになるまで、引き続き信託財産の保管をし、かつ、事務の引継ぎに必要な行為をすることを要するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (3) (2)にかかわらず、辞任（裁判所の許可による辞任を除く。）による受託者の任務の終了により受託者の全部が欠けたときは、前受託者は、新受託者又は信託財産管理人が事務の処理をすることができるようになるまで、引き続き受託者の権利義務を有するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

2 受託者の死亡等による任務の終了の場合

- (1) 第38のaの事由により受託者の任務が終了した場合において、受託者の相続人（法定代理人があるときは、その法定代理人）、成年後見人又は保佐人（以下「相続人等」という。）がその事実を知っているときは、相続人等は、受益者及び他の受託者に対し、受託者の任務が終了したことを通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) 第38のaの事由による受託者の任務の終了により受託者の全部が欠けたときは、受託者の相続人等は、新受託者、信託財産管理人又は信託財産法人の管理人が事務の処理をすることができるようになるまで、信託財産の保管をし、かつ、事務の引継ぎに必要な行為をすることを要するものとする。
- (3) 受託者の相続人等は、新受託者、信託財産管理人又は信託財産法人の管理人に対し、(1)又は(2)による事務を遂行するために支出した費用の償還を請求することができるものとする。

3 受託者の破産による任務の終了の場合

- (1) 第38のcの事由により受託者の任務が終了したときは、前受託者は、破産管財人に対し、自己の有する信託財産の内容、所在その他の事項を通知しなければならないものとする。
- (2) 第38のcの事由により受託者の任務が終了したときは、前受託者は、受益者及び他の受託者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。ただし、信託

行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(3) 第38のcの事由による受託者の任務の終了により、受託者の全部が欠けたときは、破産管財人は、新受託者又は信託財産管理人が事務を処理することができるようになるまで、信託財産を保管し、かつ、事務の引継ぎに必要な行為をすることを要するものとする。

(4) 破産管財人は、新受託者又は信託財産管理人に対し、(3)による事務を遂行するために支出した費用の償還を請求することができるものとする。

< 現行法の関連条文 > 第42条及び第45条

1、2、3について

[意見]

いずれも賛成する。

[理由]

受託者の任務終了の場合の義務等について、辞任（裁判所の許可による辞任を除く。）と他の終了事由に分けて、辞任の場合には引き続き受託者の権利義務を有し、その他の終了事由の場合には、前受託者、相続人等が引き続き信託財産の保管をし、かつ事務の引継ぎに必要な行為（以下保管引継ぎという）をすることを要するという形で、義務を分けて定める現行法の規定（第42条及び第45条）の定めを基本的に維持することは、相当である。

また、現行法には定められていない前受託者等の受益者等（1(1)、2(1)、3(2)）又は破産管財人（3(1)）に対する通知義務を新たに設けることは、信託財産を適切に管理処分させるために必要である。

なお、現行法（第42条）では、受託者が解散した場合に清算人にもこれらの義務を課しているが、清算法人に義務を課せば足りるので、試案は清算人を含めていないが、これも相当である。

また、現行法の解釈上認められている相続人等又は破産管財人等に、解散等の場合の前受託者に認められる費用補償請求権（第32）と同様の規定を定めて明確にすることとしている（2(3)、3(4)）が、これも相当である。

第40 受託者の選任について

1 合意による受託者の選任

受託者が任務を終了した場合においては、委託者及び受益者の合意により、受託者を選任することができるものとする。

2 裁判所による受託者の選任

現行法第49条第1項の規定の趣旨を維持し、受託者が任務を終了した場合においては、利害関係人は、新受託者の選任を裁判所に請求することができるものとする。

<現行法の関連条文> 第49条

1 について

[意見]

賛成する。

[理由]

受託者が任務を終了した場合に、委託者と受益者の合意によって受託者を選任できるか否かについては規定が存在しないが、これを明確化する規定であり、選任方法の一つとしてかかる選任方法を認めることは合理性がある。

2 について

[意見]

賛成する。

[理由]

利害関係人は、受託者の不存在によって不利益を被る危険性を有するから、新受託者の選任を裁判所に請求することができるとする現行法の趣旨を維持すべきである。

第4 1 受託者の交代に伴う法律関係について

1 受託者の全部の任務が終了した場合の信託財産の帰属

受託者の全部の任務が終了し、新受託者が就任していないときは、信託財産の帰属は、次のとおりとするものとする。

- a 受託者の死亡以外の事由による場合前受託者に帰属するものとする。
- b 受託者の死亡による場合信託財産は法人とするものとする。ただし、新受託者が就任したときは、存立しなかったものとみなすものとする。

2 新受託者に対する権利義務の承継

(1)ア 受託者の全部の任務が終了し、新受託者が就任したときは、新受託者は、前受託者の任務が終了した時に前受託者から信託に関する権利及び義務を承継したものとみなすものとする。

イ アにかかわらず、辞任（裁判所の許可による辞任を除く。）により受託者の全部の任務が終了したときは、新受託者は、新受託者又は信託財産管理人が就任した時に前受託者から信託に関する権利及び義務を承継したものとみなすものとする。

(2) (1)により信託に関する権利及び義務を承継したものとみなされた場合においても、新受託者が就任するまでに、前受託者、信託財産法人の管理人又は信託財産管理人がその権限内でした行為の効力は妨げられないものとする。

3 債務の承継に伴う前受託者又は新受託者の責任の範囲

(1) 前受託者は、次に掲げた時点で存する信託財産に属する債務について、その固有財産をもって弁済の責任を負うものとする。

- a 2(1)アの場合には、前受託者の任務が終了した時
- b 2(1)イの場合には、新受託者又は信託財産管理人が就任した時

(2) 新受託者は、(1)の債務について、信託財産のみをもって弁済の責任を負うものとする。

4 新受託者への事務引継ぎ等

(1) 新受託者又は信託財産管理人が就任した場合には、前受託者は、遅滞なく信託事務に関する計算を行い、新受託者又は信託財産管理人がその事務の処理を行うのに必要な事務の引継ぎをしなければならないものとする。

(2) 次に掲げる場合には、前受託者のその受益者に対する引継ぎに関する責任は免除されたものとみなすものとする。ただし、前受託者に不正の行為があったときは、この限りでないものとする。

- a 受益者が(1)の計算を承認した場合
- b (1)の計算の承認を求められた時から1月以内に受益者が異議を述べなかった場合
(注1) 裁判所は、利害関係人の請求により、信託財産法人の管理人を選任することができるものとし、信託財産法人の管理人の権限、義務、報酬、任務終了事由等

については、信託財産管理人の規律（第42参照）を準用するものとする。

（注2）3（1）の「信託財産に属する債務」については、信託財産のみを責任財産とする債務を除くものとする。

（注3）受託者の交代に関する現行法の規定のうち、現行法第51条（新受託者の前受託者に対する損失てん補請求権等の行使）及び第53条（信託財産に対する執行手続の続行）については、現行法の規定の趣旨を維持するものとする。

（注4）共同受託者の一部の任務が終了した場合における受託者の交代に伴う法律関係について、規定を設けるものとする。

（注5）前受託者は、新受託者（新受託者が就任していない場合において、信託財産法人の管理人又は信託財産管理人（以下「信託財産管理人等」という）が選任されているときは、当該信託財産管理人等）から費用等の補償（第32参照）又は信託報酬（第33参照）を受けられるものとする。この場合において、受益者から費用等の補償又は信託報酬を受けられる権利については、第32の2及び第33の2（2）に準じるものとする。

（注6）相続人等の新受託者への事務引継ぎ等に関する規定を設けるものとする。

<現行法の関連条文> 第50条から第55条まで

1 について

[意見]

賛成する。

[理由]

前受託者の任務終了の後、新受託者が選任されるまでの間の信託財産の帰属先について現行法上不明確（第50条第1項）であるものを明示的に定めるものであり、相当である。

また、受託者の死亡の場合に信託財産を法人と擬制することとしているが、倒産隔離の観点からも望ましい。

2 について

[意見]

賛成する。

[理由]

受託者任務終了の場合に、現行法上、承継される対象を「信託財産」としているものを「信託に関する権利及び義務」と定めて、前受託者が締結した契約上の地位も承継することを明確にしており、相当である。

なお、前受託者の新受託者への権利義務承継後に権限外行為を行った場合の善意無過失の相手方の保護の条項と 契約上の地位の承継があった場合の取引の相

手方の保護の条項を設けるべきである。

3について

[意見]

賛成する。

[理由]

受託者の交代があった場合に、前受託者と新受託者が併存的に債務者の弁済の責任を負うことについて現行法（第52条第3項）が不明確であるものを明確にし、但し、新受託者は、信託財産のみをもって弁済の責任を負うにとどまること（現行法第52条第3項）を定めるものであって、相当である。

4について

[意見]

賛成する。

[理由]

受益者を保護するため、前受託者に信託事務の引継義務等を課し、最後計算の承認に前受託者の免責効を付与した現行法の規定を踏襲しつつ（第55条）現行法が定めている事務引継ぎについての受益者の立会いを非現実的であるとの理由で削除し、受益者が計算の承認を求められてのち、1月以内に異議を述べなかったときの免責効を新たに設けているが、いずれも相当である。

但し、最後計算の承認による免責効の及ぶ範囲について、引継ぎに関する責任に限定されるものであって、善管注意義務違反に基づく責任等について免責されるものでないことを明確にすべきである。

(注1)～(注6)について

[意見]

いずれも賛成する。

[理由]

いずれも相当である。

第42 信託財産管理人について

1 信託財産管理人の選任

受託者の任務の終了により受託者の全部又は一部が欠けた場合において、信託財産を保護するために必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、信託財産管理人を選任することができるものとする。

2 信託財産管理人の権限

信託財産管理人は、次に掲げる行為をする権限を有するものとする。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、信託財産管理人に対して上記の権限を超える権限を付与することができるものとする。

a 信託財産の保存行為

b 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

3 信託財産管理人の義務

信託財産管理人の義務については、民法の受任者の義務と同様とするものとする（民法第644条、第646条及び第647条）。

（注1）裁判所に対して受託者の辞任又は解任の請求がされたにすぎない段階においても、信託財産を保護するために必要があると認めるときに、裁判所が信託財産管理人を選任することを認めるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

（注2）信託財産管理人が選任された場合においては、任務が終了した受託者は、その権限を行使することができないものとする。

（注3）信託財産管理人が選任された場合の信託財産関係の訴えについては、信託財産管理人を原告又は被告とするものとする。

（注4）信託財産管理人の費用及び報酬については、信託財産の中から支出するものとする。

（注5）信託財産管理人の任務終了事由（辞任・解任等）について、所要の規定を整備するものとする。

（注6）民事保全法第23条第2項に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者については、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、信託財産管理人と同様の権限を有するものとする。

< 現行法の関連条文 > 第48条

1、2、3について

[意見]

いずれも賛成する。但し、受託者の一部が欠けた場合において信託財産管理人が

選任されたときに、当該信託財産管理人の権限の範囲や、他の受託者の権限との競合関係などについて、規律を明らかにすべきである。

[理由]

受託者の一部が欠けた場合には、他の受託者が任務の終了した受託者の権限を承継するものとされているが、その場合において信託財産管理人が選任されたときは、当該信託財産管理人の権限は、どの範囲で生じ、他の受託者の権限との関係はどのように規律されるのか不明確である。すなわち、信託財産管理人が選任されたときにも、他の受託者が任務の終了した受託者の権限を承継するのか、また、裁判所が前受託者の権限を信託財産管理人に付与した場合には、他の受託者が任務の終了した受託者の権限を承継するのか、といった点が不明である。

(注1)について

[意見]

裁判所に対して受託者の辞任又は解任の請求がなされたにすぎない段階においても、信託財産管理人を選任する余地を認めるべきである。

[理由]

裁判所に対して受託者の辞任又は解任の請求がなされる状況においては、何らかの不正な状況が認められることが十分に想定され、かかる状況の下においては信託財産の適正な管理が十分になされ難い状態となっていることが懸念され得るといえる。したがって、緊急性がある場合など裁判所において必要と判断する場合には、辞任又は解任の請求がなされたにすぎない段階においても、信託財産管理人を選任し得ることとする必要性・合理性があるといえる。

(注2)～(注6)について

[意見]

いずれも賛成する。

[理由]

いずれも相当である。

[受益者・受益権関係]

第43 受益者の利益の享受について

1 受益権の取得時期

信託行為の定めにより受益者として指定された者は、受益の意思表示をすることなく受益権を取得するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

2 受益者として指定された者に対する通知

1により受益者として指定された者が受益権を取得した場合には、受託者は、遅滞なく、当該者に対し、受益権取得の事実を通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

<現行法の関連条文> 第7条

1、2について

[意見]

いずれも賛成する。

[理由]

いずれも相当である。

第44 信託管理人等について

1 信託管理人

(1) 受益者として権利を行使することのできる者がいない信託にあっては、次に掲げる方法により信託管理人を選任することができるものとする。

a 信託行為の定めにより選任する方法

b 利害関係人の請求に基づいて裁判所が選任する方法

(2) 信託管理人は、自己の名をもって、信託に関する受益者の権利を行使することができるものとする。

2 受託者監督人（仮称）

(1) 次に掲げる方法により、受託者監督人（仮称）を選任することができるものとする。

a 信託行為の定めにより選任する方法

b 利害関係人の請求に基づいて裁判所が選任する方法（受益者が受託者を十分に監督することができないおそれがあると認めべき特別の事情がある場合に限る）。

(2) 受託者監督人（仮称）は、信託に関する受益者の権利のうち、損失てん補請求権その他受託者を監督するために認められた権利（第45の別表「受益者の権利」参照）を行使することができるものとする。

3 受益者代理（仮称）

(1) 信託行為の定めにより、受益者の全部又は一部のために、受益者代理（仮称）を選任することができるものとする。

(2) 受益者代理（仮称）は、信託に関する受益者の権利を行使することができるものとする。

(3) 受益者代理（仮称）が選任された場合においては、受益者は、前記別表記載の権利を除き、信託法において受益者に認められた権利を行使することができないものとする。

（注1）信託行為の定めにより信託管理人が選任されている場合には、裁判所は、信託管理人を選任することはできないものとする。受託者監督人（仮称）についても同様とするものとする。

（注2）受託者監督人（仮称）が選任された場合であっても、受益者は、損失てん補請求権その他受託者を監督するために受益者に認められた権利（第45の別表「受益者の権利」参照）を行使することができるものとする。

（注3）信託行為の定めにより、信託管理人、受託者監督人（仮称）又は受益者代理（仮称）（以下「信託管理人等」と総称する。）の権限を変更することができるものとする（ただし、裁判所によって選任された信託管理人又は受託者監督人（仮称）については、この限りでないものとする。）。

（注4）信託管理人等の義務及び責任は、民法の受任者の義務及び責任と同様とする

ものとする。

(注5) 未成年者，成年被後見人，被保佐人及び受託者（受託者が法人であるときはその役員又は使用人を含む）は信託管理人等になることができないものとする。

(注6) 信託管理人等の報酬及び任務終了事由について，所要の規定を整備するものとする。

<現行法の関連条文> 第8条

1、2、3(1)について

[意見]

いずれも賛成する。

[理由]

いずれも相当である。

3(2)、3(3)について

[意見]

受益者代理に信託の基礎的な変更の承諾権限を与えること、及び、受益者代理に信託の利益を受領する権利を与えることにつき、反対する。

また、受益者代理の法的な地位（実体法上の地位及び手続法上の地位）が不明確であり、より明確にする必要がある。

[理由]

受益者の意思を問わないこの制度は、受益者多数の場合における信託事務処理の円滑性を確保することはできるが、受益者の意思を無視した円滑性は有害といえる。受益者多数の場合における信託事務処理の円滑性を受益者の利益という観点から確保することは、信託の変更を認める要件の設定の問題で解決できるはずである（第54 信託の変更についての意見参照）。

なお、一方で受益者代理に信託の基礎的な変更の承諾権限を与え、他方で、当該変更反対の受益者に受益権取得請求権を強行規定として認めることでバランスをとることが一応考えられるが、そもそも受益者は必ずしも変更について知り得ないことから（第54 信託の変更2(1)a、2(2)で受益者とされているところが受益者代理となると、そもそもこの類型では受益者には当該信託の変更を通知することとされていないので、受益者はこのような信託の変更については知る機会がないこととなる）実効性に乏しい。また、仮に受益者が当該変更を知ったとしても、受益権取得請求権を行使できる場合を絞り込む試案（第46 受益権取得請求権についての意見参照）を前提とすると、バランスもとれていない。

ちなみに、社団法人投資信託協会が、信託の基礎的な変更に関する承諾権限を特定の者に委ねることが可能であることを明確にすることを要望していることから（同

協会の平成 17 年 4 月 22 日付け意見書) たとえば、投資信託で受益者代理を置く場合を想定してみると、投資信託受益証券の購入者が知らないうちに、投資方針その他の投資信託内容が変わっていくことになってしまい、投資信託に対する信頼を失う懸念がある。もっとも、そのような投資信託は売れないので普及しないという見方もあり得るし、投資信託及び投資法人に関する法律で受益者代理について一定の制約を設ける可能性もあるが、現に投資信託協会が信託の基礎的変更を第三者に委ねることができることの明確化を要望していることに鑑みれば、上記の懸念には相応の根拠があるものといえる。

したがって、受益者が特定・現存する以上、信託の基礎的な変更については当該受益者によって意思決定するものとすべきであって、受益者代理に信託の基礎的な変更を承諾する権限を与えることは相当ではないと言うべきである。

また、信託の利益を受益者が取得すべきは当然のことであり、受益者代理に信託の利益を取得する権限を与え、この場合には受益者は信託の利益を受領する権利がないこととするのは、無用に受益者の権利を制限するものであり、妥当でない。

したがって、受益者代理が信託の利益を受領する権利も取得することは相当ではないし、受益者代理が選任された場合に受益者は信託の利益を取得できないとすることも相当ではない。

なお、受益者代理は、「自己の名をもって」受益者の権利を行使することができることとされていないが、そのことと、受益者代理が選任された場合に受益者の一定の権利の行使が制限されることとの関係は、どのように整合するのか(受益者が制限される権利を行使する場合も含め、受益者代理が権利行使する際には、いかなる名義で権利行使するのか) 疑問である。

また、上記と関連して、受益者代理は、受益者の権利を行使するに当たり、手続上の当事者適格(訴訟当事者適格及び執行当事者適格)を有するのか不明確である。

第45 信託行為の定めによる受益者の権利の制限について

別表記載の権利（番号19，20，30から32までの権利を除く。）を信託行為で制限することはできないものとする。

（注1）帳簿等の閲覧等請求権の制限の可否については第23を，受益者名簿の閲覧等請求権の制限の可否については第24を参照。

（注2）受益者が多数に上る場合について，一定割合を超える受益権を有する受益者に限って権利行使を認めるなどの特例を設けるものとするかどうかについては，なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> 別表「受益者の権利」の「現行法の関連規定」欄参照

別表「受益者の権利」

| 番号 | 類型 | 権利の内容 | 現行法の関連規定 | |
|----|---------------------|----------------------------|----------------------|------|
| 1 | 利益を享受する権利等 | 信託の利益の受領権（配当を受ける権利） | 第19条 | |
| 2 | | 受益権取得請求権 | なし | |
| 3 | 裁判所に対する請求権 | 信託の変更請求権 | 第23条 | |
| 4 | | 信託の併合（仮称）請求権 | なし | |
| 5 | | 信託の分割（仮称）請求権 | なし | |
| 6 | | 受託者の解任請求権 | 第47条 | |
| 7 | | 受託者の選任請求権 | 第49条第1項・第2項 | |
| 8 | | 信託財産管理人等の選任請求権 | 第48条 | |
| 9 | | 信託財産管理人等の解任請求権 | なし | |
| 10 | | 信託財産管理人等の任務終了に係る請求権 | なし | |
| 11 | | 受託者監督人（仮称）の選任請求権 | 第8条 | |
| 12 | | 受託者監督人（仮称）の解任請求権 | 第8条 | |
| 13 | | 受益者代理（仮称）の解任請求権 | 第8条 | |
| 14 | | 検査役選任請求権 | 第41条第2項 | |
| 15 | | 信託の終了請求権 | なし | |
| 16 | | 信託に関する情報入手権 | 帳簿等の閲覧等請求権 | 第40条 |
| 17 | | | 信託財産の状況に関する書類の閲覧等請求権 | 第40条 |
| 18 | 受託者に対する説明請求権 | | 第40条 | |
| 19 | 信託財産の状況に関する情報受領権（※） | | なし | |
| 20 | 受益者となった事実の通知受領権（※） | | なし | |
| 21 | 受益者名簿の閲覧等請求権 | | なし | |
| 22 | 信託違反行為の是正権 | 損失てん補請求権 | 第27条・第29条 | |
| 23 | | 原状回復請求権 | 第27条・第29条 | |
| 24 | | いわゆる利益吐き出し責任の追及権 | なし | |
| 25 | | 受託者の違法行為の差止請求権 | なし | |
| 26 | | 権限違反行為の取消権 | 第31条 | |
| 27 | 信託財産に関する権利 | 破産管財人による信託財産の処分行為等の差止請求権 | なし | |
| 28 | | 受託者の固有債権者からの強制執行等に対する異議申立権 | 第16条第2項 | |
| 29 | その他の権利 | 受託者交代時の受益者の計算の承認権 | 第55条第2項 | |
| 30 | | 受託者の任務の終了時の通知受領権（※） | なし | |
| 31 | | 利益相反行為等に関する通知受領権（※） | なし | |
| 32 | | 信託の変更に関する通知受領権（※） | なし | |
| 33 | | 信託の終了時の受益者の計算承認権等 | 第65条 | |
| 34 | | 受託者に対する引受けの催告権 | なし | |

本文について

[意見]

賛成する。

[理由]

受託者の信託事務処理の適正を確保するために受益者による監督は極めて重要であり、相当な規律である。

(注1)について

[意見]

それぞれ第23、第24で記載したとおり。

(注2)について

[意見]

受益者が多数に上る場合につき、少数受益者の権利を制約することは、単独受益権の重要性に鑑みれば妥当ではなく、賛成し難い。また、受益権の内容によっては、株式会社における株主権のように、必ずしも権利を割合的に捉えることができるとは限らないことなどにも照らすならば、消極に解すべきである。

第46 受益権取得請求権について

次に掲げる事項（以下「特別決定事項」という。）に係る信託の変更又は信託の併合（仮称）若しくは信託の分割（仮称）がされた場合においては，当該変更により損害を受けるおそれのある受益者は，受託者に対し，自己の有する受益権を公正な価格で取得するよう請求することができるものとする。

a 信託の目的の変更

b 受益者から費用等の補償を受ける権利又は受益者から信託報酬を受ける権利の創設（第32の2又は第33の2(2)で甲案を採用した場合に限る。）

c 受益権の譲渡性の制限

d 受託者の責任の全部又は一部の免除

e 受益者間の衡平を害する受益債権の内容の変更

（注1）信託の変更等の決定の方法については，信託行為の定めによる限界を設けることとはしていないが（第54の3参照），上記の受益権取得請求権との関係でこのような方向で良いかどうかについては，なお検討するものとする。

（注2）特別決定事項に係る信託の変更，信託の併合（仮称）及び信託の分割（仮称）以外にも受益者に対して受益権取得請求権を付与すべきものがあるかどうかについては，なお検討するものとする。

（注3）受益権取得請求権を行使できるのは，特別決定事項に係る信託の変更，信託の併合（仮称）又は信託の分割（仮称）によって損害を受けるおそれのある受益者に限定しているが，このような限定の当否については，なお検討するものとする。

（注4）特別決定事項に係る信託の変更，信託の併合（仮称）又は信託の分割（仮称）に関して受益者が関与できる場合にあっては，変更等に賛成した受益者は受益権取得請求をすることができないものとする。

（注5）特別決定事項に係る信託の変更，信託の併合（仮称）又は信託の分割（仮称）に当たっては，その当事者は，これらの行為の中止に関する条件を合意又は決定しなければならないものとする。

（注6）裁判所による受益権の取得価格の決定その他受益権取得請求に係る手続に関して所要の規定を整備するものとする。

（注7）受託者は，受益者に対し，特別決定事項に係る信託の変更，信託の併合（仮称）又は信託の分割（仮称）がされたことを通知しなければならないものとし，この通知については公告によることも認めるものとする。

<現行法の関連条文> なし

本文について

[意見]

受益権取得請求権の成立要件については、賛成する意見と、信託の変更等に反対したこと以上の要件を付け加えている点において反対するとの意見がある。

なお、「公正な価格」の決定方法（争い方）が不明である。

[理由]

「当該変更によって損害を受けるおそれ」との要件については、その立証は比較的容易であるとの認識の下に賛成する意見と、本来全員一致を要するはずの受益権の変更につき、反対受益者の受益権買取請求権をセットにすることで多数決を許容するものであり、受益権買取請求権には、反対したこと以上の要件を付け加えるべきではないとの意見とがある。反対する意見は、実質的にも、たとえば、私募投信でSRI投資のポートフォリオを大きく変える変更や、リスクレベルを変える変更などでは、反対した受益者は、「当該変更によって損害を受けるおそれ」があるとは言にくいし、「受益者間の衡平を害するおそれ」があるとも言にくい。これらを要件とすることで受益権買取請求権がないこととするのは、いかにも不当な結論であること、また、公募投資信託の場合、異議を述べた受益者は、受託会社に対し、受益証券をその変更がなければ有すべき公正な価格にて信託財産で買い取るよう請求できることとされており（投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2）反対以外の要件は付加されていないことなどを理由とするものである。

(注1)について

[意見]

受益権取得請求権が確保されていることに照らし、信託の変更等の決議方法について、信託行為の定めによる限界を設ける必要性については、受益権取得請求権の要件との関係において、受益権者保護の観点から慎重に検討すべきである。

(注2)について

[意見]

受益者多数の信託における反対受益権者の利益確保の観点より、受益権取得請求権を付与すべき場合が広く検討されるべきである。

(注3)について

[意見]

「損害を受けるおそれのある受益者」に限定することについては、上記のとおり否定する意見がある。

(注4)、(注5)、(注6)について
[意見]

相当な規律であり、賛成する。

第47 受益者が複数の場合の意思決定方法について

1 複数の受益者による意思決定の方法

1つの信託で複数の受益者がある場合において、別表「受益者の合意を要する信託法上の事項」記載の事項（以下「別表記載事項」という。）に関して、受益者による意思決定を要するときは、信託行為の定めにより受益者集会その他の方法で行うことができるものとする。

2 信託行為の定めによる多数決制度の導入

別表記載事項に関しては、原則として、受益者全員の合意を要するものとするが、信託行為の定めにより受益者の多数決をもって意思決定をすることを認めるものとする。

3 受益者集会に関する規律

(1) 受益者集会の招集

ア 受益者集会は、受託者又は受託者監督人（仮称）が招集するものとする。

イ 受益者は、受益者集会の招集権者に対し、受益者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、受益者集会の招集を請求することができるものとする。

ウ 受益者集会は、必要があると認められる場合に随時招集するものとする。

(2) 議決権の数・受益者集会の決議

ア 受益者は、その所有する受益権の個数に応じた議決権を有するものとする。

イ 受益者集会の決議については、原則として、普通決議（議決権総数の過半数又は信託行為の定める議決権の数を有する受益者が出席し、出席した受益者の議決権の過半数をもって行う決議をいう。）によるものとする。

(3) 受益者集会の決議の効力

受益者集会の決議は、すべての受益者に対して効力が及ぶものとする。

(4) 受益者集会に要した費用の負担

受益者集会に要した費用は、信託財産をもって支出するものとする。

(5) 任意規定

(1)から(4)までにかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(注1) 受益者集会の招集手続に関して、所要の規定（受益者に対する招集通知、受益者提案権、招集手続の省略等）を整備するものとする。

(注2) 別表記載事項の中には、受益者の利害に深く関連するものがあると考えられることから、このような事項に係る決議については、特別決議（議決権総数の過半数又は信託行為の定める議決権の数を有する受益者が出席し、出席した受益者の議決権の3分の2以上の多数をもって行う決議をいうものとする。）によるものとし、その範囲については、なお検討するものとする。

(注3) 議決権の行使について、所要の規定（議決権の代理行使、書面等による議決

権の行使，議決権の不統一行使等）を整備するものとする。
 （注４）受益者集会の議長，議事録，利害関係人の受益者集会への出席その他所要の規定を整備するものとする。
 <現行法の関連条文> 別表「受益者の合意を要する信託法上の事項」の「現行法の関連規定」参照

別表「受益者の合意を要する信託法上の事項」

| | 権利の内容 | 現行法の関連規定 |
|----|----------------------|----------|
| 1 | 受託者の解任の合意権 | なし |
| 2 | 受託者の辞任に対する承諾権 | 第43条 |
| 3 | 受託者の選任の合意権 | なし |
| 4 | 受託者監督人（仮称）の解任の合意権 | なし |
| 5 | 受託者監督人（仮称）の辞任に対する承諾権 | なし |
| 6 | 受益者代理（仮称）の解任の合意権 | なし |
| 7 | 受益者代理（仮称）の辞任に対する承諾権 | なし |
| 8 | 信託の変更の合意権 | なし |
| 9 | 信託の併合（仮称）の合意権 | なし |
| 10 | 信託の分割（仮称）の合意権 | なし |
| 11 | 信託の終了の合意権 | 第57条 |
| 12 | 受託者の責任の全部又は一部の免除の合意権 | なし |
| 13 | 忠実義務違反行為等の承認権 | なし |

1、2について

[意見]

いずれも賛成する。

[理由]

いずれも相当である。

3について

[意見]

賛成する。但し、受益者集会の招集権者に受益者代理を加えるべきであるとの意見、及び、受益者集会の決議要件については、強行規定とすべきであるとの意見がある。

[理由]

受益者代理は、受益者に代わって法定決議事項に関する意思決定をする者であるから、受益者代理が選任されている場合に受益者集会が招集されることは通常はないとしても、受益者代理が権利を行使する場合にその行使の内容について受益者に諮るべき場合があり得ることから、受益者代理に受益者集会の招集権を認め、受益者集会の多数決により、かかる権利の行使の方法及び内容について決定できるものとすべきである。

また、本来全員の合意を必要とするものを、複数の受益者による合理的な意思決定の機会を確保しつつ信託事務処理の円滑性をも図る観点から、それを緩和し、反対受益者の受益権買取請求権とセットにすることで、多数決によることを是認するのであるから、その要件は強行規定とする必要がある。

(注1) (注3)、(注4)について

[意見]

いずれも賛成する。

[理由]

いずれも相当である

(注2)について

[意見]

受益者の利害に深く関連する事項について、広く特別決議事項を認めるべきである。

第48 受益権の譲渡について

1 受益権の譲渡性

(1) 受益者は、その有する受益権を譲渡することができるものとする。ただし、その性質に反するときは、この限りでないものとする。

(2) (1)は、信託行為において別段の定めをした場合には、適用しないものとする。ただし、善意の第三者に対抗することができないものとする。

2 受益権の譲渡の対抗要件

(1) 受益権の譲渡は、受益権の譲渡をした者がこれを受託者に通知し、又は受託者がこれを承諾しなければ、受託者その他の第三者に対抗することができないものとする。

(2) (1)の通知及び承諾は、確定日付ある証書をもってしなければ、これを受託者以外の第三者に対抗することができないものとする。

3 受益権の譲渡における受託者の抗弁

受託者は、2(1)の通知又は承諾があるまでに受益権の譲渡をした者に対して生じた事由をもって受益権の譲渡を受けた者に対抗することができるものとする。

(注) 受益権の譲渡があった場合における受益者に対する補償請求権及び報酬請求権の取扱いについては、これらの権利の位置付けをどのようなものと整理するか(第32の2及び第33の2参照)を踏まえ、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> なし

1、2、3について

[意見]

いずれも賛成する。

[理由]

いずれも相当である

(注)について)

[意見]

仮に受益者に対する補償請求権及び報酬請求権を認める場合(甲案採用の場合)には、受益権の譲渡によって重畳的に債務引受されるものと解すべきであろう。

第49 受益権の放棄について

1 第32の2（受益者から費用等の補償を受ける権利）又は第33の2(2)（受益者から信託報酬を受ける権利）で甲案を採用した場合

(1) 受益権の放棄及びその例外

受益者は、受益権を放棄することができるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないものとする。

【甲案】

受益者が、受託者に対し、受益権を放棄しない旨の意思表示をしたとき。

【乙案】

a 信託行為に別段の定めがあるとき（ただし、信託行為の定めにより受益者として指定された第三者が受益権を放棄できない旨の定めを置くことは許されないものとする。）。

b 受益者が、受託者に対し、受益権を放棄しない旨の意思表示をしたとき。

(2) 受益権の放棄の効果

a 受益者（信託行為の定めにより受益者として指定された第三者を除く。）は、放棄の時点以前に生じた原因に基づく責任を免れないものとする。

ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

b 信託行為の定めにより受益者として指定された第三者が受益権を放棄した場合にあっては、当該第三者は、当初から受益権を取得しなかったものとみなすものとする。

2 第32の2及び第33の2(2)で乙案を採用した場合

信託行為の定めにより受益者として指定された第三者は、受益権を放棄することができるものとする。この場合において、受益権を放棄した第三者は、当初から受益権を取得しなかったものとみなすものとする。

<現行法の関連条文> 第36条第3項

（第32の2及び第33の2(2)で乙案を採用すべきであると考えるので）2について

[意見]

賛成する。但し、放棄の効果について、明示されれば、将来に向かっての放棄も可能とするべきであるとする意見がある。

[理由]

一般に、権利の放棄は自由であり、将来の権利を放棄することも可能であるから、信託においてそれを不可とする理由はない。

第50 受益債権についての物的有限責任について

受益債権に係る債務については、受託者は、信託財産のみをもってその履行の責めに任ずるものとする。

<現行法の関連条文> 第19条

[意見]

賛成する。

[理由]

相当である。

第51 受益債権と信託債権との優先劣後関係について

受益債権と信託債権との優先劣後関係については、次のとおりとするものとする。

【甲案】

受益債権は信託債権に劣後するものとする。

【乙案】

同順位とするものとする。

(注) 乙案を採用した場合においても、信託行為等によってする受益債権の劣後特約が一律に効力を有しないことにはならないことを前提としている。

<現行法の関連条文> なし

[意見]

甲案に賛成する意見と、乙案に賛成する意見とがある。

[甲案に賛成する理由]

要綱試案によると、「受益債権」とは、受託者が信託行為により受益者に対して負担する信託財産の給付債務に係る債権を意味するとされ、その具体例として「受託者は、受益者Aに対し、10年間、毎年1月1日に、一定額の金銭を支払うとともに、10年後には家屋を引き渡す。」旨の定めのある信託の場合の「受益債権」は、(a)10年後を弁済期とする家屋の引渡債権、(b)1年が経過するごとに金銭の給付を受ける請求権を生じさせる定期金債権、(c)(b)に基づいて1年経過するごとに金銭の給付を受ける定期給付債権の3種類があるとする。

受益債権と信託債権の優劣関係を論じる以上、上記例でも、受託者が、当該家屋について、信託事務処理を行い、信託債権が生じていることを前提として論じることになる。この場合、受託者は、信託事務処理として家屋としての価値の維持増殖に資する行為を行い、その結果として信託債権者が生じるとともに、受益債権が履行されるという関係にある。かかる関係に留意して、信託期間中に履行期の到来している信託債権者との優劣を論じるとすれば、上記受益債権のうち、(a)、(b)は、そもそも将来債権としての性格を有するばかりでなく、その発生自体が不確実な債権としての性格を有することになり、確定的に発生しており、かつ履行期の到来している信託債権より劣後すべきである。

加えて、(a)債権の財産的価値は、受託者の信託事務の遂行によって大きく左右されることになる。また、(b)債権の履行の確実性も、受託者の信託事務如何によることになる。とすれば、これらの受益債権については、「受益者は信託財産の分配を受ける地位にあるところ、受託者の行った信託事務処理はその価値の維持・増加に資するものと考えられることにかんがみれば、受益債権は信託事務処理に基づいて生じた債権(信託債権)に劣後するとは公平に適う」といえる。

(c)債権のうち、(b)に基づいて発生する定期給付債権で、将来債権部分は、

(b)の受益債権が信託債権に劣後するのと同様の理由で劣後するというべきである。これに対し、既発生の定期給付債権は、当該信託財産に関し、受託者が信託事務の遂行の結果として発生しているものであり、その既発生 of 受益債権と信託債権とは、当該信託財産との関係で、劣後させる理由は乏しいといえる(上記のような信託債権の公益性に、その優劣関係を見出し得るにとどまる)。

[乙案に賛成する理由]

受益債権も債権であるところ、他の債権者と同列に扱うべきである。

このように受益債権を信託制度上尊重する規律とすることにより、信託に対する信頼を高めることができる。

また、優先劣後関係は、信託行為等による定めに委ねることが可能となるので、信託の柔軟性を確保する観点からも適切である。

このように規律したとしても、通常の信託の場合、債権者は受託者に請求することができるので債権者の保護にかけるところはない。また、有限責任信託の場合も、営業信託においては柔軟性確保の要請が強いものと思われる。

第52 受益債権等の消滅時効等について

1 受益債権の消滅時効等

- (1) 受益債権の消滅時効は、他の法令の債権に係る消滅時効に関する規定に従うものとするが、受益者が受益者として指定されたことを知った後でなければ、受益債権の消滅時効は進行しないものとする。
- (2) 受託者は受益債権の消滅時効を援用することができないものとするが（第19参照）、時効期間の経過後において、受益者に対して受益債権の存在及びその内容を相当の期間を定めて通知し、かつ、当該期間内に受益者から履行の請求を受けなかったときは、この限りでないものとする。
- (3) 受益者の所在が時効期間の経過時において不明である場合その他(2)の通知をしなかったことについて正当な理由がある場合にも、受益債権の消滅時効を援用することができるものとする。
- (4) 受益債権については20年の除斥期間を設けるものとし、受益債権を行使することができる時をその起算点とするものとする。

2 残余財産に関する権利の消滅時効等

信託財産の帰属権利者（第58の4(1)a参照）が受託者に対して有する残余財産に関する権利についても、1と同様に取り扱うものとする。

<現行法の関連条文> なし

[意見]

賛成する。

[理由]

相当な規律である。

[委託者関係]

第53 私益信託における委託者の権利義務等について

1 委託者の権利義務

私益信託における委託者の信託法上の権利義務は、信託行為に別段の定めがない限り、次のとおりとするものとする。

- a 信託の監視・監督的権能については、受託者、受託者監督人（仮称）等の選任、解任及び辞任に関する権利並びに利害関係人一般に認められる権利を除き、委託者には、付与しないものとする。
- b 信託の目的に反しないことが明らかな信託の変更、併合（仮称）若しくは分割（仮称）又は信託の終了については、委託者の同意を要しないものとする。
- c 委託者は法定帰属権利者（第58の4(2)参照）となるものとする。

2 委託者の地位の移転

委託者の地位については、他の委託者、受益者及び受託者の同意を得て移転することを妨げないものとする。

（注1） 1について信託行為に別段の定めがあるときは、

- ・ aの各権利以外の信託の監視・監督的権能を委託者に留保し、又は上記の各権利を放棄させること
- ・ 信託の目的に反しないことが明らかな信託の変更等又は信託の終了についても委託者の同意を要するものとする事、及び信託の目的に反する信託の変更等又は信託の終了であっても委託者の同意を要しないものとする事
- ・ 第三者を帰属権利者に指定することが出来るものとする。

（注2） 裁判所に対する請求により、信託の変更、併合、分割又は終了をすることができるものとする場合には、その請求権を委託者にも認めるものとする（第54から第57まで参照。）

（注3） 1については、別表「私益信託における委託者の権利義務の取扱い」参照。
<現行法の関連条文> 別表「私益信託における委託者の権利義務の取扱い」の「現行法上の根拠規定」欄参照

(別表「私益信託における委託者の権利義務の取扱い」)

| 種別 | 権利の内容 | 現行法上の根拠規定 | 別段の定めがない場合の権利の存否 | |
|----|----------------------------------|-------------------------------|------------------|---|
| 1 | 信託の監視・委託者の固有債権者からの強制執行等に対する異議申立権 | 第16条第2項 | × | |
| 2 | 監督的権能 | 任務違反等に係る受託者に対する損失てん補等請求権 | 第27条・第29条 | × |
| 3 | | 帳簿等の閲覧等請求権 | 第40条第2項 | × |
| 4 | | 受託者に対する説明請求権 | 第40条第2項 | × |
| 5 | | いわゆる利益吐き出し責任の追及権 | なし | × |
| 6 | | 受託者の違法行為の差止請求権 | なし | × |
| 7 | | 検査役選任請求権 | 第41条第2項 | × |
| 8 | | 受託者の解任の合意権(委託者及び受益者の合意) | なし | ○ |
| 9 | | 裁判所に対する受託者の解任請求権 | 第47条 | ○ |
| 10 | | 受託者の辞任に対する承諾権 | 第43条 | ○ |
| 11 | | 受託者の選任の合意権(委託者及び受益者の合意) | なし | ○ |
| 12 | | 破産管財人による信託財産の処分行為等の差止請求権 | なし | × |
| 13 | | 裁判所に対する信託財産管理人等の解任請求権 | なし | ○ |
| 14 | | 裁判所に対する受託者監督人(仮称)の解任請求権 | なし | ○ |
| 15 | | 裁判所に対する受益者代理(仮称)の解任請求権 | なし | ○ |
| 16 | | 受益者名簿の閲覧等請求権 | なし | × |
| 17 | ※17以下は利害関係人としての権限 | 受託者の職務の引受けの催告権 | なし | ○ |
| 18 | | 裁判所に対する信託管理人の選任請求権 | 第8条 | ○ |
| 19 | | 裁判所に対する信託管理人の解任請求権 | なし | ○ |
| 20 | | 裁判所に対する受託者監督人(仮称)の選任請求権 | なし | ○ |
| 21 | | 信託財産に関する書類の閲覧等請求権 | 第40条第1項 | ○ |
| 22 | | 裁判所に対する受託者の選任請求権 | 第49条第1項・第2項 | ○ |
| 23 | | 裁判所に対する信託財産管理人等の選任請求権 | 第48条 | ○ |
| 24 | 信託の基礎的な変更に関する権利 | 信託の変更(信託目的に反するもの)の合意権 | なし | ○ |
| 25 | | 信託の変更(信託目的に反しないもの)の合意権 | なし | × |
| 26 | | 裁判所に対する信託の変更請求権 | 第23条 | ○ |
| 27 | | 信託の併合(仮称)(信託目的に反するもの)の合意権 | なし | ○ |
| 28 | | 信託の併合(仮称)(信託目的に反しないもの)の合意権 | なし | × |
| 29 | | 裁判所に対する信託の併合(仮称)請求権 | なし | ○ |
| 30 | | 信託の分割(仮称)(信託目的に反するもの)の合意権 | なし | ○ |
| 31 | | 信託の分割(仮称)(信託目的に反しないもの)の合意権 | なし | × |
| 32 | | 裁判所に対する信託の分割(仮称)請求権 | なし | ○ |
| 33 | | 信託の終了の合意権(委託者及び受益者の合意) | 第57条 | ○ |
| 34 | | 裁判所に対する信託の終了請求権 | なし | ○ |
| 35 | 法律行為の当事者としての権利・義務 | 報酬支払義務 | 第35条(解釈上) | × |
| 36 | | 信託契約の無効・取消し | なし | ○ |
| 37 | 財産出捐者としての地位 | 信託終了時に帰属権利者が存しない場合における信託財産の帰属 | 第52条 | ○ |

1 について

[意見]

信託の監視・監督機能について、受託者の選任、辞任及び解任に関する権利並びに利害関係人に認められる権利を除き、委託者には付与しないものとする点につき、直ちには賛成できない。

むしろ、原則として従来通りの権限を残し、信託行為の定めにより上記権利以外は付与しないものとすることができるとすべきである。

[理由]

信託上の利害関係を最も強く持つ者は受益者であるから、受益者に監督権能を付与すれば委託者には不要ということも一面同意できる。

しかし現行制度において、信託目的達成のために委託者に認められている、受益者や信託財産の保護を図る権能の必要性は依然として大きい。特に障害者等を受益者とする信託においては、委託者のその権能を放棄することはできない。信託管理人を選任すれば良いとの意見もあるが、委託者がいるにもかかわらずそのためにさらに費用をかけなければならないというのは効率的でない。もともと信託においては、委託者が受託者を選定したのであるから、その監督については委託者の方がより監督しやすく、また信任関係も委託者と受託者との間にあったものである。したがって、監督権能を維持すべき信託を原則とすべきであり、信託行為に別段の定めがあるときはこの権能を付与しないことができるとすべきである。

2 について

[意見]

賛成する。

[理由]

相当である。

(注1)、(注2)、(注3) について

[意見]

賛成する。

[理由]

相当である。

[信託の変更関係]

第54 信託の変更について

1 信託の変更の要件

信託の変更（第55及び第56に該当するものを除く。以下この第54において同じ。）は、委託者、受益者及び受託者の合意により行うことができるものとする。

2 1の例外

1の例外として、下記の趣旨の規定を整備するものとする。

(1) 次のa又はbに掲げる要件を満たすときは、それぞれa又はbに定めるものにより信託を変更することができるものとする。この場合において、受託者は、aに定めるところにより信託の変更がされたときは委託者に対し、bに定めるところにより信託の変更がされたときは委託者及び受益者に対し、変更された内容を、遅滞なく、通知しなければならないものとする。

a 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受益者及び受託者の合意

b 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき
受託者の決定

(2) 次のa又はbに掲げる要件を満たすときは、それぞれa又はbに定める者は、受託者に対して、信託の変更を請求することができるものとする。

この場合において、bに定める者が受託者に対して信託の変更を請求したときは、受託者は、委託者に対し、変更された内容を、遅滞なく、通知しなければならないものとする。

a 受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 委託者及び受益者

b 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき
受益者

3 1及び2の例外

1及び2にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

4 裁判所に対する変更の請求

信託行為の当時予見することができない特別の事情が生じた場合における裁判所に対する変更の請求については、次のとおりとするものとする。

(1) 【甲案】

信託行為の当時予見することのできない特別の事情によって信託財産の管理方法が信託の目的に適合しなくなることとなったときは、委託者、受益者又は受託者は、その変更を裁判所に請求することができるものとする。

【乙案】

信託行為の当時予見することのできない特別の事情が生じた場合においては、委託

者、受益者又は受託者は、信託財産の管理方法の変更に限定することなく、より広い範囲の信託の変更を裁判所に請求することができるものとする。

(2) (1)は、(1)により変更された信託行為について準用するものとする。

(注1) 2(2)の請求は形成的効果を生じさせるものであり、2の請求がされた場合において、信託の変更は、請求に係る通知が受託者に到達した時に、その効力を生じるものとする。

(注2) 3の信託行為の別段の定めにより変更することができる事項の範囲について、制限を設けることとするかどうかについては、なお検討するものとする。なお、3の信託行為の別段の定めにより変更することができる事項の範囲について制限を設けることとする場合には、いわゆる合同運用の信託において、各信託の受益者の多数決によって信託の変更をすることが一定の範囲で制限されることになる。

(注3) 4において乙案を採用した場合には、裁判所に変更を請求することができる事項(例えば、受益債権の変更に係るものを除くこととするなど)、裁判所に請求するための要件(例えば、緊急性の要件を設定するなど)等について、なお検討するものとする。

(注4) 4において乙案を採用した場合には、当事者は、必ず変更内容を提示して請求をしなければならないこととし、裁判所が行う判断は、提示された内容の許可・不許可だけであり、内容が合理的ではないと判断した場合においても、裁判所が職権で変更することまでは要求されないこととすることが合理的であると考えられるかどうか。

<現行法の関連条文> 第23条

1、2について

[意見]

いずれも賛成する。

[理由]

信託行為の変更については受託者が合意することを要件とすべきではないという見解があるようだが、受託者は専門家であることが期待されているとはいえ、信託行為は委託者と受託者の間の契約と構成されるのであるから、受託者の信託行為に関する承諾があって初めて信託設定がなされるのであり、そのように受託者が承諾した内容の枠組みに変更を加える場合には、契約の当事者である受託者の承諾を要すると解するのが妥当だろう。委託者及び受益者が信託行為の変更を望んでいるにもかかわらず受託者がこれに合意せず、それが受託者の忠実義務に違反するような場合には、受託者の解任を行うことにより対応すれば足りると考える。

また、信託行為の変更の通知を受ける者は、かかる変更が当該者の利害に関係し

ないため変更手続の当事者とならないのだから、通知は必ずしも事前であることを要せず、事後に遅滞なく通知を受ければ足りると考える。

3について

[意見]

基本的に賛成するが、信託行為により変更できる範囲には一定の限界があると考えられる。

[理由]

信託行為の変更は委託者・受託者・受益者の三者の合意によるのが原則であり、その例外は2の(1)、(2)であるが、信託行為によりこれら以外にも三者の合意を要しない場合を規定することはできると考えられる。但し、それが、特定の者に信託行為の変更を委ねるものである場合は、契約内容の変更権を相手方や第三者に与えるのと同様の問題点があり、一定の場合は許されないと考える。

そもそも変更は撤回よりも大きな変化を含むものであるから、撤回可能信託が許容されるとしても、そのことは、信託の変更に関し特定の者に無限の権限を与えることを可とする理由にはならない。例えば、受け取る手数料の率を受託者が自由に変更できる条項は、多くの場合、不当といえる。ちなみに、事業者対消費者の契約では、事業者が契約内容の一方的変更権限を認める条項は不当条項として無効となる(消費者契約法第10条)。

信託では受益者が加わるので、信託の変更は二当事者間の契約の変更とは異なるものの、意思に起因して権利義務が発生する関係は共通であり、その変更権限を特定の者に与える場合、二当事者間の契約の場合と同様、変更できる範囲には限界があるといえる。その限界を示す基準は、信託の同一性であると考えられる。同一性に影響を与える変更としては、具体的には次のものが考えられる。

信託の目的の変更

受益者に対する新たな補償責任の創設

受益権の譲渡性の制限

受託者の責任の全部又は一部の免除

信託の併合又は分割

受益債権の内容の重要な変更

このような事項についての変更権限は、信託行為によっても、受託者又は第三者に与えることはできないとするべきである。

4について

[意見]

甲案に賛成する。

[理由]

たとえ、信託行為の変更を裁判所に申立てるにつき、申立人は必ず変更内容を提示しなければならず、裁判所が行う判断は提示された内容の許可・不許可だけであり、内容が合理的ではないと判断した場合において、裁判所が職権で変更することまでは要求されないとしても、信託行為の規定は多種多様と思われるので、申立人により提示された変更内容の当否さえも裁判所が判断することが困難な場合があり得る。たとえば、再生計画・更生計画は、その内容が千差万別であっても、手続全体が裁判所の監督下にあるため、裁判所は提示された計画内容の許可・不許可を判断するための資料は一応有していると考えられるが、一般的に裁判所の監督下でない信託関係において、裁判所に同様の機能を要求するのは酷だろう。借地借家法において借地条件の変更のため裁判所の代許可を申立てられるのも、建物の種類、構造、規模又は用途を制限する特約という限定された事項の変更に関するものなので、信託行為の変更についても、現行法第23条のように「信託財産の管理方法」の許可・不許可など裁判所の定型的な判断に馴染む事項に限定すべきである。

また、信託の管理方法の変更以外の変更については、事情変更の原則の適用で十分である。特に、委託者のイニシアティブにより信託の変更が緩やかに認められることは、信託の投資ビークルとしての適格性を損なうおそれがある。

(注1)について

[意見]

賛成する。

[理由]

相当である。

(注2)について

[意見]

上記3のとおり。

(注3)、(注4)について

[意見]

上記4のとおり、乙案を採用すべきではない。

第55 信託の併合（仮称）について

1 定義

「信託の併合」（仮称）とは、2に定めるところに従い、同一の受託者に係る複数の信託の信託財産を一の新たな信託における信託財産とすることをいう。

2 信託の併合（仮称）手続

(1) 受託者は、信託の併合（仮称）をするには、一定の事項を明らかにしてしなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(2) 第54（2(2)を除く。）は、信託の併合（仮称）について準用するものとする。

(3) 受託者は、信託の併合（仮称）がされる前に、信託財産について信託前の原因によって生じた債権又は第12の1の(2)から(4)までに規定する受託者の行為により生じた債権を有する者に対し、信託の併合（仮称）に異議があれば一定の期間（1月を下回ってはならないものとする。）内に述べるべき旨を官報に掲載して公告し、かつ、債権者（信託財産のみを責任財産とする債権を有する者に限る。）であって知っているものに対しては各別にこれを催告しなければならないこと等を内容とする債権者保護手続を設けるものとする。

(4) (3)にかかわらず、信託の併合（仮称）をしても債権者を害するおそれのないことが明らかである場合には、(3)の手続を要しないものとする。

(5) 信託の併合（仮称）がされる前に信託財産について信託前の原因によって生じた権利又は第12の1の(2)から(4)までに規定する受託者の行為により生じた権利を有する者は、信託の併合（仮称）がされた後においては、新たな信託行為における信託財産に対し強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することができるものとする。

(注1) (1)の一定の事項としては、例えば、

a 信託の併合（仮称）をする理由

b 新たな信託行為における受益権の内容が従前の信託行為における受益権の内容と異なるときは、その旨及び理由

c 他の信託行為の内容

d 受益者に対して金銭その他の資産を交付するときは、当該資産の内容及びその価額

e 信託の併合（仮称）をする時期

f 信託行為及び他の信託行為に係る信託財産の収支その他の信託財産の状況に関する事項を規定することが考えられる。

(注2) (3)の債権者保護手続においては、債権者が(3)の期間内に異議を述べなかったときは、信託の併合（仮称）を承認したものとみなすこととし、債権者が異議を述べたときは、信託の併合（仮称）をしても異議を述べた当該債権者を害するおそれがないことを証明しない限り、受託者は、弁済し、若しくは相当の担保を

提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないものとする。

<現行法の関連条文> なし

1、2について

[意見]

賛成する。但し、信託の併合の手續規定は、信託行為の変更の規定を準用するのではなく、別個に設けるべきである。

[理由]

信託の併合を（広義の）信託行為の変更と解することは可能だろうが、その手續を第54に提案された（狭義の）信託行為の変更に関する手續（以下「信託変更手續」という。）に準用するのは無理があるように思われる。

まず、信託変更手續は、原則として、委託者、受益者及び受託者の三者間の合意により行うものとするが、これを信託の併合に準用する場合、当該合意に先立ち、(注1)記載の各事項など（以下「併合条件」という。）が明らかにされることになろう。

しかしながら、併合条件のうち、a、c及びfは、合意により定められる事項ではないと考えられる。これら事項の内容は受託者のイニシャティブにより定められるものと思われるが、その場合、かかる内容をどのタイミングにおいて、だれに対し開示するかという点が手續上明らかにされるべきと考える。

また、合意の対象となるb、d及びeも、上記三者間の合意により定めるといふより、他の信託における委託者、受益者及び受託者（受託者を異にする信託の場合）の意思との調整が必要と思われ、そのための手續規定が必要となろう。

つぎに、信託変更手續は、例外として、上記三者のうち、変更により利害を有さない者を除いた者の合意（又は、単独の意思）により行うことができるとするが、信託の併合という信託関係全般に影響をおよぼすような事項の手續の例外とする基準はもう少し明確なものが望ましいと考える。

なお、信託の併合における債権者保護手續を、会社の合併と平行な制度として設けるのは妥当と思われる。

(注1)、(注2)について

[意見]

賛成する。

[理由]

相当である。

第56 信託の分割（仮称）について

1 定義

- (1) 「新規信託分割」（仮称）とは、2に定めるところに従い、信託に係る信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託における信託財産とすることをいう。
- (2) 「吸収信託分割」（仮称）とは、3に定めるところに従い、信託に係る信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託における信託財産の一部とすることをいう。

2 新規信託分割（仮称）の手續

- (1) 受託者は、新規信託分割（仮称）をするには、一定の事項を明らかにしてしなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) 第54（2（2）を除く。）は、新規信託分割（仮称）について準用するものとする。
- (3) 新規信託分割（仮称）がされる前に信託財産について信託前の原因によって生じた権利又は第12の1の（2）から（4）までに規定する受託者の行為により生じた権利を有する者は、新規信託分割（仮称）がされた後においては、新たな信託行為に係る信託財産に対しても強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することができるものとする。

3 吸収信託分割（仮称）の手續

- (1) 吸収信託分割（仮称）をするには、一定の事項を明らかにしてしなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) 受託者にあつては第55の2の（3）の債権者保護手續をしなければならないものとする。この場合において、第55の2の（4）を準用するものとする。
- (3) 2の（2）及び（3）の規定は、吸収信託分割（仮称）について準用するものとする。
（注1） 2（1）の一定の事項としては、例えば、
 - a 新規信託分割（仮称）をする理由
 - b 新たな信託行為における受益権の内容が従前の信託行為における受益権の内容と異なるときは、その旨及び理由
 - c 受益者に対して金銭その他の資産を交付するときは、当該資産の内容及びその価額
 - d 新規信託分割（仮称）をする時期
 - e 信託財産の収支その他の信託財産の状況に関する事項を規定することが考えられる。
（注2） 3（1）の一定の事項としては、例えば、
 - a 吸収信託分割（仮称）をする理由
 - b 新たな信託行為における受益権の内容が従前の信託行為における受益権の内容と異なるときは、その旨及び理由
 - c 他の信託行為の内容

d 受益者に対して金銭その他の資産を交付するときは、当該資産の内容及びその価額
e 吸収信託分割（仮称）をする時期
f 信託行為及び他の信託行為に係る信託財産の収支その他の信託財産の状況に関する事項を規定することが考えられる。

（注3）信託の分割（仮称）に伴い、信託債権の全部又は一部が、新たな信託行為に係る信託財産に属する債務に係る債権となり、従来の信託行為に係る信託財産に属する債務に係る債権とならないこととするための債権者保護手続を設けることとするかどうかについては、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> なし

1、2について

[意見]

賛成する。但し、信託の分割の手続規定は、信託行為の変更の規定を準用するのではなく、別個に設けるべきである。

[理由]

信託の併合に関する提案に対して意見したとおり、信託分割手続においても、新たな信託における委託者、受益者及び受託者（受託者を異にする信託の場合）の意思との調整が必要と思われる。

（注1）（注2）、（注3）について

[意見]

賛成する。

[信託の終了関係]

第57 信託の終了事由等について

1 信託の終了事由

信託の終了事由は、次のとおりとするものとする。ただし、b及びeについては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

- a 信託の目的を達成したとき又は信託の目的の達成が不能になったとき。
- b 委託者及び受益者が共同して、受託者に対して信託の終了を請求したとき。
- c 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を継続することが信託の本旨に適合しないこととなった場合において、裁判所が、委託者、受益者又は受託者の請求により、信託の終了を命じたとき
- d 受託者が受益権の全部を固有財産で取得した場合において、当該受託者が受益者と受託者を兼ねる状態を解消するのに必要な期間を超えて、受益権の全部を保有していたとき。
- e 受託者の全部が欠けてから新受託者が就任しないまま、1年を経過したとき。
- f 他の規定又は信託行為に定める終了事由が生じたとき。

2 受託者の損害賠償請求権

1 bの請求が、受託者に不利な時期になされたときは、受託者は、損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでないものとする。

(注1) 信託の設定が公益的見地から容認し難い目的をもってされたときなどにおいては、対処の方法として、新たな規定(例えば会社法第824条参照)を設けることとするかどうかについては、なお検討するものとする。

(注2) 1 eに関連して、受託者の一部が欠け、その任務を他の受託者が承継せず、かつ、新受託者が就任しない場合の取扱いについては、なお検討するものとする。

(注3) 信託の終了事由の対抗については、民法第655条を参考に規定を整備するものとするか、なお検討するものとする。

< 現行法の関連条文 > 第9条、第56条から第60条まで

1 について

[意見]

賛成する。但し、信託の終了時期について、外部的に公示する方法を手当てすべきである。

[理由]

aは、現行法第56条後段の終了事由と同一であり、現行法のこの規定について

は格別の批判はない。

bは、現行法第57条の「解除」の語を「信託の終了を請求したとき」に改めたもので、用語法としても妥当である。

cは、現行法第58条の「解除命令」を「信託の終了命令」に改めたもので、用語法としても適切である。また、現行法第58条については「利害関係人」からの申立てを認めるのは不適切であると批判されていたが、要綱試案では申立権者は委託者、受益者又は受託者に限られているので、この点も妥当である。ファイナンス目的の信託が途中で終了させられる危険があることについて格付の低下が懸念されているが、申立権者が限定されていることと、「信託行為の当時予見することのできない特別の事情により、信託を継続することが信託の本旨に適合しないこととなった場合」に限定されていることから、このような懸念は解消されるものと思われる。なお、この点に関して、反対に「予見することのできない特別事情」を削除して、予見することが可能であった場合にも、「信託を継続することにより委託者、受益者又は受託者に著しい損害が生じる場合」には、裁判所の判断によって信託の終了が可能ないようにすべきだとする意見もある。しかし、予見可能な事情については信託行為によって手当することが可能であり、ファイナンス目的の信託について上記のような懸念もあることを考慮すると、安易にこれを拡げるべきではない。

dは、単独受託者と単独受益者が同一人に帰属した場合に関する終了事由である。現行法第9条は、このような場合に「信託の利益を享受することを得ず」と規定しているが、このような状態になったときに直ちに信託が終了するのではなく、単独受益者となった受託者が、その受益権を直ちに譲渡すれば第9条違反にならないと解されている。dは、このような解釈を明文化したものであり、妥当である。

但し、「受益者と受託者を兼ねる状態を解消するのに必要な期間」が具体的にいかなる期間を想定しているのか不明であるし、いずれにしろ、その場合の信託終了時期は不明瞭とならざるを得ないという問題がある。

eは新しい終了原因である。受託者の長期不在は、aの「信託の目的達成不能」に該当するとも云えるが、このような終了原因を明記することも妥当である。

fは、現行法第56条前段と同旨であり、妥当である。

なお、信託債権者その他の第三者の取引の安全の見地からも、信託の終了時期は外部的に公示される必要があると考えられることから、その公示手段を検討すべきである。

2について

[意見]

賛成する。

[理由]

現行法第57条が、委任の解除に関する民法第651条第2項を準用しているのと同旨である。受託者の解任の場合(第37)及び費用等の補償請求権(第32)と同様に、信託財産・受益者から満足を受けることができるものとするのが相当である。

(注1)、(注2)、(注3)について

[意見]

いずれも賛成する。

[理由]

(注1)は「なお検討する」と述べるにとどまっているが、公益的見地から信託の設定が容認し難い場合に対処できるように、会社の解散命令の制度(会社法第824条)に倣った規定を設けるべきである。

受託者の一部が欠けて信託財産管理人が選任されている場合は、「受託者の全部が欠けて、新受託者が就任しない」状態とは異なるから、その取扱いについて別途検討すること(注2)は相当である。

信託の終了事由の対抗について、委任の終了の事由の対抗要件に関する民法第655条を参考に、規定を整備することは相当である。

第58 信託の清算について

1 清算目的の信託

信託の終了事由（第57参照）が生じた場合においても、信託は、清算のため、清算事務の終了に至るまで、なお存続するものとみなすものとする。

2 清算受託者の職務

(1) 信託の終了事由が生じた以後の受託者（以下「清算受託者」という。）の職務は、次のとおりとするものとする。

a 現務の終了

b 信託財産に属する債権の取立て及び信託財産に属する債務の弁済

c 帰属権利者等（4(2)参照）に対する残余財産（bの債務の弁済後に残存する信託財産をいう。以下同じ。）の引渡し

(2) 清算受託者は、信託の清算を達成するために必要な一切の行為を行う権限を有するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

3 帰属権利者等への残余財産の給付の制限

清算受託者は、信託財産に属する債務の弁済をした後でなければ、帰属権利者等（4(2)参照）に残余財産を引き渡すことができないものとする。ただし、当該弁済に必要な財産を留保したときは、その余の財産を引き渡すことができるものとする。

4 残余財産の帰属

(1) 残余財産は、信託行為において次に掲げる者として指定されたものに帰属するものとする。

a 残余財産の帰属すべき者（以下「帰属権利者」という。現行法第62条参照）

b 残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者（以下「残余財産受益者」という）。

(2) 帰属権利者若しくは残余財産受益者（以下「帰属権利者等」という。）の指定がない場合又は帰属権利者等の指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合（5(2)、第49参照）には、委託者が帰属権利者に指定されていたものとみなすものとする。

(3) (1)及び(2)により残余財産の帰属が定まらないときは、残余財産は、清算受託者に帰属するものとする。

5 帰属権利者の権利義務等

(1) 帰属権利者は、信託の終了事由が生じた後は、受益者としての権利義務を有するものとする。

(2) 帰属権利者の利益の享受及びその権利の放棄については、受益者と同様とするものとする（第43、第49参照）。

(3) (2)にかかわらず、委託者である帰属権利者は、その権利を放棄することができな

いものとする。

6 最終計算

- (1) 清算受託者は、その職務を終了したときは、遅滞なく、信託事務の最終の計算を行い、受益者及び帰属権利者に対し、その承認を求めなければならないものとする。
- (2) 次に掲げる場合には、受益者及び帰属権利者に対する清算受託者の責任は免除されたものとみなすものとする。ただし、清算受託者に不正の行為があったときは、この限りでないものとする。

a 受益者及び帰属権利者が(1)の計算を承認した場合

b (1)の計算の承認を求められた時から1月以内に受益者又は帰属権利者が異議を述べなかった場合

(注)条件付債権等に係る債務の弁済については会社法第662条を、信託財産の競売については商法第524条を参考に、それぞれ所要の規定を整備するものとする。

<現行法の関連条文> 第61条から第65条まで

1 について

[意見]

賛成する。

但し、受託者の全部が欠けてから新受託者が就任しないまま、1年を経過したことによる信託の終了(第57の1e)の場合には、利害関係人の請求により、裁判所が清算受託者を選任することができることを明らかにすべきである。

[理由]

清算目的の信託が存続することは現行法第63条とほぼ同旨であって、相当である。(「原信託」が存続するのか、「復帰信託」が生じるのか、が議論されていたが、要綱試案は「原信託」の存続として位置づけたものと解される。)

第57の1eでは、受託者の長期不在により信託が終了する旨を定めているが、この場合には清算受託者が存在しないから、利害関係人の請求により裁判所がこれを選任することができるものとしないと、清算業務が遂行されず不都合が生じてしまう。したがって、信託の終了後においても、信託終了前と同様(第40の2)裁判所による清算受託者の選任が可能であることを明らかにすべきである。

なお、清算受託者として選任された者は、就任した時点で存する信託財産に属する債務について、第41の3(2)によって、信託財産のみをもって弁済の責任を負うものと解されるが、この点も明確にすべきである。

2 について

[意見]

賛成する。

但し、清算受託者の義務について、清算前の受託者と全く同じであるのか規律を明確にすべきである。

[理由]

清算受託者の職務については、現行法第65条が、信託終了時に信託事務の最終の計算をして受益者の承認を得べきである旨を規定しているだけで、必ずしも明確ではなかった。要綱試案はこれを明確にするもので、内容的にも相当である（会社法第481条とほぼ同旨である。(2)は会社法上の清算人については規定がないが、このような権限があることは当然である。）なお、未履行の受益債務の弁済について触れられていないのは、第51において受益債権と信託債権との優先劣後関係が検討されているためであろうが、立法時にはこの点を踏まえた規定が加えられるべきである。

但し、清算受託者が清算事務の遂行につき善管注意義務を負うべきことは当然としても、忠実義務等について、清算前と全く同様の義務を負うのか、清算段階においても全く同様に相殺制限（第14、第19）に服するのか、といった点については、別途検討する必要があるというべきである。

また、「債務の弁済」をなすにあたり、受益債権のうちいかなる性質の受益債権について弁済すべきであるのか、デフォルトルールとしての規律を明らかにすべきである。

3について

[意見]

賛成する。

[理由]

本文は当然の規定である。但書によって留保した財産が、万一、弁済未了の債務の弁済に足りなかった場合には、清算受託者が固有財産をもって弁済する責任があることを前提とするものと解されるが、この点も明確にすべきである。

4について

[意見]

賛成する。

[理由]

残余財産は、第一に信託行為によって帰属すべき者を指定し、指定がないときは委託者に帰属すべきことは、現行法第62条と同旨である。指定を受けた者が権利を放棄した場合にも、指定がない場合と同様に、委託者に帰属することを確認的に規定していることも妥当である。帰属すべき者の指定もなく、そのような場合の受け皿であるはずの委託者が死亡し、相続人もいない場合などには、国庫に帰属させ

るのも一法ではあるが、それよりも関係の深い清算受託者に帰属する旨を定めている点も妥当である。但し、清算受託者が残余財産を放棄する余地も認めるべきではないかと考える（その場合には国庫に帰属することとなろう）。

5について

[意見]

賛成する。

[理由]

(1)は、現行法第63条と同旨であり、妥当である。信託行為により一方的に指定された帰属権利者がその権利や利益を放棄できることも当然である。また、前記4(2)により最終的な権利帰属者と目される委託者が、帰属権利者としての権利を放棄できないことも妥当である。

6について

[意見]

賛成する。

[理由]

(1)は、現行法第65条と同旨であり、(2)は現行法第55条第2項とほぼ同旨である。帰属権利者の承認も要求している点が異なるが、残余財産の有無やその価額について利害関係のある帰属権利者の承認を必要とすることは妥当である。また、受益者や帰属権利者が承認も異議も述べない場合に、一定期間経過後に承認と同様の効果を与えることも相当である。

但し、最後計算の承認による免責効の及ぶ範囲について、善管注意義務違反に基づく責任等について免責されるか否かを明確にすべきである。

(注)について

[意見]

賛成する。

[理由]

条件付債権等に係る債務の弁済については、債権を評価させるために裁判所に鑑定人の選任の申立てをしなければならないとする会社法第662条を参考に所要の規定を整備すること、並びに、信託財産の競売については、商人間の売買において買主が目的物の受領を拒否した場合等の競売と代価供託に関する商法第524条を参考に所要の規定を整備することは、いずれも妥当である。

第59 信託財産の破産に関する規律の整備について

新たな信託類型として有限責任信託（仮称）（第66 参照）を創設する場合には、信託財産がその債務に比して過少となったときにおける信託に係る債権者の公平弁済を確保するため、相続財産の破産に倣って、信託財産の破産に関する規律を整備するものとする。

（注）信託財産の破産に関する規律を一般の信託についても整備するものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> なし

[意見]

有限責任信託（仮称）の場合の破産手続のみならず、一般の信託の場合も含めて、信託財産の清算手続として破産手続を整備すべきである。

しかしながら、「相続財産の破産に倣って」とするが、これは単に法主体性が認められない財産に現行法上破産手続が認められているのが相続財産というだけであり、具体的な破産手続を制定するには、信託財産固有の問題点も踏まえて、検討をすることが必要である。

しかるに、信託財産の破産に関する規律を整備するにあたっては、いまだ議論が尽くされていないと思われる様々な問題があると考えられ（そもそも、要綱試案自体に具体的な規律が何ら示されていないことから議論が不十分であることは明らかである）倒産法制全体の法体系との整合性を図りつつ、多岐にわたる信託財産固有の問題点について適切な規律を整備するためには相当の時間をかけた検討を要するものと思料される。もとより、具体的な規律を設けずに解釈に委ねるような立法を行うならば、実務上、深刻な混乱を招くものと懸念されるところであり、かかる事態は厳に避けられなければならない。

したがって、今後、十分な検討と議論を経たうえで立法がなされることを強く要望する。

[理由]

1. 有限責任信託（仮称）についての破産手続の必要性

有限責任信託（仮称）の場合、信託債権者の責任財産は、信託財産に限定される以上、その公平弁済を確保し、信託債権者の保護を図るためには、倒産状態にある信託財産の清算に関する手続（法的倒産処理手続）を整備することが必要である。また、信託契約の効力発生時に債務の引き受けを可能とし、事業信託についてもその可能性を認める（第1の3）のであれば、信託財産について倒産手続を制定しなければならない。

したがって、有限責任信託（仮称）を創設する場合には、上記信託の意義ともあいまって、信託財産の清算手続として破産手続を創設すべきである。

2. 一般の信託における破産手続の必要性の有無

(注)では、信託財産の破産に関する規律を一般の信託についても整備するものとするかどうかについては、なお検討するものとしているが、信託財産が受託者の一般財産から相対的に独立している以上、信託財産それ自体の破産手続を整備すべきである。

確かに、現行法上、法人格のない財産について破産能力を認めているのは、相続財産のみである。したがって、受託者の固有財産を責任財産とする一般の信託における信託財産に、破産能力を認めるべきか、疑問なしとはしない。しかし、破産手続が整備されておれば、信託財産に破産原因が生じた場合に、関係者はどのようなリスクを負担することになるのかを明確に理解することが可能となる。これは、信託制度の利用を促進することになると思われる。

さらに、補足説明でも述べられているとおり、「信託財産と固有財産の双方の財務内容が徐々に悪化している場合には、信託債権者は、信託財産だけを財務状態がより良好な間に清算して配当を受けたいという期待を有するもの」と考えられる。この場合、信託契約の当事者ではない信託債権者が、破産原因が存することを疎明した上で、信託関係を終了させることが必要であると思われる。そのためにも、一般の信託財産についての破産手続を創設すべきである。

3. 信託財産破産の規律細目（要綱試案記載のもの）

(1) 信託財産の破産の対象となる信託の範囲の限定の要否について

補足説明では、「信託財産の破産に関する規律を整備するとしても、その範囲を限定することが考えられる」として、「信託が事業を目的とするもの」のみに破産能力を認めるとの見解と、破産手続の対象となる信託の範囲は限定しないとの見解が紹介されている。

破産能力の有無という手続要件は、出来るだけ明確なものが望ましいところ、事業目的信託に限定する場合、明確な事業に関する信託設定行為がない限り、破産能力を否定することにつながりかねない。

ところが、近時は、私的整理の法的構成につき、信託構成をとって法律関係を理解する見解が増えていることなどを考えると、当事者に明確な信託設定意思がなくても信託法理を適用する場面が生じてくるものと思われる（なお、最判平成14年1月17日判決、平成15年6月12日判決等）。とすれば、補足説明の事業目的の認定の有無を巡る争いを避ける、事業目的以外の場合の破産的処理の必要性から、破産手続の対象となる信託範囲は限定すべきではないと考える。

(2) 破産手続開始の原因について

補足説明では、有限責任信託（仮称）については、債務超過のみを破産原因とするとされている。しかし、信託財産の破産原因は、一般的な破産原因である支払不能も認めるべきである。

確かに相続財産破産の場合には破産原因は、債務超過のみである。これは相続財産には、信用や技能ないし労力を評価することができないから、財産のみを基準として評価される債務超過という状態をもって破産原因とすることによる。ただ、債務超過という破産原因については、「外部の債権者が、債務者の資産及び負債を評価して債務超過を発見することは困難である。したがって、債務超過という破産手続開始原因がその役割を果たすのは、主として債務者による自己破産手続申立て、又は19条による準自己破産申立ての場合と思われる（伊藤 眞『破産法第4版』77頁）とされている。

補足説明は、「信託財産に基づいた事業が行われる場合には、その収益力を観念することは一応は可能であるが、受託者自身の収益力等と切り離して信託財産の収益力、信用などを把握することは必ずしも容易ではないと考えられる」として、「支払不能については、相続財産の破産と同様に、信託財産の破産の破産手続開始の原因とはしない」という結論を導き出している。

この補足説明は、相続財産破産の場合に唯一の破産原因として債務超過を規定したのは、法主体たる相続人から分離された相続財産につき、信用等が観念できないためという一般的な理解とは全く異なり、「受託者自身の収益力」を切り離して把握することが困難であるという理由で、破産手続の一般的な開始原因である支払不能を排除するものであって、疑問が残るといふべきである。

とりわけ、補足説明が当面の対象とする有限責任信託（仮称）については、支払不能を破産原因から排除することは、信託債権者に対する債務を一般的に継続的に支払っていない有限責任信託について、信託債権者が支払停止、或いは支払不能以外に、債務超過を立証することを要求することになる。これは、信託債権者の犠牲において、支払不能状態の有限責任信託の存続を認めることになり、不当であると考えられる。

(3) 破産財団の範囲について

補足説明は、「信託財産の破産においては、相続財産の破産と同様に、破産者に当たる概念は存しないことにかんがみると、相続財産の破産と同様に、信託財産に属する一切の財産が破産財団に属することになるものと考えられる。」とする。この点は、当然のことであり賛成する。

なお、受託者に対する損失補てん責任については、その請求権は破産財団の財産上の請求権であるから、これは破産財団に属することになり、破産管財人が、この請求権を行使することになる。

(4) 破産債権の範囲について

補足説明は、信託財産の破産においては、信託財産を責任財産とする債権、すなわち、破産手続開始前の原因に基づいて生じた信託債権及び受益債権であって、財団債権に該当しないものを破産債権とすることになるとする。

この点は、当然のことであり、賛成する。なお、信託債権と受益債権との破産手続における優先関係は、第51で述べたとおりである。

なお、受託者の費用等の補償請求権についても、破産債権である性格を有しており、少なくとも有限責任信託の場合には、破産債権と認めるべきである。

4. 信託財産破産の規律細目（要綱試案に記載のないもの）

補足説明は、「相続財産の破産に倣って」とするが、現在の相続財産破産の規定と補足説明との対照を行ったものが、別紙信託財産の破産手続検討表である。この検討表をもとに現在の相続財産破産手続に規定されている諸規定のうち、信託財産破産の場合で問題となるものをまず論じるとともに、信託財産固有の問題についてさらに検討することとしたい。

(1) 管轄

管轄については、信託財産所在地、受託者住所を管轄裁判所とすべきであろう。

(2) 破産手続の申立権者

信託債権者は当然のこととして、受託者に破産申立権を認めるべきか。また、受益者についてはどうか。

受託者は、費用等の補償を受ける権利について満足を受けることが出来ないときには、一定の手続を経て信託を終了させることができる（第32（注4））。また、受託者は、信託財産を信託目的に従い管理している者であるから、受託者は破産申立権を有すると解すべきである。

次に、受益者は、受益債権を有していることから、申立権者といえよう。

(3) 破産手続開始の申立期間

相続財産の場合、相続人の財産と分離されていることが必要であるから、申立期間の限定がなされている。受託者が分別管理義務を負担する信託の場合には直ちに適用はないと思われる。

存続中の合名会社、合資会社について、支払不能又は債務超過の準用を否定している破産法16条2項にあわせて、存続中の一般の信託財産について、受託者がその固有財産をもって信託債権者の責任財産とする以上、債務超過を理由とする破産の申立ては制限すべきであろう。

これに対し、信託財産の清算手続中であれば、一般の信託財産についても破産申立を認めるべきであると考えられる。

(ア) 説明義務者

信託財産の破産の場合に説明義務の規定を設けることは当然であろう。この場合、説明義務を負うのは、受託者とその代理人、受託者から事務委託を受けた受任者、それらの従業員等のみと考えるべきであろうか。なお、受託者らについて、居住制限や引致の規定が必要であろうか。

(イ) 否認権に関する規定の適用関係

否認に関する規定のうち、破産者の行為を受託者と読み替えることは当然必要である。

(ウ) 受益権に関する特別の否認権

受遺者に対する否認（破産法第235条）につき、伊藤眞「破産法」第4版426頁によると、「破産債権者を害するとは、弁済などの時に破産財産が債務超過の状態にあり、受遺者に対する弁済によって破産債権者たるべきものが完全な満足を受けられなくなることを意味する。この場合の否認は、否認の一般原則と異なって、支払不能などの事実に関する受益者の悪意の主観的要件を問題とせず、破産債権者に対する責任財産の減少という、客観的要件のみに軽減して否認を認める趣旨である。」とする。

受益者に対する受益債権の弁済について、同様の規定を設けるべきか。仮に、受益権者に対する特別の否認権を認めるとして、その場合、受遺者と同じく、客観的要件のみで規定可能であろうか。

(エ) 受託者の権限違反行為の取消しと否認権

要綱試案では第31で、受益者は、受託者の権限違反行為を取り消すことを認めている。この制度は、受託者の第三者との取引行為を事後的に取消し、もって信託財産を拡充するというものであるから、否認権とその効果が類似する。

しかしながら、第31における相手方の認識は、受託者の権限であり、これに対し否認権の場合には破産原因たる事実であって、相手方の認識対象は異なる。しかし、信託財産が破産手続に移行している以上、第31の受益者の取消権を維持する必要はないと考えられる。そこで、この二つの制度をどのようにすべきか問題となるが、破産法の詐害行為取消、債権者代位の場合（破産法第45条）と同様に訴訟手続の中断規定を設けるべきであると解される。

[いわゆる民事信託を主として念頭に置いた規律関係]

第60 受益者を指定又は変更する権利について

信託行為の定めにより，受益者指定権又は受益者変更権（以下「受益者指定権等」という。）を有する者が存する場合にあっては，次の1から4までによるものとする。

ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めに従うものとする。

1 遺言による受益者指定権等の行使

受益者指定権等の行使は，遺言によってすることができるものとする。

2 受益者指定権等が行使された場合の効果

受益者指定権等の行使により受益者として指定された者は，受益の意思表示をすることなく受益権を取得するものとする。

3 受益者指定権等を有する者が死亡した場合

(1) 受益者指定権を有する者が受益者指定権を行使せずに死亡したときは，信託は終了するものとする。

(2) 受益者変更権を有する者が死亡したときは，受益者は，これにより確定するものとする。

4 受託者が受益者指定権等を有する者である場合の特則

(1) 遺言による受益者指定権等の行使

受託者は，遺言によって受益者指定権等を行使することはできないものとする。

(2) 受託者の死亡の場合

a 受託者が受益者指定権を行使せずに死亡した場合には，新受託者が受益者指定権を承継し，信託は終了しないものとする。

b 受益者変更権を有する受託者が死亡した場合には，新受託者が受益者変更権を承継し，受益者は，これにより確定しないものとする。

(注) 受託者は，受益者指定権等が行使された場合にあっては受益権を取得した者に対して受益権取得の事実を，受益者変更権が行使された場合にあっては受益権を喪失した者に対して受益権喪失の事実を，遅滞なく，通知しなければならないものとする。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めに従うものとする。

<現行法の関連条文> なし

1、2、3、4について

[意見]

いずれも賛成する。

[理由]

いずれも相当な規律である。

(注)について

[意見]

賛成する。

[理由]

受託者による通知によって、受益者として指定された者は受託者に対する監督的権能を行使できるようになり、また、受益者としての地位を失った者が不測の損害を被ることを防止できるが、他方において、仮に信託行為において上記の通知をしないものと定める場合には、受益者として指定された者に代わり委託者が受託者に対する監督的権能を行使することが期待でき、また、受益者としての地位を失う者は受益権喪失の事実の通知がなされないことを知悉しているため不測の損害を被るとは言い難いことから、かかる通知義務を排除することを信託行為において定めても弊害は生じないと考えられる。

第61 遺言代用の信託における第60の特則について

委託者の死亡を始期として信託から給付を受ける権利を取得する受益者(以下「死亡後受益者」という。)についての定めのある信託においては、委託者は、死亡後受益者を変更する権利を有するものとし、死亡後受益者は、委託者が死亡するまでは、受益者としての権利及び義務を有しないものとする。

ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(注)上記以外の事項については、受益者指定権等に関する一般的規律(第60参照)に従うものとする。

<現行法の関連条文> なし

[意見]

賛成する。

[理由]

遺言代用信託における委託者の意思は、遺言や死因贈与における遺言者等の意思と同様と考えられるので、変更権を留保するべきであると考えます。

また、委託者の意思を推測して、受益者としての権利義務を有しないことは妥当である。

第62 いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続について

信託行為の定めにより、受益権を複数の者に連続して帰属させる信託は、一般に有効に成立すると考えられるところ、いわゆる後継ぎ遺贈と代替的な機能を果たし得る信託（例えば、夫が生前は自らを受益者とし、自身の死亡後はまず妻を、妻の死亡後はさらに長男を連続して受益者とする旨を定める信託）の有効性については、どのように考えるべきか。

<現行法の関連条文> なし

[意見]

後継ぎ遺贈型の信託も有効と考えられる。但し、一定の限定を付すべきものと考ええる。

[理由]

後継ぎ遺贈が無効とされるのは、第一次遺贈において、処分権のない所有権あるいは期限つき所有権というものを観念せざるを得ないというところにある。しかし、信託においては、所有権は移転し、受益権のみが連続して移転するわけであるから、このような問題は生じない。相続法秩序の維持といっても、負担付き遺贈（遺贈するが、一定期間後には、〇〇に贈与することとするというようなもの。）は認められるのであるから、一定の限定を付するならば、大きく相続法秩序を破壊することにはならない。

しかし、これに一定の限定を付さないときは、永続的に連続する資産、世襲資産を認めることになる恐れがあり、また、遺留分の問題などに照らし、相当ではない。

したがって、委託者が存在を具体的に想定し得る範囲（たとえば、2次ないし3次の受益者までの指定、あるいは、信託設定時に生存する者に限った指定など）において認めるとすべきである（なお、後継遺贈においては2次相続についてはまでは認めるという有効説がある。）

第63 遺言信託について

1 遺言による信託の設定

現行法第2条の規定の趣旨を維持し、信託は、遺言により設定することができるものとする。

2 遺言信託における委託者の相続人の権利義務

遺言信託における委託者の相続人の有する権利義務は、次のとおりとするものとする。

【甲案】

相続人は、委託者としての権利義務を有するものとする。

【乙案】

相続人は、委託者としての権利義務を有しないものとする。

3 遺言信託の受託者の選任の請求

遺言により受託者に指定された者が信託の引受けをせず、又はこれを行うことができない場合（現行法第49条第2項参照）のほか、遺言によって受託者の指定がされていない場合についても、利害関係人は、裁判所に対して受託者の選任を請求することができるものとする。

（注）2の乙案も、遺言信託における委託者の相続人が法定帰属権利者（第58の4(2)参照）となることをその前提としている。

<現行法の関連条文> 第2条, 第8条第1項, 16条第2項, 第23条, 第27条, 第40条, 第41条, 第47条, 第49条, 第57条及び第58条

1 について

[意見]

賛成する。

[理由]

相当である。

2 について

[意見]

乙案に賛成する。

[理由]

民事信託においては、受益者のために財産を使いたいという強い希望の下に信託を行うにもかかわらず、将来委託者が死亡した場合に、その相続人が介入して来るというのは、委託者の意思に反するばかりでなく、受益者の利益にも反する恐れがある。委託者の相続人と受益者との間には利害相反関係の生ずる場合が多いと考え

られる。遺言信託においては特にその傾向が強い。

なお、受益者が障害者等で監督権能を十分行使できない場合には、信託管理人や保佐後見を利用することが考えられる。

3 について

[意見]

賛成する。

[理由]

相当である。

第64 契約による私益信託における委託者の相続人の権利義務について

契約による私益信託における委託者の相続人の有する権利義務は、次のとおりとするものとする。

【甲案】

委託者の相続人は、委託者が有していた信託法上の権利義務を相続により承継するものとする。

【乙案】

委託者の相続人は、委託者が有していた信託法上の権利義務を相続により承継しないものとする。

(注)乙案も、委託者の相続人が法定帰属権利者(第58の4(2)参照)となることをその前提としている。

<現行法の関連条文> 第8条第1項,第16条第2項,第23条,第27条,第40条,第41条,第47条,第49条,第57条及び第58条

[意見]

乙案に賛成する。

[理由]

第63において述べたところと同様である。

[いわゆる商事信託を主として念頭に置いた規律関係]

第65 営業信託の商行為性について

信託の引受けは、営業としてこれを行う場合には、これを商行為とするものとする。
<現行法の関連条文> 第6条

[意見]

賛成する。

但し、「弁護士による法律事務に関する法律事件の解決のための信託の引受けは営業には該当しない」という但書を設けるべきである。

[理由]

相当である。

なお、信託の引受けを営業として行うという表現は、信託業法第2条において、「信託業」とは、信託の引受けを行う営業をいう。」という表現とほぼ同一であるところ、営業という概念につき、反復継続性や対価性をもってこれに該当すると考え、したがって、仮に弁護士が法律事務に関する法律事件の解決のため受託者となる場合であっても、営業に該当し、したがって、信託業法に服すると考える考え方も存在しうると思われる。言うまでもなく、弁護士が一度ならず二度以上、高齢者や弱者のため、法律事務に関する法律事件の解決のため受託者となることを選択したとしても、弁護士が信託の引受けを反復継続し、信託引受けの営業をしているということはある得ず、また、弁護士が法律事務に関する法律事件解決のため受託者となり報酬を得たとしても、同じく弁護士が信託の引受けの営業をしているということはある得ない。

したがって、営業概念については、解釈論に委ねられるものではあると思われるが、信託法および信託業法の建付けが強く関連付けられている状況に鑑みると、「弁護士による法律事務に関する法律事件の解決のための信託の引受けは営業には該当しない」という但書を付することが、信託法改正に伴い今後民事信託の拡充を図るために必要である。

第66 有限責任信託（仮称）について

【甲案】

受託者の有限責任性を原則とする新たな信託の種類として、有限責任信託（仮称）を創設するものとする。

【乙案】

受託者の有限責任性を原則とする新たな信託の種類を創設しないものとする。

（注1）有限責任信託（仮称）にあつては、第三者が受託者に対して有する債権であつて、信託事務に関する取引により生じたもの、法定の原因により生じたもの等については、責任財産が信託財産に限定されることとなる。なお、受託者が不法行為（民法709条）により第三者に損害を与えた場合においては、当該受託者の固有財産も不法行為債権の責任財産となる。

（注2）仮に、有限責任信託（仮称）を創設することとする場合にあつては、一定の債権者保護のための措置を設けることが必要になると考えられるところ、その規律の骨子として、次のようなものが考えられるかどうか。

1 信託財産の確保のための措置

(1) 受託者は、一定の金額を超えて、受益者に対して信託財産の分配をすることはできないものとする。

(2) 受託者が(1)に違反して信託財産の分配をした場合には、受託者は、分配した財産に相当する金銭を信託財産にてん補しなければならないものとする。

(3) (2)の場合において、受託者は、当該分配を受けた受益者に対し、(1)に違反して当該受益者が分配を受けた財産に相当する金銭の支払を請求することができるものとする。ただし、当該受益者が、当該分配を受けた日において、受託者が(1)に違反して信託財産の分配をしたことについて善意である場合には、この限りでないものとする。

(4) (2)の場合において、信託債権者は、当該分配を受けた受益者に対し、当該受益者が当該分配を受けた財産の額（当該財産の価額が当該債権者の受託者に対して有する債権額を超える場合にあつては、当該債権額）に相当する金銭を支払わせることができるものとする。

2 受託者の第三者に対する責任

受託者が信託事務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該受託者は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

3 予見可能性の確保

(1) 受託者が取引をする場合には、特定の有限責任信託（仮称）の受託者である旨を明示しなければならないものとする。

(2) 受託者が有限責任であることについて、第三者が予見可能であるような客観的状況を作る手段として、登記等の制度を整備するものとする。

(注3)(注2)の措置のほかに、いかなる債権者保護のための措置を講じるかについては、なお検討するものとする。

(注4)有限責任信託(仮称)の創設とは別に、既存の種類の信託について、特定の信託の受託者である旨及び特定の信託に係る信託財産に責任が限定される旨を明示して受託者が取引をした場合において、当該取引により受託者に対して債権を有することとなった者は、当該債権に基づき、固有財産に対し、強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することはできないものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> なし

本文について

[意見]

甲案に賛成する。

[理由]

現在、信託財産の運用に際し、投機性の高い取引を行う場合には、受託者は責任財産限定特約を締結することによって行っているが、かかる特約を個々の締結するのではなく、一定の種類の信託につき、有限責任性であることを法で定めることは、それなりに有用であると認められるから、同制度を創設することに賛成する。

なお、有限責任信託にあつては、不法行為責任については、受託者は固有財産も責任財産となるものと考えられるとされている点は、一般的にはそのとおりであるといえる。しかし、信託財産が土地工作物の場合の民法第717条の責任や、土壤汚染対策法上の所有者の責任についてまで受託者が固有財産でもって責任を負うべきであるとされるのでは、有限責任信託の制度の効用が大きく減殺されることになりかねない。民事信託において、後見信託や遺言信託で、目的財産に不動産が含まれている場合を想定すれば、かかる危険を考えると民事信託の受託者を軽々に引き受けられないこととなり、民事信託の積極的な活用の妨げとなる(なお、土壤汚染対策法上の所有者の責任については、同法の趣旨に照らし、委託者が所有者責任を負うべきであり、そのように解釈されるべきである。)

(注1)について

[意見]

受託者の不法行為に基づく債権につき固有財産が責任財産となるのは当然であるが、民法第717条但書や土壤汚染対策法等の責任については、受託者の責任を限定する有限責任信託制度の趣旨からして有限責任に含ませるべきである。

(注2)について

[意見]

1のうち、(1)の規制には賛成するが、その金額の算定の仕方として、最低資本金的な発想をするのか不明である。その場合、公示がなされるべきであるが、その公示については、3の公示対象に含ませるべきである。

同(2)は賛成する。

同(3)は賛成する。

同(4)は疑問である。詐害行為取消権との対比で言えば、無資力要件が必要と思われるが、その定めがない。また(2)の場合には受託者が責任を負うのであり、信託債権者としては受託者に先ず請求するのが本則かと思われる。

2については、受託者が信託事務を行うにあたり悪意又は重過失がある場合には、第三者に対して責任を負うことは肯定されてよい。

3については、(1)、(2)いずれも賛成する。なお、信託債権者が、容易に責任制限の有無を知り得る制度が望ましい。

(注3)について

[意見]

信託債権者による信託財産に対する強制執行が不当に制約されることのないよう、既存の執行法制との整合性を考慮した規律を整備する必要があるが、この点を含め、債権者保護のための、比較的軽い制度設計で、かつ有用な制度が提案されることを期待する。

(注4)について

[意見]

反対する。

[理由]

個々の債権者が責任財産限定特約を付した契約をなす場合には、各債権者は、受託者との契約交渉において、信託財産の範囲等について確認することもできるが、提案にかかる制度では、取引先は上記のような確認をすることが事実上困難であって、債権者の保護に欠けるおそれ大きいといえる。

このような債権者保護に欠ける懸念のある制度を、敢えて導入するだけの必要性があるとは認められない。

第67 受益権の有価証券化について

1 信託行為の定めに基づく受益証券の発行

信託行為の定めに基づき、受益権につき有価証券（以下「受益証券」という。）を発行することができるようにするものとする。

2 受益証券の種別等

- (1) 受益証券は、記名式又は無記名式とする。
 - (2) 受益権につき受益証券が発行されているときは、当該受益権を譲渡するには、受益証券を交付しなければならないものとする。
 - (3) 受託者は、記名式の受益証券を発行したときは、受益者名簿（第24参照）の作成を要するものとする。
 - (4) 受託者対抗要件は記名式の受益証券については受益者名簿の記載又は記録、無記名式の受益証券については受益証券の占有によるものとし、第三者対抗要件は受益証券の占有によるものとする。
 - (5) 受益証券を占有する者は、適法にこれを所持しているものと推定するとともに、受益証券については善意取得を認めるものとする。
- （注1）受益証券が発行された場合には、当該受益者に対する補償請求権及び報酬請求権の行使（第32の2及び第33の2(2)参照）を認めないものとする。
- （注2）受益証券の記載事項に関する規律、受益証券の発行前にした受益権の譲渡に関する規律、受益証券を喪失した場合の規律、記名式と無記名式との間の転換に関する規律、受益証券の譲渡に伴う譲渡人が有する委託者の地位の承継に関する規律等を整備するものとする。
- （注3）受益権の有価証券化を認めることに加えて、受益権を振替制度の対象とする実務上の必要性があるとの指摘があることから、受益権を振替制度の対象とすることにつき、なお検討するものとする。
- （注4）信託財産のみを引当財産とする債券の発行を認めるニーズがあるとの指摘があることから、このような債券の発行につき、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> なし

1、2について

[意見]

賛成する。

[理由]

資金調達を目的とした信託の場合、信託受益権を流通させる必要があるため、当該信託受益権を有価証券化することを認めるべきである。有価証券化することを認める際には、次の点に留意するべきである。

まず、流動化対象資産を正確に評価する必要があるが、知的財産の場合評価が困難であるという性質があり、この点、評価の手法につき十分検討しなければならない。

次に投資家に対してディスクロージャーが必要である。この点、公募発行による資産流動化を前提として証券取引法上、流動化対象資産が知的財産権である場合には、当該知的財産権の種類、内容、登録の番号年月日、存続期間等の開示が必要であり、また、当該財産権等に係る実施権を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項も開示されるべきである（「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」第5の2様式「記載上の注意（16）参照」）。以上については、知的財産権に関しては、営業秘密の開示を伴うことが予想されるため、投資家保護の要請と企業防衛の要請とを調整しながら、どの程度開示するべきであるかを検討しなければならない。

なお、善意取得制度のない不動産又は知的財産権等を裏付けとする信託の受益権について有価証券化を認めると、善意取得制度のない不動産又は知的財産権等について善意取得制度を肯定することと類似の状況が生じるから、善意取得が認められることにより権利を喪失する既存の受益者に対する解釈論上の配慮も必要である。かかる配慮としては、例えば、善意取得における重過失の解釈において、裏付け資産において善意取得が認められているか否かを考慮すること、受託者の善管注意義務の解釈として、受益権につき有価証券が発行された場合、善意取得があり得ることを告知する義務を認める、などが考えられる。

(注1)、(注2)、(注3)、(注4)について

[意見]

いずれも賛成する。

[理由]

いずれも相当である。

[特殊な類型の信託関係]

第68 いわゆる信託宣言について

【甲案】

委託者と受託者が同一である信託を設定することはできないものとする。ただし、対象となる財産が自らを受託者とする他の信託の信託財産である場合にあっては、この限りでないものとする。

【乙案】

委託者と受託者が同一である信託を設定することについては、特段の制限を設けないものとする。

【丙案】

一定の要件の下、委託者と受託者が同一である信託を設定することを許容するものとする。

(注) 一定の要件としては、例えば、次のようなものが考えられるがどうか。

1 信託の効力発生の特例

a 委託者と受託者が同一である信託の効力は、受益者として指定された者に対して受益権取得の事実の通知をした時又は当該受益者として指定された者が受益権を取得することとなる事実を知った時以後に発生するものとする。

b aにかかわらず、当該信託の設定が公正証書によってされたときは、当該信託の効力は、当該公正証書の作成された時以後に発生するものとする。

2 信託財産に対する強制執行等の禁止の例外

委託者と受託者が同一である信託が設定された場合においては、債務者である委託者に対して債権を有する者(以下単に「債権者」という。)は、詐害信託取消し(第3参照)の手続を経ることなく、信託財産に対して強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することができるものとする。これに対し、受益者等による異議の主張(第12の2参照)があったときは、債権者は、当該信託の設定が債権者を害することを債務者が知っていたことを証明しなければならないものとする。

<現行法の関連条文> 第1条

[意見]

丙案に賛成する。

[理由]

信託宣言は、民事信託が中心の英米法において認められてきたもので、ヨーロッパ信託法8原則においても設定されているところであり、特に弊害が問題視されてはいないと思われることからすれば、国際潮流にそうものとしてこれを認めてよい

し、信頼に足る受託者を見出せない場合に自ら受託者となることを認める必要性も考えられるところである。また、これを認めることにより、民事信託の多様な展開を期待できるのではないかと考えられる。

他方、執行免脱の危険性がまったくないわけではないこと、我が国においてこれまで民事信託が行われる土壌がなかったことに鑑みれば、一定の要件の下に信託宣言を認めるべきである。

(注)について

[意見]

1も2も、いずれも相当である。

信託宣言については、公正証書その他の書面によって信託設定がなされることを効力要件とすべきである。

[理由]

信託契約の場合には、合意のみによってその効力を生じるとしてよいであろうが、信託宣言においては、執行免脱・財産隠匿の危険性を有することに鑑みると、一方的に宣言をしたのみでその効力を認めるべきではないであろう。

また、信託財産に対する強制執行等の禁止の例外を認めることによって、債権者の保護を図るのが相当である。

なお、公正証書によって信託設定がなされることを効力要件とし、常に公正証書の作成を要求することは重すぎる手続となり相当ではないが、一定の書面（記載事項を法定することも検討すべきである）の作成を効力要件として要求することによって執行妨害などの脱法行為の防止に資するといえる。

第69 いわゆる目的信託について

【甲案】

受益者を確定し得ない信託（いわゆる目的信託）は、公益信託を除き、有効に成立しないものとする。

【乙案】

- 1 受益者を確定し得ない信託（いわゆる目的信託）は、有効に成立するものとする。
- 2 公益信託以外の信託であって受益者が確定されないものは、効力の発生の日から起算して一定の期間を超えて存続してはならないものとする。

（注）一定の期間としていかなる期間を定めるかについては、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> なし

[意見]

乙案に賛成する。

[理由]

受益者を確定できない信託であっても、制度としての一定の利用価値が否定されない以上、すべて無効とするまでの必要はないというべきである。

他方、公益信託における「公益」概念が厳格であるために、公益的な信託が容易に実現できないという問題（公益信託制度の厳格な手続を緩和すべきことについては、後記第70において指摘するとおりである）との関係においても、公益的な信託の利用場面において有用である。すなわち、公益信託制度よりもより一層柔軟な公益的な信託の設計が可能となるものといえる。

第70 公益信託について

公益信託について、主務官庁制を廃止するものとするかどうかについては、公益法人法制の改正の動向を踏まえて、なお検討するものとする。

(注)平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」においては、現行の主務官庁による設立許可制度を廃止するなどの公益法人制度の抜本的改革を実施していくため、公益性を有する非営利法人を判断する仕組み等について更に具体的な検討を進め、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することを目指すこととされている。

<現行法の関連条文> 第66条から第75条まで

[意見]

公益信託について主務官庁制を廃止すべきである。

また、「公益」概念の認定が厳格にすぎるなど、従来、手続的にあまりに厳格に運用されていることなども見直されるべきであり、柔軟な公益信託の活用が実現し得るような規律の整備を期待する。

以 上